代制度卷一〇上　薩藩例規雜集卷一四

〔注一八〕歷代制度卷一〇上　薩藩例規雜集卷一四

〔注一九〕金山萬留卷乾

〔注二〇〕薩藩政要錄卷六　要用集抄　歷代制度卷一〇上　薩藩例規雜集卷一四・二二

〔注二一〕歷代制度卷一〇上　薩藩例規雜集卷一四　薩藩政要錄卷六　要用集抄

〔注二二〕歷代制度卷一〇上　金山由緒　金山萬留卷乾　島津家傳記大概　島津國史卷二六　上使答書

〔注二三〕舊記雜錄追錄卷九

〔注二四〕巡見使答書

〔注二五〕歷代制度卷一〇上　島津國史卷二七　金山由緒　金山萬留卷乾　薩藩政要錄卷六　要用集抄　薩藩例規雜集卷一四

〔注二六〕常憲院殿御實紀卷三七　金山由緒　金山萬留卷乾　舊記雜錄追錄卷二七　島津國史卷二八　三州御治世要覽附錄年代記

〔注二七〕舊記雜錄追錄卷二九・六一　島津國史卷二

〔注二八〕歷代制度卷一〇上　薩藩例規雜集卷一四　金山萬留卷乾　金山由緒

〔注二九〕舊記雜錄追錄卷四七　金山萬留卷乾　金山由緒

〔注三〇〕舊記雜錄追錄六一　島津國史卷三〇

〔注三一〕金山萬留卷乾　金山由緒

〔注三二〕歷代制度卷一〇上　薩藩政要錄卷六　要用集抄　薩藩例規雜集卷一四

〔注三三〕舊舊記雜錄追錄卷九〇—九二　島津國史卷三〇　薩藩例規雜集卷二〇

〔注三四〕歷代制度卷一〇上　薩藩政要錄卷六　要用集抄　薩藩例規雜集卷一四・二〇

〔注三五〕薩摩國御巡檢使書上（天保九年）

〔注三六〕薩藩例規雜集卷二〇

〔注三七〕歷代制度卷一〇上　薩藩政要錄卷六　要用集抄　薩藩例規雜集卷一四

〔注三八〕薩摩國御巡檢使書上

〔注三九〕芹ヶ野金山玉金本拂帳　歷代制度卷一〇上　金山由緒　金山萬留卷乾　薩藩政要錄卷六　要用集

抄　薩藩例規雜集卷一四　芹ヶ野金山發起始終覺書　五代龍作氏著芹ヶ野金山鑛業誌

〔注四〇〕歷代制度卷一〇上　金山由緒　金山萬留卷乾　薩藩政要錄卷六　要用集抄　薩藩例規雜集卷一四

〔注四一〕歷代制度卷一〇上　薩藩例規雜集卷一四　東京鑛山監督署編日本鑛業誌

〔注四二〕三國名勝圖會卷一九

〔注四三〕歷代制度卷一〇上　薩藩例規雜集卷一四

〔注四四〕要用集抄　薩藩政要錄卷六

〔注四五〕歷代制度卷一〇上　薩藩例規雜集卷一四

〔注四六〕薩摩國御巡檢使書上

〔注四七〕薩藩政要錄卷六　要用集抄

〔注四八〕薩摩國御巡檢使書上

〔注四九〕三國名勝圖會各卷

〔注五〇〕三國名勝圖會卷四五　小根占村役場編小根占村史

〔注五一〕西村時彥氏著南島偉功傳

〔注五二〕三國名勝圖會各卷

〔注五三〕薩藩政要錄卷六　要用集抄

〔注五四〕要用集抄

〔注五五〕薩藩政要錄卷六　要用集抄

〔注五六〕薩藩政要錄卷六　要用集抄

〔注五七〕歷代制度卷一〇上　薩藩例規雜集卷一四

〔注五八〕三國名勝圖會卷二八

〔注五九〕御高頭並上納物取調帳（自弘化四年秋至嘉永三年秋）

〔注六〇〕藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衞門廣鄉履歷概略

〔注六一〕三國名勝圖會卷四〇・四一

〔注六二〕藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衞門廣鄉履歷概略

〔注六三〕三國名勝圖會卷九

〔注六四〕藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衞門履歷概略

第五章　金山及び各種鑛產

第六章　各種製造産業

第一節　製絲及び染織

養蠶

重豪織局を設けて養蠶を奬勵す

種子島の養蠶

纖維原料は、絹・木綿・麻・芭蕉・羊毛等の各種に亙るが、第一に絹に就いて記せば、養蠶は概して盛大ならず、藩内需要の一部を充たすに過ぎなかつた様である。〔注一〕三國名勝圖會に於いても、僅かに川邊及び甑島に白絲、卽ち、生絲を産すとしてゐるに過ぎない。此の外に、大島には有名な大島紬があり、其の原料眞綿は同島養蠶業に俟つた譯である。猶は、七島では、貢租に眞綿を出して居る。〔注二〕

藩に於いては、古來桑を禁伐木とし、其の植栽を勸めたので、〔注三〕養蠶の勸奬にも留意したと考へられるが、古く見るべき記事なく、重豪に至り、絹織物の織局を建てた時に、養蠶を奬勵し、文化頃には、近江より技術者及び女工を聘し、各郷に傳習せしめた。天保財政改革の際にも、調所廣郷は織局を再興すると共に、養蠶を奬勵し、また近江より女師數名を雇ひ、諸所に養蠶所を建て、桑を植ゑたが、充分には行はれなかつた様である。〔注四〕猶ほ、重豪の影響と思はれるが、種子島家

羽生六郎左衛門

六郎虫

大島の養蠶

絹織物

中村源左衛門織屋

でも、その私領に養蠶を勸める事があつた。卽ち、文化十四年、種子島家臣羽生道潔（六郎左衛門）は、當時藩が招聘してゐた近江の人松村儀兵衛に傳を受け、文政元年春、種子島に養蠶を創めた。其の後、川邊田部田村の市左衛門を同島に聘し、文政三年には、養蠶戸數百三十戸に及んだ。偶〻同年、同島に蠶類似の甘藷害虫が發生し、被害甚大であつたので、之を六郎虫と稱し、養蠶に對する誹謗起り、民心不安なるに至り、遂に養蠶を禁じた。羽生道潔は慨嘆し、蠶德辨論を著はして抗辯したといひ、其の後、養蠶は再び行はれるに至つた。〔注五〕

大島の養蠶に就いては、南島雜話（卷四・補遺）に其の記事を存し、夫によれば、同島の養蠶は由來古く、島中に桑樹は充分植付けて居り、家毎ではないが、手隙ある家では多く飼ひ、眞綿五、六抱或は其の上にも至り、蠶は眞綿を取る種類で、長さ三寸程あり、繭も絲の蠶より太く、少し黄色を含むといふ。就中、養蠶の盛んなのは宇檢間切で、其の眞綿は色白く外見美しく、宇檢眞綿の名があつたが、他地方の色黑き眞綿に比し、引いて弱く、紬を績むには此等色黑きを用ひるといふ。

絹織物に關しては、寛永中、藩は京都より中村源左衛門（作左衛門ともあり）を召下し、織屋を建てさせた。初め、關ヶ原役より退いて京都に出た長谷場純智・美代清堯・

伊集院忠張等七士が、源左衞門の父常和を賴り、其の庇護を受け、後に近衞家の扱ひにより歸るを得たが、常和は薩摩の人で、久しく京都新在家に居り、絹織を業としてゐたのである。常和の歿後、伊勢貞昌が上京し、進言する處あり、源左衞門一家を召下し、俸祿を給し、織屋を建てさせたのである。次いで、俸祿を廢し、猶ほ織屋の稱を存したが、慶安二年、遂に屋號をも削つた。[注六]其の後、織屋の施設はなく、重豪に至り、安永五年、城下に織局を建て、生絲は福島郡上・近江等より買入れ、羽二重を織らせたが、文政頃には、財政困難のため資金に窮したといふ。天保財政改革に當り、織局を再興し、時に、從前織局を管掌した樺山武左衞門が織工に精しく、縝密なるにより、再び擔當せしめると共に、仁禮吉左衞門等をして監督せしめ、樺山の歿後は、川畑清右衞門をして當らしめた。織局には西陣より織師を雇ひ、絲も買下し、また米澤の法を習ひ、薩摩御召羽二重なる別種品をも創めたといふ。かくて、織局で製した織物は各種に亙り、[注七]三國名勝圖會（卷七）に、鹿兒島に產する織物として紗綾・羽二重（素光綢）・絹棧留以下數種を擧げてゐるが、其の內織局の製が多いと思はれる。外に、領內絹織物を產するのは甑島で、三國名勝圖會（卷三）に、羽二重（清光綢）・棧留等を擧げて居り、何れも名品といふ。

重豪織局を設く

織局再興

薩摩御召羽二重

次に、大島紬の起原は明らかでないが、琉球の久米島紬の製法を傳へたものといふ。享保五年十月十二日付、大島代官上村半左衞門宛の令達に、與人・横目・目指・筆子・掟以外紬の着用を禁じて居り、同令達は德之島・喜界島・沖永良部島にも達せられた。之によつても、當時、既に大島紬は普及しつゝあつたと察せられ、恐らく農家の其の事に從ふものが多かつたのである。元來、大島紬は其の品質堅靱なると共に、染色に特長あるを以て重んぜられ、此の染色の特長は、現行の如く、專らしいありんばいてい木染料を使用するに至り、殊に發揮せられたものである。卽ち、紬の原料絲はしありんばいで染めた上、鐵分を含む泥土中に浸し、之を繰返して、黑みがゝつた褐色の高尙なる染色に達するのであるが、また此の染料をしありんばいに一定したのは比較的新しい事で、古くは山藍を用ひ、或は之を得るに困難な處から、くちなし・ひる木・つん木・櫨に木等各種の草木を使用した樣である。染色に泥土を使用する事は古く行はれた樣で、此の法をにちやにちやと云つた。[注八]にちやとは泥の腐つたを指すといふ。

領內の棉作は、養蠶と同樣、比較的僅少であつたと考へられる。併し、百姓女

十五人間に織木棉一反を課するを法とした所から見ても、木綿織は自家用として一般農家に行はれたので、また木綿織は藩士、殊に郷士の家庭に於いても之を行つたと考へられる。

綿布産地

綿布産地は川邊・加世田・甑島櫻島・小根占・花岡等で、何れも商品として出した様である。三國名勝圖會によれば、川邊・甑島・花岡等の産は縞木綿（條布）で、花岡産は古江條布といひ、産額が多く、櫻島産も櫻島木綿の稱があり、加世田に木綿天鷲絨・木綿七子織、小根占に木綿絨を産するといふ。また硫黄島等では貢租に木綿を出した様で、相當の生産があつたと思はれる。[注九]

調所廣郷の綿織物奬勵

天保財政改革中、城下下町に木綿織屋を設けた。即ち、是より三、四十年前まで、藩士は家内手織の綿服を着用したのに、二、三十年來世體變じ、家々に織る事なく、皆下りの反布を用ひるにより、調所廣郷・海老原清熙等之に鑑み、綿價を低廉にし、世の奢侈を矯め、織機を流行せしめんとして、此の事業を起したといふ。其の主宰には重久篤極を任じ、其の下に、長倉猪八・同源左衛門の兄弟、川井田藤助・谷山甚左衛門等皆富裕の者を置き、無給であるが、功勞により賞に預かるの望を以て從事せしめ、失費を省いたといふ。就中、重久はもと下町の商人で、富裕藩下一等と稱せられ、文政中財政困難の際、廣敷番頭に擧げられ、君側の用を

重久佐次右衛門

供し、且つ國の大事件には萬金を捧げんと申したといひ、後に町奉行となり、高千石を許された。木綿織屋の事に關するや、重久は自身上坂し、品位・價格の高低を詳らかに約し、巧妙に綿を買下し、市中綿屋より買はずして織り、資金は藩より出したが、利を收めず、專ら廉價を旨としたといふ。[注一〇]

麻の主要産地は日置郡及び伊佐郡南部地方で、其の他、肝屬郡及び日向の綾にも産した。日置郡では、吉利を第一とし、[注一一]同地では五家・十家毎に麻苧（をいでがま）竈を共有して設けてゐた。麻糸は主として製網に用ひ、各戸に於いて之を編み、吉利網の稱があつた。[注一二]同郡永吉は吉利に次ぎ、亦製網を業とした。[注一三]伊佐郡では、鶴田・宮之城・山崎を麻産地とし、鶴田は領内第一の産額があり、山崎も亦産額多く、煮扱苧・鐵引（かなひき）に製する。鐵引とは麻糸の勁強なる事鐵線に劣らずとの稱である。[注一四]日向綾の産は、弓弦・漁網等として領内最佳品であつた。[注一五]肝屬郡の産は粗製で、自家用に過ぎなかつた。[注一六]

芭蕉布

芭蕉布は糸芭蕉（琉球芭蕉）の纖維を原料とする。糸芭蕉は薩隅にも分布廣く、蕉皮の貢租があつたが、琉球・道之島には一層多く、古來、芭蕉布は此等地方の特産とされたのである。元和九年閏八月廿日付、家老島津久元（下野守）等の大島置

毛織物

目之條々にも、唐苧・薙・綿と共に芭蕉の買上を達して居り[注一七]、年々芭蕉布の積登があつたと思はれる。大島に於いては、郷士格・與人・横目等の上層島民の朝衣を始め、必需として用ひ、芭蕉素として琉球へ渡す事もあつた[注一八]。

重豪は、緬羊の飼育と共に、毛織事業をも企てた。安永二年正月付、近習役村上範村の達に、家老樺山久智の差圖として、毛織に從事する者、又は織物に心掛け、素質良き者あらば、吟味の上申出る様とある。猶ほ同時に、織物の種類によらず、稽古希望者は大坂へ遣し、稽古申附けるにつき、之も申出る様申渡すべしとあるが[注一九]、要するに、毛織を起さんための達と思はれる。此の前年、即ち、同元年、大島の與人芝好徳は上國し、村上範村より羊毛の織方を習ひ、また羊毛を乞ひ得て、翌春、歸島し、同四年春、毛織三反を織るべく重豪の命を受け、織屋・織具を新らたにして織り、翌年、之を登せ、同六年二月、賞與せられたといふ[注二〇]。文政初年頃、重豪が曾槃に委せて羊を飼育せしめた時に、幕醫澁江長伯の傳を受けた坂元澄明・小川富吉の兩人は、文政二年夏、歸省し、鹿兒島に於いて羊毛紡織を始めた。併し、羊の蕃息を見ず、羊毛原料を缺くため、毛織業は實際の産業として發達するに至らなかつた[注二一]。

特産山藍

薩摩絣

染料には、先づ領内及び琉球に特有の山藍（唐藍）があり、之によつて染めたのが薩摩絣として著はれてゐるが、染料として販路なく、夫々自家用に供するのみであつた[注二二]。三國名勝圖會でも、水引に藍を産すと記すが、以外藍産地を示してゐないが、之も藍玉が商品となる事稀なためであらう。佐藤信淵の經濟要錄（巻一〇）に琉球・薩摩・大隅等の紺染は頗る暗黒にして鮮明ならざるを見る時は、未だ製法の精微を盡さゞるを察するに足るとあり、藍玉として市場に出すには、猶ほ改良を要した様である。天保財政改革中、天保四年二月、頴娃外十九郷に手染用藍作地面五歩づゝを許し、同六年四月、唐物方掛役々の申出により、同所外三十郷に同斷申附けた[注二三]。其の後、砂糖收益の減少につき、其の接穂として藍作改良に着手し、藍玉方を置き、資金を供し、製法の師を阿波・大坂より聘したといひ、また弘化初年には、藍製造所を城下築地に置いたといふ[注二四]。但し、藍の種類は、在來の山藍以外を入れたのか否か、明らかでない。

藍玉方

其の他の染料

其の他櫻島に方言やしやと呼ぶ灌木あり、其の實は黒色染料として、鹿兒島の染屋へ出したといふ。猶ほ、此の樹は噌唹郡霧島山麓の原野にも多かつた[注二五]。大島では、しありんばい・山藍の外、がきな・ひろき・はつくわき・櫨・里芋殻等を染料

とした。がきなは萠木色、ひろきは茶色とし、はつくわきはひろきより薄く明色とし、橘は心を削り煎じるので、橙色であるといふ。[注二六]

〔注　一〕鹿兒島縣農事調査沿革四
〔注　二〕御高頭並上納物取調帳（自弘化四年秋至嘉永二年秋）
〔注　三〕薩隅日田賦雜徵寫　差杉來由私考　莊內地理志卷四五
〔注　四〕海老原清凞君身上ニ關スル件　薩藩政改革ニ係ル件
〔注　五〕熊毛支廳編熊毛郡沿革誌　西村時彥氏著南島偉功傳　羽生道潔先生養蠶碑
〔注　六〕通昭錄卷六二　西藩田租考卷上
〔注　七〕三國名勝圖會卷三　海老原清凞君身上ニ關スル件　薩藩政改革ニ係ル件
〔注　八〕大島政典錄　奄美史談　坂口德太郎氏著奄美大島史　南島雜話卷四・補遺
〔注　九〕御高頭並上納物取調帳　鄉屢歷概略　薩藩政改革ニ係ル件　海老原雍齊君御取調書類草稿　海老原清凞君身上ニ關スル件
〔注一〇〕薩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣
〔注一一〕鹿兒島縣農事調査沿革四　三國名勝圖會各卷
〔注一二〕吉利鄉土史
〔注一三〕三國名勝圖會卷八
〔注一四〕三國名勝圖會卷一七・一八
〔注一五〕三國名勝圖會卷五五
〔注一六〕鹿兒島縣農事調査沿革四
〔注一七〕歷代制度卷一四人　大島要文集　和家文書
〔注一八〕南島雜話卷四・補遺
〔注一九〕歷代制度卷一二下
〔注二〇〕奄美大島史
〔注二一〕仰望節錄卷下
〔注二二〕鹿兒島縣農事調査沿革四
〔注二三〕萬治元年萬留

楮の產多し
紙漉方
楮見舞役

〔注二四〕薩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣鄉屢歷概略　薩藩政改革ニ係ル件
〔注二五〕三國名勝圖會卷四三
〔注二六〕南島雜話卷四

第二節　製紙

古來、藩の勸奬もあつて、楮は領內各地に植栽されて居り、薩摩領は楮多き國と稱せられた。[注一]　初め正保乃至寬文年間、家老島津久通は楮の增植・改良に留意し、長門・周防等より楮苗を取寄せ、また紙漉師松岡美濃を招き、紙漉方を始めたといふ。次いで、禰寢清雄も人を中國邊に派して視察せしめ、郡座の事業として大いに楮の植栽を勸めた。[注二]　楮見舞の役も、當時、設けたものと思はれ、天和三年七月廿日付、楮見舞松下五郎左衛門宛、郡座の覺では、楮植栽に就いて、次の如く達してゐる。卽ち、先づ噯・郡見廻・庄屋等に引合せ、楮苗を仕立て用意せしめ、植場は藏入・給地共現畠の竿境或は畠畔・大山野とし、名々に於いて功才等まで召寄せ、僉議の上之を決定し、植立の時は楮見舞が巡廻して下知するが、全體巡廻は困難故、一名に一、二所程楮少しづゝ植ゑさせ、噯・郡見廻・庄屋・功才又は名中頭立つた者等へ見せ、取扱樣も傳へ、植立後は、更らに楮見舞が巡廻し、植立作人

に注意して取締り、其の他、現地になるべき大山野でも楮を仕立て、其の間に作職せんとする者には、無上納とする事、爾後所の廣狹により、夫々楮見舞一、二人或は三、四人を申附け、衆中は番普請、百姓は一人の用夫を免除する事とした。[注三]

楮の植付を奨勵す

次いで貞享元年には、諸外城衆中・寺家・町屋敷等一所に五本づゝ、百姓は用夫一人に五本づゝの楮植付を命じ、皮楮は斤高に應じ、八分を植付人へ給する事と達したが如き、其の他、各種植木と共に屢〻楮の植付を命じてゐる。大體、海邊に櫨を植栽せしめたのに對し、楮は漆と共に山手に植栽せしめた様である。

紙漉の奨勵

また、當時、未だ他領産の紙を多分に買下すにつき、之を充足せんとして、關外四外城へ紙漉を立て、殊に女に漉方を習はせる事とし、男よりも增銀を附して教へたといふ。[注四]

植楮の奨勵

元祿十一年正月十三日付、吉田を始め三十外城郡見廻楮見舞・噯宛、新楮方郡座廻文には、諸所植楮外城により年々減少するにつき、前年春檢者を遣して植次を命じたが、更らに、古楮新楮共に木數を免帳に付け、減少せざる様にする事、楮取納跡再檢として二月中に檢者が巡廻して手入捗する事、年々春には植付け、植場餘地ある所は衆議の上地位宜しき所へ植栽し、新植栽木數・坪付は其の節檢查する事とある。猶ほ、檢者を以て植立てさせる事としたのは、元祿十年以來といふ。[注五]寶永に至り、櫨方檢者を置き、楮の監督も其の所管とした。

楮の植栽と共に、藩は紙屋或は紙座を高岡、其の他諸所に設けた。例へば、蒲生の紙座は、島津久通の創始に係り、同地麓の西方に別府川の清流があり、製紙に適するにより、同地の貧窮衆中の副業たらしめんとして、彼等に製紙を傳習せしめ、原料楮を給し、薪も藩林より伐採せしめ、製品は上納紙とし、他賣を禁じ、技術の漏洩をも嚴禁して、持高十石以下の衆中に從事せしめたといふ。[注六]次に、樋脇塔之原の紙座は安永八年の創置に係り、之も貧窮郷士救助のためといふ。生産者は各一人に十六貫の楮皮包三丸、計四十八貫を渡され、内二丸で百田紙なる上納紙を製し、殘一丸の製紙を藩に賣納するか、或は雜紙として一般に賣り、賃分を得、其の内から紙座役人の扶持、其の他の雜費をも支拂つたといふ。紙屋・紙座の原料楮は、百姓より石別に納入させたものである。[注七]

各地に紙座を設く

貧窮郷士救助策として製紙を傳習せしむ

猶ほ、重豪も製紙の改良・增産に努め、雜紙方の一局も重豪が設けたものと思はれる。重豪は亦唐紙模製を試み[注八]、天明七年八月、夫に關し琉球より新垣仁屋を代々小人として鹿兒島へ轉籍した。新垣仁屋は當時十五歳であつたが、其

重豪製紙の改良增産に努む

新垣仁屋

天保財政改革と製紙業

紙の産地

の父は福建に於いて製紙を習つて歸國し、重豪に聘せられ、唐紙を模製した者である。新垣仁屋は新垣仁右衞門と改め、子孫も續いたといふ。〔注九〕

天保財政改革の際には、調所廣鄕は雜紙方を繼續して、日向を始め川內等諸所の紙を大坂へ仕登せ、利益はあつたが、金高は僅少であつたといふ。天保十年、調所は長崎に赴き、時に、領內楮の減少に鑑み、肥前大村に於いて、苗楮に關し熟練の者を見出し、出水鄕士の內より人を派して傳習を受けしめ、また楮苗を買入れて試植し、其の他、大坂木之部村の植木屋より植栽法を傳へたといふ。〔注一〇〕

大體、紙の產地は、三國名勝圖會によれば、薩摩では中鄕・東鄕・宮之城・大村・伊作、大隅では末吉・加治木・蒲生・垂水・小根占・大根占・佐多等の諸鄕で、更らに、日向の紙は著名で、高岡產は宇田紙・半切紙・本結紙・平本結紙・小杉原紙等あり、高岡紙の稱を以て珍重され、其の他、綾・倉岡穆佐等の產は何れも名品とされた。

大島では、桑皮・芙容・沈香木等を以て漉き、內地のむくみ紙より良品もあつたといふ。但し、少量で用分に足らず、販賣には出さなかつた。〔注一一〕

〔注一〕鹿兒島ふり
〔注二〕差杉來由私考　歷代制度卷一〇上　薩藩例規雜集卷一八　禰寢丹波淸雄勸農略記　薩藩舊傳集補遺

製蠟についての傳承

櫨買買請人を定む

〔注三〕禰寢丹波淸雄勸農略記
〔注四〕差杉來由私考
〔注五〕薩隅日田賦雜徵寫
〔注六〕蒲生野史　蒲生鄕土史　姶良郡西史
〔注七〕樋脇村史
〔注八〕薩藩政改革ニ係ル件
〔注九〕薩藩例規雜集卷二五
〔注一〇〕藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衞門廣鄕履歷概略　薩藩政改革ニ係ル件　海老原淸凞君身上ニ關スル件　御改革取扱向御屆手控
〔注一一〕南島雜話卷四

第三節　製蠟

藩內に於ける櫨樹植栽及び製蠟の起原に就いては、種々の傳承がある。禰寢家の傳へによれば、天正頃、禰寢重長が、每年渡唐の商船に託して、櫨苗を取寄せ、初めて所領小根占に植栽したといふ。〔注一〕また寬永十四、五年（同十年乃至十三年ともいふ）の大島代官有馬純定は、假屋收納の薪木の多くが自生の櫨なるにより、自身山床を見分し、櫨實を採らせ、製蠟して積登せ、且つ苗木を持歸り、家久より指宿・山川に植ゑる樣命ぜられたともいふ。〔注二〕當時、櫨の植栽が行はれた事は、既に寬永十四年乃至十六年頃の達に、櫨實は、山奉行所手形により運上銀を納めさせて、買請人を定め、其の他の者が買取るを禁じてゐる事からも明白である。〔注三〕〔補說〕

〔補說〕世に漂着の支那船員が、櫻島小川村に櫨實及び製蠟法を傳へ、夫より櫨の植栽及び製蠟が始まり、次いで、肥後・筑前へ傳播したとも傳へる。佐藤信淵の草木六部耕種法には之を正保二年とし、大倉永常の農家益には延寶頃としてゐるが、本文の如き事實から、正保或はそれ以後傳來の說は肯定し得ない。

櫨實は藩の買物として脇賣を禁止す

其の後も、藩は櫨實占買につき屢〻達して居り、慶安四年十月六日付、知覽・鹿籠・曝宛、宮里・壹岐・南郷仲兵衞の廻文には、櫨實は、例年の如く、藩の買物となるにつき、頴娃仙田村茂右衞門方へ買入を命じ、脇賣禁止を申附けるとあり[注四]、明曆二年九月廿日付、谷山より秋目まで諸所曝宛、島津久賴等の廻文に、居屋敷及び私領の櫨實は自家用の外は藩へ買上げ、脇賣を停止し、また賣上げる者より代官へ申出により藩の立値通り買取るとある。[注五]　萬治元年十月十八日付、諸所取納役人宛、坂五兵衞・樺山左京の廻文には、谷山以下十四所の藏入及び並木の櫨實を取納めるにつき、田布施衆中是枝二右衞門・宮内次兵衞へ渡すべしとある。[注六]

櫨樹の植栽奬勵

他の諸木と共に、櫨樹の植栽に就いて、正保以後屢〻令達があつた事は前に記した通りで、慶安四年十月十日付、谷山より伊集院まで諸所行司・竹木見廻・曝宛、山奉行所の廻文には、櫨木の內犬櫨・男櫨を伐らせ、用に立つ櫨を時節に植立てる事、但し、材木となる伐木は所の商場次第賣拂ひ、代銀上納し、また用に立つ櫨木を作の障り等として伐取らず、伐木の時は横目等立會ふ事と達してゐる。猶ほ、續いて十一月十四日、同じく山奉行所より、前令を改め、男櫨は女櫨の結實に必要につき、犬櫨のみ伐る事としてゐる。[注七]

製蠟所を吉利に設く

其の後貞享・元祿に至り、禰寢清雄の發達したと思はれる。　禰寢清雄については傳へる所では、延寶元年頃、彼は江戸に在り、旗本田宮一山（理財家で、土屋政直に屬近の者といふ、或は浪人ともいふ）に自家窮迫の對策を聞き、製蠟の利を考へ、舊領小根占の櫨樹を取寄せて私領吉利に植ゑたといふ。　次いで貞享元年十月、彼は頴娃地頭となり、同地に狩夫銀を免じて、用夫一人に五百本の櫨樹を植栽せしめた。　貞享四年二月、諸村庄屋より屆出には、同郷御領・牧之內・郡三村で一萬四百本、仙田・池田・十町三村で十萬二千百本を植付けたとある。また家老肝付久兼に勸めて、喜入・指宿・山川・垂水・花岡・新城・牛根等の沿海各地に及ぼし、垂蠟所（製蠟所）を吉利に置き、串木野より阿多までの藩買上櫨實は此處で搾つたが、擴張のため、清雄養子清純の代、元祿・寶永頃、之を伊作に移したといふ。[注八]

禰寢清雄

村山四郎兵衞

更らに、元祿・寶永頃、櫻島白濱村居住の衆中村山四郎兵衞なる者は、曾つて山ケ野金山の山先となり、時に抱へた金山者が會津出身で、同藩の漆實製蠟から

櫻島に製蠟所を設く

見て、櫻島の櫨實は製蠟に適すると告げたので、試みに製蠟せしめた處、大いに成功し、夫より年々鹿兒島に出し、次いで、村山は生蠟垂方幷に櫨木植方主取を命せられ、藩營として製蠟を行ふ事とし、垂蠟所を櫻島藤野村に置き、其の後、擴張に從つて順次西道村・小池村・横山村に移し、火災のため又小池村方崎に轉じた。檢者として村山四郎兵衞及び藤野村の藤崎松右衞門が勤め、後に鹿兒島より伊集院源右衞門が命せられて渡つた。同島は畠地のみの所であるが、現高に櫨を植ゑさせ、高一石に付櫨實五俵二合の定納とし、また頴娃・小根占・牛根等にも植ゑさせ、櫨實一俵代米七升二合五勺で買上げ、此の代米は、後に七升一合二勺とした樣である。[注九]

汾陽盛常の意見

櫨方檢者と櫨見廻

寶永六年正月の郡奉行汾陽盛常の目安によれば、當時櫻島の製蠟による德銀凡四、五百貫の由とあり、また同地では畠石櫨代納を行つてゐたと見られる。卽ち、汾陽盛常は海邊諸所に櫨樹を植栽せしめ、櫨方一篇の檢者を置き、所役の櫨見舞を定め、少々の扶持を給して差引せしめ、櫻島同樣に畠石櫨代納とすれば、將來櫨樹際限なく植栽せられ、收益甚大ならんと說いてゐる。[注一〇] 郡方に櫨方檢者、所役に櫨見廻を置いたのは、之より後と思はれるが、此等の役は、櫨の外、楮・漆の植付・手入及び收納の事を監督したのである。[注一一]

大島の櫨樹植栽

當時、大島でも櫨樹植栽を計つて居り、元祿十四・五年の代官中村勘右衞門代に、一人に付五本の仕立方を命じ、寶永元年には、十萬本に達したといふ。大島規模帳によれば、島中老若によらず、男一人、年々櫨或は棕梠五本を植付けさせ、三分の一は植付人へ給し、また赤木名に垂蠟所を置いてゐた。併し、後に甘蔗作に力を注ぐに至り、苗櫨仕立を差留め、黍地を開いたといふ。[注一二]

家老種子島久基

寶永七年より元文三年まで家老であつた種子島久基は、殖産事業に努力し、製蠟の發達にも功があつたが、其の著我目分明記に、享保十一年と思はれる午年の櫻島生蠟産額を合計十六萬三千四百五十六斤半としてゐる。其の代銀は千八十六貫九百八十五匁で、本手九十貫百二十二匁、差引潤益九百九十六貫八百六十三匁で、之を寶永頃の德銀四、五百貫に比すれば、倍增額である。

生蠟の潤益

元文より延享初年まで、生蠟は格別高値で、潤益も大であつたので、地方より分けて櫨方郡奉行を置いたが、延享五年頃より漸く近國に生蠟を産し、價格下落するに及び、櫨方郡奉行を廢し、地方受込とした。明和七年頃より、價格は恢復したが、生産高減少し、卽ち、櫨樹取粗略なるにより、再び櫨方郡奉行を置いた。

櫨方郡奉行

平右衞門櫨

明和頃には、平右衞門なる者が櫻島藤野村に新種を植出した。之を平右衞門櫨といひ、油多く垂味良く、方々に接立てた。但し、平右衞門櫨は地淺で海邊石混りの所に適し、地深の山蔭には適せず、遲熟にして梅雨遲き時痛み、古櫨は地深の所に適し、早熟にして梅雨早き時痛むといふ。また正左衞門櫨と稱するもあり、所により夫々の割合で混植するを可とした。[注一三]　其の後、要用集抄には安永六年八月乃至翌七年閏七月一ヶ年分に就き、左の如き數字が見える。

櫨實買上代

	生蠟數量	代銀（文銀）
大坂仕上方	五二三、二三三斤	—
服部武八申請拂	二〇、〇〇〇	—
春屋用	一一、八九三	—
計（御物方櫻島井諸所）	五五五、一二六	一、〇六八、〇三七貫匁

而して、此の諸入目銀四百二十一貫五百三十九匁で、差引潤益は六百四十六貫四百九十七匁である。櫨實買上の代米額は、其の後、引下げられ、一俵代米四升となり、明和十年秋より五升としたといふ。[注一四]　文化元年、郡奉行久保平內左衞門等が視察の報告なる諸鄕榮勞調によれば、櫨實一俵の代米は、古く七升二合で、享保內檢の際、郡方より之を減じ、其の見合せを以て、木下多き畠は表盛を輕くするか、或は代米は据置き、櫨樹に構なく檢地するか、伺出て、從前通り檢地し、代米減少なき筈に定まつた處、代米のみ引下げられ、百姓の苦痛となつてゐるといふ。要用辨覽・續舊記集によれば、櫨實一俵取納風袋四十二斤、正味三十四斤とし、櫻島では高一石納櫨實五俵、賦米・代米三合七勺八才、計五俵三合七勺八才とする外、諸鄕では櫨實一俵に付代米の定あり、頴娃十町村・山田村、山川大山村・岡兒ヶ水村では眞米四升七合五勺、牛根諸在では眞米五升、小根占邊田村では五升二合五勺、其の他では四升となつてゐる。

天保財政改革と製蠟業

天保財政改革の際調所廣鄕は桐野孫太郎に白蠟製造を命じ、中國筋の蠟屋を調査せしめ、自身も京坂・長崎邊で聞合せ、其の後、安藝の蠟師を雇入れ、櫻島・垂水邊の生蠟で製造させたが、品質も格段進んだといふ。また生櫨自體の改良を行ひ、各鄕共に品質向上し、俵作・斤目にも注意し、櫨問屋の自儘を防ぎ得、且つ諸國櫨實不熟の一因もあり、生蠟の相場を高騰せしめ得た。併し、天保十年頃、産出減少したので、大坂より櫨苗を買入れ、筑後松崎より接櫨培養の師を招き、また石絞りを傳へて十年冬より試みたといふ。[注一五]　御改革取扱向御屆手控によ

り、改革前後の生蠟仕登高及び賣拂價銀を見るに、先づ文政二年乃至同十二年、改革前十一年間に於いては左の如くである。

文政年間生蠟仕登高及び賣拂價銀

年次	仕登高	一斤に付價銀
文政二年	五七五、三二一斤	匁・九六五四五二
同三年	四六九、五四三	・七一八三二〇五
同四年	二一五、一三九	・九三六一〇二三
同五年	三七二、四一三	一・一〇六五五八
同六年	八七、三五八	一・〇三三六二一
同七年	三八六、〇九二	・九二二六〇一九

年次	仕登高	一斤に付價銀
文政八年	二三八、五二〇斤	匁・七九一六八二一
同九年	二六七、四〇一	・八九〇八二九
同十年	二六一、七九八	一・〇八二三七五
同十一年	二四四、〇一七	一・一四二一〇六
同十二年	二四一、〇七四	一・四八二
十一年間平均	三〇五、三三四	一・一〇七

之に對し、天保元年乃至同十一年の景況は左の如くである。

天保年間生蠟仕登高及び賣拂價銀

年次	仕登高	一斤に付價銀
天保元年	一六六、六二一斤	匁・六三〇六二
同二年	二七九、六九一	一・六三五二二
同三年	一七〇、五五〇	一・七四六〇九六
同四年	三七四、四四二	一・七九七〇四七
同五年	二二一、四五四	一・八七一七五三

年次	仕登高	一斤に付價銀
天保六年	三三〇、五三七斤	匁・九二三三一四
同七年	三六三、五六三	一・七六六〇九六
	（外に野田蠟）一〇、四八二	一・九七一〇四三
同八年	一五五、一七一	一・八八一一四二
	（外に野田蠟）一〇、六〇〇	一・九三九三五八

天保九年	（外に皿居蠟）二五、九〇七	一・九六八三二九
同十年	一三四、五四六	二・三二五四〇八
	（外に皿居蠟）一一七、四一四	三・五七四
	一一、六〇〇	四・五二九

天保十一年	（外に皿居蠟）二三八、四八六	三・三八四〇五二
	二五、七五八	三・五〇一五九
十一年間平均	二三九、七一一	二・一三九

嘉永二年の御産物御仕登金銀錢御藏納高萬控に同年春として大坂仕登等拂先別に各地産生蠟數量を擧げてゐる。其の期間は明確でないが、表示すれば、次の如くである。

大坂仕登等拂先別各地産生櫨數量表

	大坂仕登	江戸積	京都	琉球産物方晒蠟用	春屋蠟造用
山川	八四、一七三斤	—斤	—斤	一五、〇〇〇斤	—斤
田布施	八八、〇一八	—	—	—	—
櫻島	七三、八六二	八、五五〇	一、〇〇〇	—	—
谷山	二七、八三八	八、六〇〇	—	—	一四、五〇〇
隅之城	五〇、六二七	—	—	—	—
高山	一七、五六〇	—	—	—	—
大根占	三五、一八二	—	—	一〇、〇〇〇	—
田水	二三、九五七	—	—	—	—

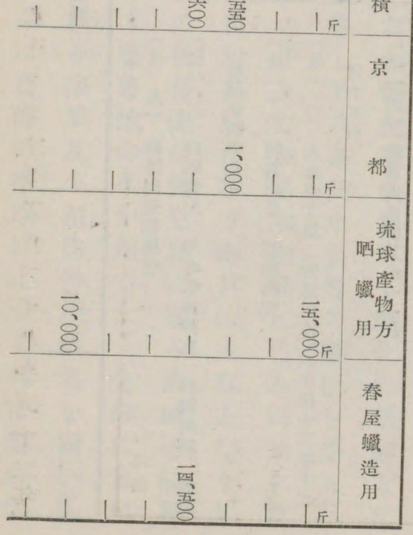

桐野方	六三、六〇〇	—	—	—	—
計	四六四、八二二	一七、一五〇	—	二五、一五〇	—

〔注　一〕差杉來由私考　禰寢丹波清雄勸農略記　薩藩例規雜集卷一一・二三
〔注　二〕差杉來由私考　薩藩政改革ニ係ル件　海老原雍齋君御取調書類草稿
〔注　三〕差杉來由私考　薩隅日田賦雜徵寫
〔注　四〕差杉來由私考
〔注　五〕差杉來由私考　薩隅日田賦雜徵寫
〔注　六〕差杉來由私考
〔注　七〕差杉來由私考　薩隅日田賦雜徵寫
〔注　八〕禰寢丹波清雄勸農略記　薩藩例規雜集卷一一・二三　島津國史卷二八
〔注　九〕薩藩例規雜集卷一一
〔注一〇〕田租雜記　地考升田抄寫　租稅問答　鹿兒島藩租額事件
〔注一一〕續舊記集　要用辨覽
〔注一二〕大島要文集　大島規模帳（享保十三年十二月十五日）
〔注一三〕薩藩例規雜集卷一一
〔注一四〕薩藩例規雜集卷一一
〔注一五〕藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衞門廣鄕履歷概略　薩藩政改革ニ係ル件　御改革取扱向御屆手控

第四節　陶窯

朝鮮傳來の製陶

陶器には薩摩燒の稱があつた。即ち、朝鮮傳來の製法によるもので、前卷に觸れた樣に、文祿・慶長役の際の歸化朝鮮人が移し開いたのである。初め、陶工

歸化陶工金海姓名を星山仲次と授けられ士班に列す

金海は、文祿四年、義弘の朝鮮より歸るに隨つて渡來し、市來神之川に來り、次いで、栗野に於いて製陶を始めた。時に、金海は故鄕の地名による星山の姓及び仲次の名を授けられて士班に列し、同年十二月、義弘の帖佐に移るに隨ひ、同所鍋倉村に於いて屋敷及び細工所・竈屋を給せられ、本國の製法により茶入・葉茶壺・大白・三島手等を製し、之を古薩摩・古帖佐といふ。原土・釉料を朝鮮に求めたともいひ、火計りの稱があり、また義弘自身の細工所に赴いて口命し、上品には判を入れたによつて、御判手とも稱する。慶長十二年、義弘の加治木に移るや、金海も隨ひ、日木山龍之口に築窯した。其の後、金海は同じく歸化の朝鮮人なる高城元六左衞門と共に尾張瀨戸を視察し、茶入・茶碗・水差等の製法を學んだ。

古帖佐燒

御判手

歸化陶工芳仲

龍門司燒

竪野燒

また歸化朝鮮人陶工に芳仲があり、其の子また加治木山元に住み、山元を姓とし、其の子孫山元椀右衞門の代に小山田村高崎に移り、陶戸の主取となり、其の製品を龍門司燒と稱する。義弘逝去の後、金海は鹿兒島に移り、興國寺脇、即ち、坂本村竪野に於いて製陶を續け、之より竪野燒の名が起つた。金海は、元和七年十二月、七十二歲で歿したが、子孫は代々家業及び星山仲次の名を嗣いだ。更らに、歸化朝鮮人陶工申主碩・申武信兄弟は、金海の推擧によつて、共に業に從

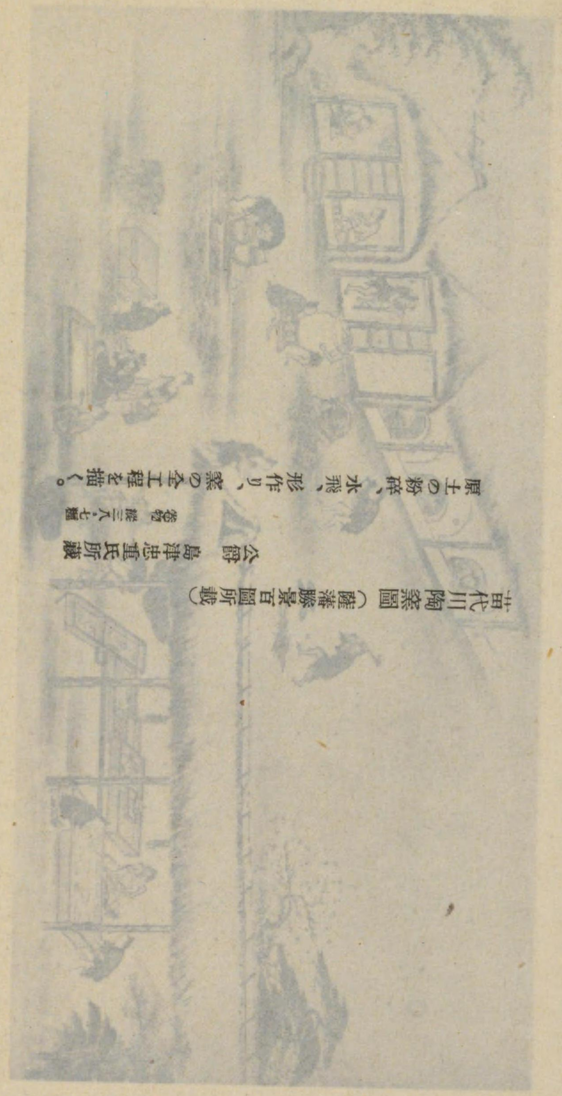

苗代川陶窯圖（薩藩勝景百圖所載）

公爵　島津忠重氏所藏

原土の粉碎、水飛、形作り、窯の全工程を描く。

第三編　民政及び産業　五四〇

六代目星山仲次上方の法を傳へて製陶精巧となる

御庭燒

歸化朝鮮人朴平意等串木野より苗代川に移る

元壺屋

つた。武信は故郷の地名を姓として田原萬助と稱し、子孫また田原姓を襲つた。金海の子金和、卽ち、二代目星山仲次（初め彌右衞門）は肥前に赴いて秘傳を得、南京手筋・青磁溜利錦手等を燒き、天和二年十月、八十二歲で歿した。後、六代目星山仲次（初め仲兵衞）金貞は、部屋住中の寛政五年六月、命により諸國燒物見習に出て、備前伊部の京都形細工燒法、河內燒、尾張瀨戶燒茶入、近江信樂燒、其の他、長門・肥前等の製陶法を見習ひ、翌年正月、歸國し、寛政九年九月、仲次を嗣いだ。享和二年、重豪は又金貞に諸國の燒物を視察せしめ、彼は數年にして歸國し、新らたに大窯を築き、諸國の法樣を摹擬し、是より陶器の製精巧となるといふ。金貞は、文政元年八月、六十歲で歿した。其の養子なる七代目星山仲次（初め袈裟次郎・仲兵衞）は、齊彬の部屋住中より、召されて、別勤として庭內の細工所及び竈屋を管し、後、磯茶屋に於いて製陶し、之を御庭燒といふ。〔注一〕

慶長四年冬、串木野に來た歸化朝鮮人朴平意等は、下名村に築窯して、製陶を始めたが、同八年冬、彼等は伊集院苗代川に移つた。今、其の串木野の舊趾を元壺屋といふ。〔注二〕翌九年三月、彼等は苗代川に於いて初めて築窯し、其の製品も金海の製品と大同小異で、飴色・黑色等の諸器があつた。同十九年、義弘は朴平意

六代目星山仲次上方の法を傳へて製陶精巧となる

御庭燒

歸化朝鮮人朴平意等串木野より苗代川に移る

元壺屋

つた。武信は故郷の地名を姓として田原萬助と稱し、子孫また田原姓を襲つた。金海の子金和、卽ち、二代目星山仲次（初め彌右衛門）は肥前に赴いて秘傳を得、南京手筋・青磁溜利錦手等を燒き、天和二年十月、八十二歳で歿した。後、六代目星山仲次（初め仲兵衛）金貞は、部屋住中の寛政五年六月、命により諸國燒物見習に出て、備前伊部の京都形細工燒法、河内燒、尾張瀨戸燒茶入、近江信樂燒、其の他、長門・肥前等の製陶法を見習ひ、翌年正月、歸國し、寛政九年九月、仲次を嗣いだ。享和二年、重豪は又金貞に諸國の燒物を視察せしめ、彼は數年にして歸國し、新らたに大窯を築き、諸國の法樣を摹擬し、是より陶器の製精巧となるといふ。金貞は、文政元年八月、六十歳で歿した。其の養子なる七代目星山仲次（初め袈裟次郎・仲兵衛）は、齊彬の部屋住中より、召されて、別勤として庭内の細工所及び竈屋を管し、後、磯茶屋に於いて製陶し、之を御庭燒といふ。〔注一〕

慶長四年冬、串木野に來た歸化朝鮮人朴平意等は、下名村に築窯して、製陶を始めたが、同八年冬、彼等は伊集院苗代川に移つた。今、其の串木野の舊趾を元壺屋といふ。〔注二〕翌九年三月、彼等は苗代川に於いて初めて築窯し、其の製品も金海の製品と大同小異で、飴色・黑色等の諸器があつた。同十九年、義弘は朴平意

原土の粉碎、水飛、形作り、窯の全工程を描く。

卷物　縱三八・七糎

公爵　島津忠重氏所藏

苗代川陶窯圖（薩藩勝景百圖所載）

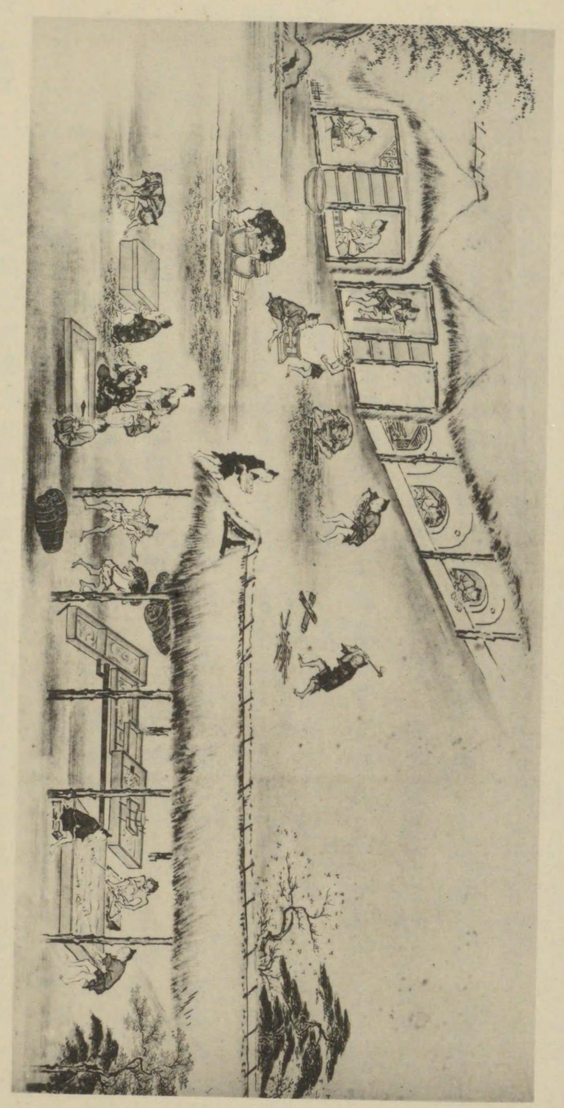

つた。武信は故郷の地名を姓として田原萬助と稱し、子孫また田原姓を襲つた。

金海の子金和卽ち二代目星山仲次（初め彌右衛門）は肥前に赴いて秘傳を得南京手筋青磁溜利錦手等を燒き、天和二年十月八十二歳で歿した。後六代目星山仲次（初め仲兵衛）金貞は部屋寛政五年六月、命により諸國燒物見習に出で備前伊部の京都形細工燒尾張瀨戸燒茶入近江信樂燒其の他長門肥前等の製陶法を見習ひ歸正月歸國し寛政九年九月仲次を嗣いだ。享和二年、重豪は又金貞に諸國の窯を築き諸國の法樣を擬し、より陶器の製精巧となるといふ。金貞は、文政元年八月六十歳で歿した。北の養子なる七代目星山仲次（初め袈裟次は齊彬の部屋住中より召され別勤して庭内の細工所及び竈屋を管し後磯茶屋に於いて製陶し之を御

六代目星山仲次上方の法を傳へて製陶精巧となる

御庭焼

をして領内各地に製陶原土を索めしめたが、朴は川邊郡・揖宿郡の數所の土石を採取し、以て試製するに結果甚だ良く、義弘は朝鮮慶尚南道熊川の製に似るとし、苗代川に製陶場を設け、朴をして統理し、衆工に傳習せしめた。義弘は屢〻家久と共に臨見し、意匠を貸して茶器を作らしめ、意に適するものには、帖佐の例の如く捺印し、之も亦御判手と稱した。遂に、苗代川の全村窯業に從事するに至り、苗代川燒として名産をなした。[注三] 朴平意は其の功を賞せられて切米を受け、清右衞門と稱せしめられ、寛永元年五月、六十五歲を以て歿し、子孫は世々其の業と平意の名を嗣いだ。[注四] また、沈當古あり、朴と共に、其の技に秀で、陶場の主取となり、切米を受けたが、子孫も家業を嗣いだ。[注五] 猶ほ、寶永元年、苗代川より鹿屋笠野原に移住した者も、同地に窯業を續けた。[注六] 外に、出水脇本に窯あり、寛文頃の創始と傳へ、寶曆二年相續した五代目星山仲次金致は其の見分を命せられ、次いで、之を平佐天辰村に移して、天草地方より男女十五人を招き、肥前傳の製陶を起し、卽ち、平佐燒といふ。平佐燒はまた南京製を傳へるといふ。[注七]

苗代川燒

沈當古陶場の主取となる

鹿屋笠野原の窯業

平佐燒

陶土の產地

領内陶土產地は、市來・今和泉・指宿・加世田・加治木・垂水・踊等諸鄕に亙り、市來では伊作田・神之川・湯田・大里諸村に產し、磁器用として上品で、苗代川の者之を採

り、指宿の白土は十二町村内山産を第一とし、次は十九町村高野産で、磁器用に良く、竪野・苗代川共に之を用ひ、加世田津貫村産また上品であるといふ。[注八]

樟腦製造の創始

苗代川の鄭宗官

樟腦の製法

〔注　一〕稱名墓志備考　三國名勝圖會卷七・三七・三八　鹿兒島縣碑文集　薩藩舊記　仰望節錄卷上
〔注　二〕府縣陶器沿革陶工傳統誌　地理纂考卷四　三國名勝圖會卷一〇
〔注　三〕府縣陶器沿革陶工傳統誌　島津國史卷二九　三國名勝圖會卷一三
〔注　四〕薩摩陶器創祖朴平意紀念碑　府縣陶器沿革陶工傳統誌
〔注　五〕鹿兒島縣回答書
〔注　六〕地理纂考卷四　三國名勝圖會卷四七
〔注　七〕薩藩舊記　三國名勝圖會卷一一
〔注　八〕三國名勝圖會卷九・二一・二七・三七・四四

第五節　樟腦の製造及び輸出

樟腦は、三國名勝圖會によれば、薩摩では樋脇・中郷・羽月・大隅では大根占・鹿屋・種子島、また日向諸縣郡の吉田・加久藤・眞幸の諸郷に産した。既に寛永十四、五年頃、其の和蘭向輸出が始まつてゐる事より見て、樟腦製造の創始は、遲くとも寛永頃に遡り、傳へる所では、苗代川定住の朝鮮人鄭宗官が免許を受けて創業し、次いで、近村市來・東伊作田等の村民を雇入れ、其の製法を傳へたといふ。彼等が習熟するに至り、鄭は專ら之に使用する素燒鉢の製作に當り、子孫に其の業を傳へた。蓋し、朝鮮の製法が傳はつたので、即ち、四、五升焚の羽釜の上に鐵

豐富なる樟材

領内産樟腦の藩買入と輸出による潤益

安永六年の樟腦賣拂及び潤益

桶を立て、桶中に樟の木片を入れ、其の上に徑一尺三寸・深さ一尺二寸五分の素燒鉢を伏せ、五日程焚く時は、鉢内に樟腦が附着するといふので、就中鉢の製作に特殊の技術を要した。此の法は永く行はれたが、齋彬の時代に從前の燒出法を蒸溜法に改め、或は樟の枝葉を以て蒸溜する法を開くといひ、また明治四年、土佐式製法を採用したといふ。[注一]

樟材は、領内天然産に富んだが、建築・造船用材として貴重され、御用木であつたので、樟腦原料には專ら伐株・損枝或は空洞入惡木を以て充て、後に天保十五年、山元莊兵衞が人工實生法を發明して、其の栽培木を原料とするに至つた。

領内産樟腦は藩買入となり、次に見る様に、大部分が輸出向に賣拂はれた。

明治十九年八月、山元正助の楠苗栽培法並樟腦製造法等滋賀縣ヨリ御諮問ニ付御届申上候書寫等によれば、舊藩當時輸出向定斤十二萬斤、一ヶ年金千兩餘の潤益があつたといふ。[注二]更らに、要用集抄には、安永六年八月乃至翌年閏七月一年間の賣拂高及び收支差引につき、左の如き數字が見られる。

（賣拂方）

大坂仕上拂	數量	代價（文銀）
	三三、七五一斤	六七、五〇二貫匁

長崎拂　一〇二、一三〇・五　二〇四、四六一

藩諸局用（諸所御用）　三八〇

一般拂下（諸人申請）　八九〇　一、八〇九

計　一三七、二五一・五（マヽ）　二七六、七四二（マヽ）

（支拂方）

諸入目銀　一二五、四四二・七四八

（差引潤益）

利潤銀　一五一、二九九・二五二

嘉永年間の賣拂及び潤益

降つて、嘉永元年乃至同三年毎年の賣拂高及び收支差引等は、樟腦總帳によれば、左の如くである。

（賣拂高）

	嘉永元年		嘉永二年		嘉永三年		一斤に付賣價（三年間共通）
	斤高	賣拂價額	斤高	賣拂價額	斤高	賣拂價額	
藩諸局用 奥用并江戸・京・大阪其の他諸向虫除用拂	一、一五一・〇斤	—	一、五二五・五斤	—	一、〇四九・五斤	—	—
一般拂下 諸人并藥店共申請拂	一、一七二・〇	錢三五一貫六〇〇文	七九七・〇	錢三三九貫一〇〇文	一、五三七・五	錢四六一貫二四八文	錢　三〇〇文
鹿兒島在庫 長崎へ出荷の都合出來ず屯高	—	—	一一、四五〇・〇	錢　三、四三五貫	二七、四二二・〇	錢八、二二六貫六〇〇文	錢　三〇〇文
輸出向長崎廻送	一〇七、〇六九・五	銀三八六貫八〇三匁六七五（錢四〇、七二六貫一七三文）	八五、三三八・八	銀三〇七貫四八三匁七（錢三二、三六六貫七〇五文）	八一、五二四・〇	銀二五八貫一九五匁九五（錢三一、三八九貫〇四五文）	（銀九匁五分錢一貫文替）
内 和蘭向賣拂	八〇、〇〇〇・〇	銀　二八八貫	八〇、〇〇〇・〇	銀　二八八貫	三三、三三三・〇	銀一一九貫九九八匁八	銀　三匁六
内 支那向賣拂	〇	—	〇	—	四六、〇〇〇・〇	銀一七〇貫二〇〇匁	銀　三匁七
内 殘品在庫	二七、〇六九・五	銀九八貫八〇三匁六七五	五、三三八・〇	銀一九貫四八三匁七	二、一九一・〇	銀七貫九九七匁一五	銀　三匁六五
計	一〇九、三九二・五	錢四一、〇六七貫七七三文	九九、一一〇・五	錢三六、〇四〇貫八〇五文	一一、六三三・〇	錢四〇、〇七六貫八九四文	—

（買上高）

	嘉永元年		嘉永二年		嘉永三年		一斤に付單價
	斤高	買上價額	斤高	買上價額	斤高	買上價額	
買上高 正月より同十二月迄出來丈づゝ時々買入高	七二、一七七・〇斤	錢一四、四三五貫四〇〇文	九九、一一〇・〇斤	錢一九、八二三貫一〇〇文	一一、六三三・〇斤	銀二九〇貫二四五匁八	（嘉永元・二年）錢　二〇〇文（同三年）銀　二匁六
前年殘高 前年出來高の内殘り	三七　二二五・五	錢七、四四三貫一〇〇文	〇	—	〇	—	
計	一〇九、三九二・五	錢二一、八七八貫五〇〇文	—	—	—	—	

（差引）

	嘉永元年	嘉永二年	嘉永三年	金錢換算率（三年間共通）
潤益	錢　一八、八五九貫四一四文	錢　一五、八六二貫五三七文	錢　一〇、七五二貫〇二五文	金一兩　錢六貫八〇〇文替

長崎廻送費 長崎へ差廻に付荷作 雑用并積船運賃錢拂	錢　三〇貫三九文	錢　三五貫二四文	錢　二九貫五八文	
	（金二、七三兩一歩） （三朱と錢九二文）	（金二、三三兩二歩） （三朱と錢三五文）	（金一、五八兩一歩） と錢三五文）	

和蘭商館側の樟腦購入と輸出

次に、和蘭商館側の購入・輸出につき、寛永より享和までの期間に於いて大體五十年毎一回の記事を抽出すれば左の如くである。

寛永十八年（西紀一六四一年）　樟腦五〇、〇〇〇斤、一〇〇〇斤代銀一二〇匁にて、五月一日より來年二月一日まで引渡の契約。〔村上直次郎氏譯註バタビヤ城日誌 Dagh-Register gehouden int Casteel Batavia 四月廿一日條〕

慶安三年（西紀一六五〇年）　薩摩樟腦五、〇〇〇斤購入、一〇〇斤代銀一二〇匁、良質、商人は更らに多く送るを約した。〔和蘭商館日誌 Japan Dagregister 十月廿七日條〕

日本商人は、今後八年或は十年間、年々薩摩樟腦五〇、〇〇〇斤を供給するを契約した。當分一〇〇斤代銀八兩（テール）。〔和蘭商館日誌十月廿七日條〕

元祿十四年（西紀一七〇一年）　薩摩樟腦一二〇樽、八、六九六斤購入。〔和蘭商館日誌十月十二日條〕

薩摩樟腦一二〇樽、一〇、三七五磅をブランデンブルク（Brandenburg）號に積込。〔和蘭商館日誌十月廿二日條〕

本年度輸出樟腦全量一〇、三七五磅。〔コイペル著十八世紀に於ける日本と外國附錄第二號輸出入統計 J. F. Kuiper: Japan en Buitenwereld in 18e Eeuw, Bijlage II. In- en Uitvoercijfer en Restanten〕

薩摩樟腦の貿易上の地位

寶暦元年（西紀一七五一年）　薩摩樟腦一五六樽、パスヘルト（Pasgeld）號に積込。〔和蘭商館日誌十一月廿日條〕

本年度輸出樟腦全量四四、九一九磅。〔十八世紀に於ける日本と外國附錄第二號輸出入統計〕

享和元年（西紀一八〇一年）　薩摩樟二六、二九七磅七五、本年度購入困難あり。〔和蘭商館日誌十月八日・同廿一日條〕

樟腦四八、〇〇〇斤の輸出許可を受く。但し、全部輸出不可能なりし如し。〔齋藤阿具氏著ヅーフと日本〕

以上、月日は凡べて陽曆、一斤＝一・二蘭磅弱＝一六〇匁、一兩（テール）＝一〇匁

右に基いて、薩摩樟腦の貿易上の地位を考へるに、例へば、元祿十四年の項に於いて、商館の輸出樟腦全量は薩摩樟腦であつた事は明白であるが、何れの年も、輸出樟腦は大體薩摩樟腦によつて占められたのであらう。されば、日本樟腦は、卽ち、薩摩樟腦といふべきである。ツンベルグ日本紀行（Voyage de C. P.

薩摩樟腦は世界的貿易品

日蘭貿易額から見た樟腦の輸出

Thumberg au Japon 山田珠樹・氏邦譯）に、歐洲で消費する樟腦は、殆んど全部薩摩及び五島から出るとあり、クロフォード著東印度諸島史（John Crawford：History of Indian Archipelago, Vol. III）には、文政初年以前の事情につき、歐洲と支那は主として日本より樟腦の供給を受けてゐるが、薩摩樟腦以外五島産等は極めて僅少と見るべく、薩摩樟腦は世界的貿易品であつた。

次に、日蘭貿易額の上から見ると、樟腦の輸出額は、例へば、和蘭商館日誌の元祿度なる西紀一六九四年の記事では、全輸出額の千分の一にも當る小額であるが、當時は輸出商品の大部分が正貨に當る金銀であつたので、金銀を除いては樟腦を第一の輸出品としたと思はれ、其の後、幕府が金銀に代へて銅の輸出を計つてより、樟腦は銅に次ぐ事となり、寛政二年、幕府が貿易を半減し、輸出銅を六十萬斤に制限するに至つて、樟腦の重要性は一層增大した。即ち、クロフォードの東印度諸島史（三卷）にも、「樟腦は銅の輸出が制限されるまでは、未だ重要輸出品にならなかつた様に見える」と記してゐる。安政開國後も、樟腦が主要輸出品であつた事は、當時のカッテンダイクの日誌（Uittreksel uit het Dagboek van W. J. C. Ridder Hijssen van Kattendijke gedurende zijn verblijf in Japan in 1857, 1858 en 1859）にも見えてゐる。

輸出樟腦の賣價

薩藩の輸出樟腦賣價は、對和蘭支那共、前揭の如く、嘉永元年乃至三年に於いて、一斤に付銀三匁六分乃至三匁七分、即ち、百斤に付銀三十六兩（テール）乃至三十七兩で、之に對し、藩の買價は、嘉永元・二年に於いて、百斤に付銀十九兩、同三年に於いて同二十六兩に當り、其の間、十八兩或は十兩、即ち、約十割或は四割の差益を見た。更らに、和蘭商館日誌等により、商館買入百斤（或は一ピコル擔）に付單價を各年代毎の最高・最低を以て示せば左の如くである。

	寬永六―慶安三（西紀一六二九―一六五〇）	承應二―延寶三（西紀一六五二―一六七五）	天和二―元祿十三（西紀一六八二―一七〇〇）	寶永元―享保八（西紀一七〇四―一七二三）	延享元―寬延三（西紀一七四四―一七五〇）
一〇〇斤に付銀（兩）（テール）	三	八	一四	九	一三・五
最高	三	八	一三	四〇	二七
最低	三	八	一三	四〇	二五

之に對し、海牙文書中の西紀一六四三年乃至一六八四年に於ける印度スラト（Surat）和蘭商館の販賣日本樟腦價額・數量表によると、商館の販賣價格は左の如くである。

日本樟腦とスマトラ樟腦との價格比較

	寛永二十年—慶安三年（西紀一六四三—一六五〇）		承應元年—寛文十一年（西紀一六五二—一六七一）		寛文十二年—元祿二年（西紀一六七二—一六八九）	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
一磅に付（ストイフエル）	一〇 86/145	七 137/145	三四 90/145	七 137/145	五六 56/145	二六 38/145
一磅に付單價より算出一〇〇斤に付銀（兩）	*二一・八	*一七・五	**五九・四	*一七・五	**九六・	**四四・六

換算率、一〇〇斤＝一二〇磅、一兩＝五七ストイフエル（*）又は七〇ストイフエル（**）

即ち、印度では、長崎買入價の概ね二倍以上で賣れたので、〔補説〕薩藩も和蘭商館も共に高率の潤益を得たのである。

〔補説〕しかも、日本樟腦は低廉なるを特長とした。スラト和蘭商館の前掲價格・數量表の西紀一六七一・一六七六兩年度には、日本樟腦とともにスマトラ島バロス（Baros, Sumatra I.）産樟腦が見えるが、その販賣數量及び價格を比較すれば、

	西紀一六七一年（寛文十一年）			西紀一六七六年（延寶四年）		
	販賣數量	價格		販賣數量	價格	
		一マン（三六磅二五）に付	一磅に付		一マンに付	一磅に付
日本産	磅 二一、二八五・六二五	ルーピー 一六・	ルーピー ストイフエル（一二・52/145）	磅 四、〇四六・五	ルーピー 七三・	ルーピー ストイフエル（五六・56/145）
バロス産	二八五・二五	—	二八・＝（七八四・〇〇）	六三・二五	—	一五・3/8＝（四三〇・五〇）

印度スラト和蘭商館販賣日本樟腦價額數量表

和蘭國海牙市　國立文書館書藏

此の初行は、

日本樟腦

（數量）　（印度貨）　（蘭貨）

一六四三年販賣　二、六二六磅　三四¼磅に當る一マンに付一六ルーピーの割にて、一磅に付　一〇68/145輕ストイフエル

との意味で、以下之に準じ、一六七一・一六七六年にはバロス産樟腦を掲げ、稍〻趣を異にするも、此の分は五五〇頁補説に抄出した如くである。表の終りに「前記四十三年間に二六三、〇六五⅛磅を賣つた」とある。

日本樟腦とスマトラ樟腦との價格比較

	寛永二十年―慶安三年（西紀一六四三―一六五〇）	承應元年―寛文十一年（西紀一六五二―一六七一）	寛文十二年―元祿二年（西紀一六七二―一六八九）
	一磅に付（ストイフェル）	一磅に付單價より算出一〇〇斤に付銀（兩）	一磅に付單價より算出一〇〇斤に付銀（兩）
最高	一〇 86/145	七 137/145	三四 90/145
最低	七 137/145	三四 90/145	二六 38/145
最高	※ 二一・八	七 137/145	五六 56/145
最低	※ 一七・五	※ 一七・五	※ 九六・
最高	※※ 五九・四	※ 一七・五	※※ 九六・
最低	※ 一七・五	※※ 九六・	※※ 四四・六

換算率、一〇〇斤＝一二〇磅、一兩＝五七ストイフェル（※）又は七〇ストイフェル（※※）

卽ち、印度では、長崎買入價の概ね二倍以上で賣れたので〔補說〕薩藩も和蘭商館も共に高率の潤益を得たのである。

〔補說〕　しかも、日本樟腦は低廉なるを特長とした。スラト和蘭商館の前揭價格・數量表の西紀一六七一年度には、日本樟腦とともにスマトラ島バロス（Baros, Sumatra I.）產樟腦が見えるが、その販賣數量及び價格を比較すれば、

	西紀一六七一年（寛文十一年）			西紀一六七六年（延寶四年）		
	販賣數量	價格		販賣數量	價格	
		一磅に付	一マン（三六磅二五）に付		一磅に付	一マンに付
日本產	二、二五五・六二五 磅	（二・52/145 ルーピー ストイフェル）	一六・ ルーピー	四、〇四六・五 磅	―	七三・ ルーピー
バロス產	二八五・三五	二八・＝（七六四・〇〇）		六三・三五		（五六・56/145 ルーピー ストイフェル）
						一五・三＝（四三〇・五〇）

印度スラト和蘭商館販賣日本樟腦價額數量表

此の初行は、

日本樟腦　（數量）　（印度貨）

一六四三年販賣　二、六二六磅　三四1/4磅に當る一マンに付一六ルーピーの割にて、一磅に付一〇68/145輕ストイフェル

との意味で、以下之に準じ、一六七一・一六七六年にはバロス產樟腦を揭げ、稍〻趣を異にするも、此の分は五五〇頁補說に抄出した如くである。表の終りに「前記四十三年間に二六三、〇六五1/2磅を賣つた」とある。

和蘭國海牙市　國立文書館書藏

							Picols	Stimpoes
a:1643. Verkoogt	2626	poonden	lot	16	topijen	de man 1	36	
						36¼ poond. is het poond		
1645. Ditto	4621	poonden	tot	14⅔	topija	de man als voren	10	36/145
1646. Ditto	9730	⅞ poond	tot	14⅔	topija	de man als voren	9	21/145
1647. Ditto	10439	⅝ poond	lot	14⅔	topija	Ditto	9	21/145
1648. D°	19660	⅛ poond	lot	12	topijen	Ditto	7	132/145
1649. D°	17802	¼ poond	lot	12	topijen	D°	7	132/145
1650. D°	19461	poonden	lot	12	topijen	D°	7	132/145
1652. Ditto	13753	cc	lot	12	topijen	D°	7	132/145
1653. Ditto	14731	cc	lot	12	topijen	Ditto	7	132/145
1654. Ditto	22529 ½	cc	lot	15	topijen	Ditto	9	132/145
1656. Ditto	16922 ¾	cc	lot	14⅔	topija	Ditto	9	87/145
1657. D°	661 ½	cc	lot	15⅔	topija	ditto	10	32/145
1660. D°	4726	cc	lot	60	topijen	Ditto	39	116/145
1661. D°	6454 ¾	cc	lot	20	topijen	D°	13	36/145
1662. D°	2944 ½	cc	lot	37	topijen	D°	24	12/145
1663. D°	5275 ½	cc	lot	52	topijen	D°	34	61/145
1664. D°	5517	cc	lot	52	topijen	D°	34	61/145
1665. Ditto	4372 ½	cc	lot	52½	topija	D°	34	90/145
1667. Ditto	11738 ¼	cc	lot	42	topijen	Ditto	32	69/145
1669. Ditto	13309 ½	cc	lot	20½	topija	Ditto	15	123/145
1670. D°	5212 ½	cc	lot	19	topijen	Ditto	14	87/145
1671. D°	11285 ⅝	cc	lot	16	topijen	ditto	12	87/145
Ditto. Barob	285 ¼	cc	lot	28	topijen of 784	Stimpoes 1 poond		
1676. D° Barob	63 ¼	cc	lot	15⅜	topija of 430½	picols Stimpoes cc		
Ditto. D° Japans	4046 ½	cc	lot	73	topijen de man als boven		56	36/145
1677. D°	3998 ¾	cc	lot	73 on 60	topijen	Ditto	56	36/145 : 46/145
1678. Ditto	5269 ¾	cc	lot	34	topijen	Ditto	26	38/145
1679. Ditto	5531 ¾	cc	lot	42 on 38	topijen	D°	32	69/145 : 29/145
1680. Ditto	2141 ½	cc	lot	40	topijen	D°	30	130/145
1681. Ditto	1840 ⅜	cc	lot	40	topijen	Ditto	30	130/145
1683. Ditto	5377 ¾	cc	lot	41	topijen	Ditto	33	124/145
1684. Ditto	2723 ¾	poond	lot	36	topijen	Ditto	29	116/145

Is dus voort 43 jaars 263065 ¼ poond Camphor verkogt

Staatspoper.

日本樟腦と
マトラの胡
の価格比較

日本樟腦は低廉なるを特長とし、阿片戦争前後の時期に於ても、日本樟腦の価格は、マトラ島バロス産の胡椒の価格に匹敵するほどの高率の利益を得たのである。

日本樟腦、印度では長崎買入価の概ね二倍以上で賣れたので薩藩も和蘭商館も共に高率の利益を得たのである。

（Baros, Sumatra 西）産樟腦が見えるがその販賣数量及び価格を比較すれば、

[細民] しかも、日本樟腦は低廉なるを特長とし、阿片戦争前後の時期に於ても、日本樟腦の価格は、マトラ島バロス産の胡椒の価格に匹敵するほどの高率の利益を得たのである。

日本樟腦、印度では長崎買入価の概ね二倍以上で賣れたので薩藩も和蘭商館も共に高率の利益を得たのである。

（Baros, Sumatra 西）産樟腦が見えるがその販賣数量及び価格を比較すれば、

となる。ケムペルも日本誌（Engelbert Kaempfer : Geschichte und Beschreibung von Japan, Bd. I）に、日本樟腦は非常に廉價で、其の八十斤より一斤百斤は、純粋のボルネオ（Borneo）天然產樟腦たゞ一斤に當ると記してゐる。かゝる廉價の故に、日本樟腦、從つて、薩摩樟腦は海外市場に多大の需要を得たのである。

長崎に於ける支那向樟腦輸出

長崎に於ける支那向樟腦輸出についても、和蘭商館日誌に屢〻記事を存し、管見の限りでも、天和度を始めとし、享和度に及んでゐる。此等は必らずしも各年度の輸出總計を示してゐないが、記載の數字を合算すれば、明和二年（西紀一七六五年十四日乃至一七九一年十月卅一日）の七隻分、享和二年（西紀一八〇一年陽曆十二月廿七日乃至一八〇二年十月十六日）の五隻分、何れの寧波、乍浦向支那船七隻分十六萬千五百斤（內、十五萬九千五百斤は薩摩產と明記あり）を最高額とし、之に次いでは、其の前年の東京、乍浦向七萬二千斤、更らに、寬政三年（西紀一七九〇年陽曆十一月）も三萬斤等である。

猶ほ、前揭の要用集抄の安永六年八月乃至翌年閏七月の長崎拂斤高十萬二千百三十斤五、卽ち、十二萬二千五百五十六蘭磅六を全額和蘭支那向輸出とし、またコイペルの十八世紀に於ける日本と外國、附錄統計では、西紀一七六九年（安永六年）の和蘭向輸出樟腦六萬八千八百十九蘭磅、卽ち、五萬七千三百四十九斤二であるから、之を凡べて薩摩產と見て、前記長崎拂斤高より差引けば、四萬四千

八百八十一斤三、卽ち、五萬三千七百三十七蘭磅となり、當時の支那向輸出額の概數と見る事が出來る。之は樟腦總帳の嘉永三年支那向賣拂額四萬六千斤とも大差ない。

大坂仕登の樟腦

次に、大坂仕登については、元祿十二年頃、一ヶ年一萬七、八千斤づゝ、五年間大坂仕登方を鹽屋三郎右衞門に申附けたといふ。[注三] 要用集抄では、前揭の如く、安永六年八月乃至翌年七月一年間、三萬三千七百五十一斤、代銀六十七貫五百二匁とある。併し、嘉永元年乃至三年の樟腦總帳では、大坂仕登高の項目は見えず、諸人幷藥店共申請拂の內に含まれるとしても、極く少量である。卽ち、後年、長崎輸出向を主とし、大坂仕登は殆んどなかつたものと思はれる。

〔注　一〕沈壽官氏所藏文書　齊彬公御言行錄卷一
山元氏記錄卷一〇

〔注　二〕山元氏記錄卷一〇

〔注　三〕薩藩雜史料（平田猛氏所藏文書寫）

第七章　交通及び商業

陸上の幹線街道

陸上交通に於いて、領外に至る幹線街道は、之を小倉筋及び東目に分け、寶永二年四月、其の名稱を改めて、小倉筋を出水筋、大口筋、東目を高岡筋とし、但し、爾後も、幕府向等の書出には九州筋、日向筋と時宜次第稱する事とした。[注一] 此等により大坂、江戶へ連絡するには、通常、出水筋、大口筋では豐前小倉に、高岡筋では日向細島に出て、共に夫より海路を取る。[注二] 出水筋、大口筋、高岡筋には、幹線街道として、一里塚を設置し、卽ち、寶永三年正月廿日の覺には、鹿兒島下町札辻より三筋通道他領境まで、一里毎に道程町木を立てる事とある。[注三] 是より先き寬永十年六月、幕府巡見使下向の時、三十六町一里に竿を打つて一里塚を築き、貞享二年九月、禰寢清雄は、綱貴より其の修補を命ぜられたといふが、[注四] 之も三筋の街道に關すると思はれる。更らに、三筋の街道を含め、鹿兒島を中心として諸鄕を連絡する街道があつた。夫等を、鹿兒島と諸鄕との間の宿次による公用書狀送達の系統から見れば、左の七筋が擧げられる。

一里塚の設置

鹿兒島を中心とする宿次の經路

出水筋　阿久根―向田―市來湊―鹿兒島

急便の大宿次

加久藤筋　横川―加治木―鹿兒島

志布志筋　末吉―岩川―福山―加治木（脇元とも）―鹿兒島（異國方等は垂水・鹿兒島間飛船）

綾　筋　高原―荒河内―大窪―加治木―鹿兒島

大口筋　横川―加治木―鹿兒島

寺柱筋　通山―加治木（脇元とも）―鹿兒島

高岡筋　高城庄内―福山―加治木（脇元とも）―鹿兒島

諸令達廻文の經路

之は大宿次の經路として示されたもので、家老書付等は大宿次とし、卽ち、諸郷々士及び私領家來持で、急便としたといふ。正德三年閏五月の定によれば、通常の宿次は單に滯なく送る事とし、急便は晝夜刻付し、宿次を減少するとある。〔注五〕また諸令達等廻文による時の經路は左の如くである。〔注六〕

郡山筋　重富―帖佐―加治木―日當山―踊―曾於郡―清水―國分―敷根―福山―市成―百引―恒吉―松山（以上十四所）

重富筋　郡山―入來―樋脇―山口―平佐―中郷―東郷―山崎―蘭牟田―大村―黒木―佐志―宮之城―大口―鶴田―曾木―本城―湯之尾―馬越―羽月―山野―小川内（以上十二所）

谷山筋　谷山（附鍋）―喜入―今和泉―指宿―山川―頴娃―知覽―川邊―山田―鹿籠（附金）―坊泊―久志秋目―加世田―阿多―田布施―伊作―永吉―吉利―日置（以上十九所）

吉田薩摩筋　吉田―蒲生―山田―溝邊―永野金山―横川―栗野―吉松―馬關田―加久藤―飯野―高岡―倉岡―穆佐（以上十一所）

櫻島筋　櫻島―牛根―垂水―新城―花岡―大姶良―大根占―小根占―佐多―田代―内之浦―高山―姶良―鹿屋―高隈―串良―大崎―志布志（以上八所）

伊集院筋　伊集院―市來―串木野―百次―隈之城―高江―高城（川内）―阿久根―長島―野田―高尾野―出水―甑島（以上三所）

宿場の制

要するに、領内の交通路は此の如き諸系統より成立ち、其の間、各所に宿場があり、書狀・廻文の送達に宿次夫を出し、奉公人に對しては、例規に從つて、送人馬を出したのである。

雇人馬の賃銀

宿次夫・送人馬は百姓の夫役により、飯米は郡方より出したが、〔注七〕外に、商人等の雇人馬もあり、寛政二年五月には、其の賃銀を一定し、駄賃馬

海上交通

藩内の港津

關津制度

一疋駄荷二十二貫或は乘掛下荷十貫一里に付駄賃銀七分五厘、輕尻馬一里に付同五分六厘三毛、日雇一人持荷五貫一里に付賃銀五分としてゐる。[注八]

海上交通は、大坂等への貨物輸送に甚だ多く利用せられ、參勤の路程も、通常、船立と稱し、大船隊を以て京泊より發航し、大坂まで海路によつたのである。[注九]領内に於いても、海岸線長くして屈曲に富み、從つて、鹿兒島を始め諸所に港津を存した。卽ち、獅子島幣ノ串・同御所浦・長島加世堂・出水米之津・同脇本・阿久根倉津・水引京泊・加世田片浦・秋目・久志・泊坊津・知覽門浦・山川・佐多大泊・内之浦串良柏原・志布志等で、京泊對岸の高江久見崎は藩船停泊の要港であつた。更らに、甑島・種子島・屋久島・七島・硫黄島・竹島・黑島及び道之島諸島等には夫々港津があり、薩隅日諸港と連絡した。[注一〇]就中、七島道之島を順次に傳つて琉球に達し、其の航路は里程に於いて大坂に至ると略ゝ匹敵する。大坂向及び諸島・琉球向運漕には藩の公用が多く、參勤等に久見崎船手の藩船を使用した外、諸浦船を徵傭した。浦濱に水手立の制があつた事は、既に記した如くであるが、之を現立として使役し、或は銀納として浦船徵傭等に充てたのである。

次に、境目・津口に於ける番所、卽ち、關津の制度に注意しなければならない。

之は他藩に類例少き嚴重な制度で、薩藩領を以て殆んど他に隔絶した別域たらしめた程のものである。蓋し、かゝる關津制度を可能としたのは、藩領が全國交通路の西南端に位し、藩境の地形も山岳連つて自然の障壁をなした故であらう。而して、其の藩内事情に及ぼした影響は甚大であると考へられる。

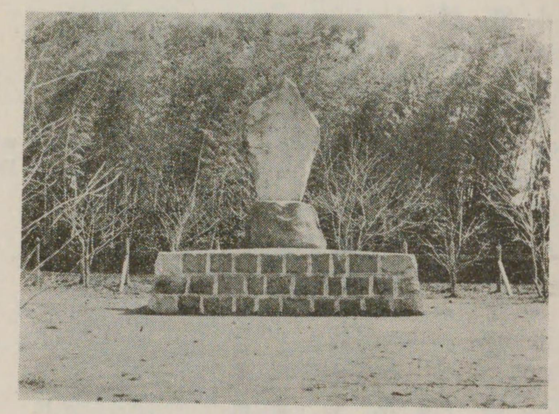

第二十一圖　野間關趾

境目番所（陸路番所）は、旅人の出入等を改めるため、領外出口の要地に置き、其の個所は出水野間原・大口小川内・加久藤球磨口（榎田とも）・高岡去川・野尻紙屋・都城梶山・同寺柱・志布志八郎ケ野・同夏井等で、前後を通じて殆んど變更はないと思はれる。外に、領外に至る間道に邊路番を置いた。其の個所は鄉別に

出水　切通　中塩屋　狩集　芭蕉　青椎　上場
高鼻　黑濱　脇本々假屋　ふけん野　松原

蝙蝠岩　草木原
山野　荒平　上場　登尾、袴川内　石井川内村
平川
大口　平出水　小木原　牛尾　木之氏　山之口
青木　船之川　池之平
加久藤　徳滿
飯野　大河平　立石
勝岡　高畑　大谷口　わらひ
須木　堂屋敷　八重尾　田代重尾　柚園
高岡　上畑　法華嶽　籾木　八代　浦之名　野崎
田之原
穆佐　内八重
野尻　市之瀬　岩屋ヶ野
山之口　一之渡り　日當瀬　飛松
都城　政矢谷　平山　大野　走持　假屋　高野
留木野　牧野　秋丸　轟木　福留　細目
大峰川内　内山　正應寺口　前村　諏方口
杉木水流　中野　野首　温川　石原
志布志　後谷　新地　毗砂ヶ野　大河内　川原田
馬庭　田床　二本松

邊路番の廢止と變動

あり、例へば、山野の袴川内・石井川内村は、寶暦十四年、肥後へ拔馬ありとの事で設けられたもので、出水のふけん野・松原、大口の池之平、飯野の立石、山野の平川等は、安永七年八月の新設に掛り、同時に、山野の荒平は撤去された。志布志の二本松番所も、翌八年の新設に掛ると思はれる。其の他、番所を置かず、通路を遮斷した事、即ち、安永七年には、加久藤の初川尾道、馬關田の鹿仁田・つの原、眞幸の平石等で通路を掘らしめた如き例がある。〔註一一〕

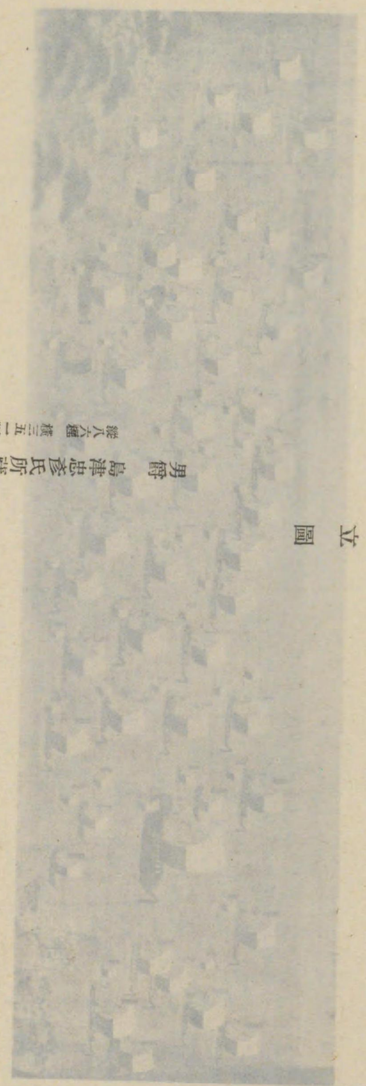

船立圖

男爵　島津忠彦氏所藏

縱八八糎　橫三五一糎

蝙蝠岩　草木原
山野　荒平　上場　登尾、袴川内　石井川内村
平川
大口　平出水　小木原　牛尾　木之氏　山之口
青木　船之川　池之平
加久藤　徳満
飯野　大河平　立石
勝岡　高畑　大谷口　わらひ
須木　堂屋敷　八重尾　田代重尾　柚園
高岡　上畑　法華嶽　籾木　八代　浦之名　野崎
田之原
穆佐　内八重
野尻　市之瀬　岩屋ヶ野
山之口　一之渡り　日當瀬　飛松
都城　政矢谷　平山　大野　走持　假屋　高野
留木野　牧野　秋丸　藤木　福留　細目
大峰川内　内山　正應寺口　前村　諏方口
杉木水流　中野　野首　温川　石原
志布志　後谷　新地　毗砂ヶ野　大河内　川原田
馬庭　田床　二本松

邊路番の廢止と變動

此等は前後を通じて散見するものを列擧したのであるが、其の間、廢置變動あり、例へば、山野の袴川内・石井川内村は、寶暦十四年、肥後へ拔馬ありとの事で設けられたもので、出水のふけん野・松原、大口の池之平、飯野の立石、山野の平川等は、安永七年八月の新設に掛り、同時に、山野の荒平は撤去された。志布志の二本松番所も、翌八年の新設に掛ると思はれる。其の他、番所を置かず、通路を遮斷した事、卽ち、安永七年には、加久藤の初川尾道、馬關田の鹿仁田・うの原、眞幸の平石等で通路を掘らしめた如き例がある。(註二)

船立圖

男神島祥忠孝氏所藏
縱八寸五分
橫三尺一寸

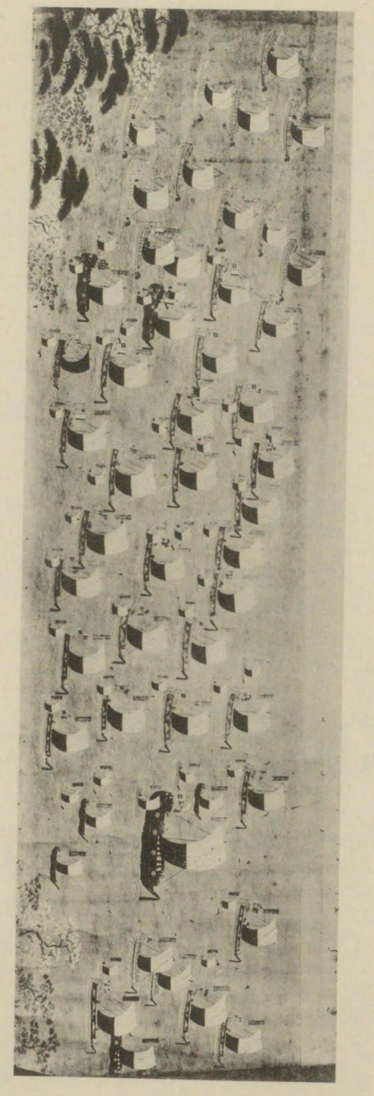

邊路番の廢止と變動

山野	蝸螺岩 草木原	荒平 上場 登尾 袴川內 石井川內村	平川
大口	平川水 小木原 牛尾	東木之氏 山之口	青木 船之川 池之平
加久藤	德滿		
飯野	大河平 立石		
勝岡	高畑 大谷口	わらひ	
須木	堂屋敷 八重尾	田代重尾 柚園	
高岡	上畑 法華嶽	粮木 八代 浦之名 野崎	田之原
穆佐	內八重		
野尻	市之瀬 岩屋ヶ野		
山之口	一之渡り 日當瀬	桃松	
都城	政矢谷 平山 大野	走持 假屋 高野	留木野 牧野 秋丸 轟木 福留 細目
	大峰川內 內山	正應寺口 前村 諏方口	杉木水流 中野 野首 溫川 石原
志布志	後谷 新地	吡砂ヶ野 大河內 川原田	馬庭 田床 二本松

此等は前後を通じて散見するものを列擧したのであるが、其の間廢置變動あり、例へば、山野の袴川內・石井川內村は、寶曆十四年、肥後へ拔馬ありとの事で設けられたもので、出水のふはん野・松原、大口の池之平、飯野の立石、山野の平川等は、安永七年八月の新設に掛り、同時に、山野の荒平は撤去された。志布志の二本松番所も、翌八年の新設に掛ると思はれる。其の他番所を置かず、通路を遮斷した事、即ち、安永七年には、加久藤の初川尾道、馬關田の鹿仁田・つの原、眞幸

山川港圖（薩藩縣治百圖所載）　公爵島津忠重氏所藏　寫眞三六・七參照

山川は領内外船の寄港多く、殊に遣之島・琉球航行船の風候を待つ所である。歷代制度卷六下・薩藩例規雜集卷二によれば、港口二十四町四十二間・入七町四十八間・深き三十尋、大船二百四、五十隻程を繫き得、風向により十隻餘自由といふ。本圖中央の崎を番所の崎、また洲崎ともいひ、松林中の建物は番所、港内に琉球船三隻碇泊するを見、背後に開聞嶽あり。

山川港圖（鹿藩勝景百圖所載）　公爵島津忠重氏所藏　寫眞三八七番

山川は領内外船の寄港多く、殊に道之島・琉球航行船の風候を待つ所である。歷代制度卷六下・鹿藩例規雜集卷二によれば、港口二十四町四十二間・深き三十二間・入七町四十八間・深き三十尋、大船二百四五十隻を繫ぎ得、風向によらず繫船自由といふ。本圖中央の崎を番所の崎、また洲崎とも いひ、松林中の建物は番所、港内に琉球船三隻碇泊するを見、背後に開聞嶽あり。

山川港圖（薩藩勝景百圖所載）

公爵　島津忠重氏所藏

縦　横三八・七糎

山川は領内外船の寄港多く、殊に道之島・琉球航行船の風候を待ち所なる。歴代制度卷六下・薩藩例規雜集卷二二によれば、港口二十四町四十二間・入七町四十八間・深さ三十尋、大船二百四、五十隻碇を繋ぎ得、風向によらず繋船自由といふ。本圖中央の崎を番所の崎、また洲崎もいひ、松林中の建物は番所、港内に琉球船三隻碇泊するを見、背後に開聞嶽あり。

寶永年間の異國船番所と津口番所

寛政元年の津口番所

遠見番所

津口番所は、主要の港津に置き、船舶の出入等を改め、外に、異國船番所・異國船の幕府巡見使へ答書には、異國船番所・津口番所二十四所として、左の諸所を擧げてゐる。但し、之は兩番所の何れかを置く場所を擧げたものと思はれる。

出水米之津　同脇本　長島　上甑島里村　同中甑村　下甑島手打村
阿久根倉津　山川　加世田片浦　坊津　水引京泊　山川洞尻
頴娃川尻　指宿渡　佐多大泊　内之浦　高山波見　志布志
倉岡川口　屋久島　口永良部島　七島口之島　同中之島　同寶島

外に、同答書には遠見番所十一所・火立番所十二所を擧げ、また二月より九月までの間、島々浦々の海上を見渡す山々へ數十所遠見番人を附け、琉球島々にも番所二十三所ありと記してゐる。次に、寛政元年の幕府巡見使へ答書には、津口番所として、出水米之津・串良柏原村・内之浦・種子島赤尾木・志布志・倉岡川口の六所、外に、異國船番所幷に異國船遠見番所三十七所、異國船遠見番所一所を列擧してゐる。薩藩政要錄（卷三）によれば、津口番所は、米之津・脇本・京泊・坊津・山川・内之浦・志布志・甑島（所番）・長島三船（所番）・片浦・倉岡・倉津（所番）・鹿兒島大門口・市來で、此の内、

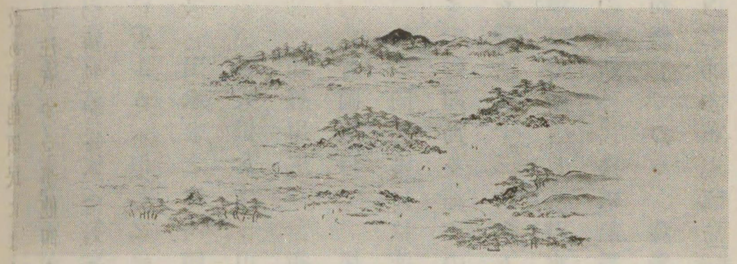

第二十二圖　脇本港（薩藩勝景百圖所載）

（前方の崎は番所ノ鼻といひ所番所あり）

脇本・倉津・京泊・片浦・坊津・山川・志布志は、寛政十年遠見番所兼帶となり、外に、異國船遠見番所二十所等があつた。[註一二]

此等番所に於ける檢査と共に、他領民の領内旅行或は貨物の他領積出等に關する種々の規定があつた。先づ旅人の檢査につき、古くは明白でないが、他領の旅行者に鹿兒島より引付を附した事は、寛永十六年四月廿日付、家老島津久慶等の諸外城への達に見え、伊勢・熊野・愛宕・多賀・鞍馬・高野山、其の他、出家・山伏・醫者・他領諸勸進の者は、前々よりの宿坊・知人と雖も、鹿兒島よりの引付を持たざる者は切支丹の紛れあり、勸進にも入れず、宿をも借さず、之を留置して鹿兒島へ屆出る事とある。[註一三]　其の後承應三年十月廿四日の志布志八郎ケ野番所への條書では、晝夜番所へ堅固に詰めて往來の者を

改め、自他領民によらず、證文を所持せざる者は留置して曖へ屆け、殊に缺落者に注意する事、他領の山へ狩獵・伐木に赴くを禁ずる事、他方の使者に夫馬馳走の事等を定めてゐる。

寛文乃至元祿年間數度の令條を通覽するに、番衆が晝夜番所に詰め、證文を改めるのは勿論の事、其の他、次の如き種々の規定を存した。卽ち、無證文の者を追歸すに、假令緣者・親類より保證して通行許可を請ふも受附けず、他領へ赴くため領内を通過する者も、他家使者の外は、入領者と同じく取扱ひ、無證文の者が領内に檢出された時は、番衆まで罪科に問ふ事とし、たゞ平常出入の商人は先規通り通行せしめ、不審の點は注意し、また一向宗の者も斷り歸らしめ、出領者は町奉行手形・特に、出家・山伏は門主手形に寺社奉行裏判博勞は厩別當手形を以て通行せしめるのである。出入共、缺落者に注意し、殊に、領内より缺落する者は搦捕り鹿兒島へ送る定であつた。次に、荷物を改め、切支丹道具を所持する者は出入共留置して鹿兒島へ屆出し、一向宗道具所持の者は、他宗旨の證文ありとも、入領を斷り歸らしめ、且つ他領出禁制品を通さず、荷主まで留置し、公用で出す品は御物座判物、其の他は一定の手形所印形を有する

通行者の種類による番所改の規定

ものゝみを通し、牽馬は出領の際に毛色を書付け、歸國の際に糺した。

また通行者の種類により夫々規定があり、他家使入來の際は、主人の名、使者の假名を聞合せ、主從幾人、持道具何々と次飛脚を以て鹿兒島に注進し、且つ夫馬及び衆中案内人一人を附したばす、通筋を聞き、外城次に衆中を附添はせ、但し、禁制品を買取つて荷物中に入れざる様注意せしめた。他領人の内、慥かに士と見える者に對しては、荷物を改めず、但し、商賣物ある時は格別とした。他領牢人の他領へ向けて領内を通行する者には、通筋の外城次に衆中より案内人を附して送届け、且つ先立つて行先々の外城へ書狀を以て知らせ、無證文にして入領目的の牢人は通さず、申分あらば留置して届出る規定であつた。他領商人について、延寶五年閏十二月廿三日（廿二日とも）の條々では、行先の外城へ送狀を附し、中途滯なく通る様申附け、逗留三ケ月に限り、延期を要する時は、鹿兒島問屋について、町奉行手形を受けさせ、但し、振賣は一切禁止するとあり、同八年六月廿二日の覺では、多少變更があり、他領商人の滯留者は鹿兒島問屋につき、問屋證文を以て勝手次第何方にても商賣を許される事となつて居り、また番所に於いて國所證文別條なき者へは所次に送狀を附して鹿兒島問屋へ送り、中途の滯留は嚴禁し、遠方境目より入領した者と雖も、七日以内に到着するを要し、事故により途中滯留した者は所より證文を取るを要し事故なくして自儘に滯留した者は本國へ歸らしめ、鹿兒島問屋へ送る事とし、猶ほ、境目附近外城まで商用で入領の者は、鹿兒島問屋に至らしめるを要せず、境目番所證文を以て七日以内商賣させ、七日以上滯留した場合は、其の所より證文を取つて境目番所へ行く様申附け、事故なくして滯留する者は入領した番所へ追歸し、爾後入領を禁ずると定めてゐる。其の他、寛文七年七月廿二日の掟では、醫者順禮、行脚等の入領者は、曖所に命じ、衆中を添へて鹿兒島に送らしめる事とあり、延寶五年閏十二月廿三日の條々では、他領の出家、醫者は所次に衆中宰領して鹿兒島へ送る事、猿舞、行脚、狂言者に對しては常々禁制の旨を申聞かせて歸す事、諸國大社參詣、六十六部納經順禮等は留置して、希望の道筋を聞取り、披露して差圖を受ける事とある。次いで、延寶八年六月廿二日の覺では、猿舞、行脚、狂言者に對する入領禁止は前の如く、たゞ領内を通過して他領へ出る者には、境目より付狀し、所次に衆中二人を添

猿舞・行脚・狂言者の入領禁止

へて通行せしめ、通筋外立寄及び興行を禁ずるとあり、貞享三年十二月十八日の覺では、諸國大社參詣・六十六部納經・出家・山伏・醫師共に、延寶五年閏十二月の定を改めて、國所證文に別條なくば、所次に衆中を添へて目的地に送り、委細鹿兒島へ届出る事とし、此等の者と雖も、行先も定めず、領内見物に徘徊する様なれば、境目に留置して鹿兒島より差圖を受け、歸國の際は、入領の番所を尋ねて、鹿兒島へ届出る事とある。[注一四]　且つ所次宰領を附する場合の規定について、元祿十六年五月の覺に、宰領を附して送るには、本道筋を通して馬次所へ届け、其の所の役人へ繼渡し、邊路筋を通すを禁ずる事、社寺參詣の者も同様とし、社寺が邊路に在る時は格別とするも、此の場合、元の本道筋に戻り、脇道へ入らざる事と定めてゐる。　旅行者の宿泊等についても、貞享元年五月廿四日付、評定所の覺に、他領者は勿論、領内者と雖も、胡亂なる者に宿を貸すは禁制とし、横目を以て見聞せしめ、疎略あらば、宿主まで沙汰に及ぶとある。[注一五]

其の後、番所の例規に變更があり、寶永五年三月廿三日付、噯・役人中宛、家老座の達では、次の様に定めてゐる。　即ち、凡べて通行人に對しては、國所證文・路銀を檢して疑なければ、通行の日時・路銀所持の事を記した送狀を附して鹿兒島

寶永五年の番所例規變更

問屋へ赴かしめ、商人には、問屋到着前諸所に滯在し、商賣するを禁じ、彼等が商賣のため諸所へ赴くには、日數を定めて、問屋より噯・役人中へ付狀し、所に於いては、問屋書付を見届け、定日數經過後は所次に追歸す、六十六部納經・納札巡禮行脚には、參詣の場所を定め、番所より書付を持たせ、所に於いて順々に次書に時付して鹿兒島問屋へ行かしめ、問屋よりも次書に時付し、途中脇道を禁じ、次の所へ日中に着くべき時は立たせ、宿泊は一宿以上を禁じ、托鉢及び領民より錢銀・米穀を給するを禁ずるとある。　また外城一所に旅人定宿二所を申附け、之を地頭に届けて置き、旅人を堂宮等に宿泊せしめるを禁じ、定宿以外に止宿せしめた者には科料青銅百疋、品により牢舍申附ける事とした。　托鉢禁制は此の時に始まり、時に、在國の經納・大社參納札の順禮・行脚は、五月十五日以降改めて、廿日までに一齊に衆中宰領を附して境目番所より歸國せしめた。　之は米穀不足及び宗門疑はしき者あるによるといふ。[注一六]

托鉢禁制

順禮・行脚を送出す

入領者の證文

入領者が持參する證文は國所證文で、また往來手形と稱し、其の者の原在所庄屋から改所に宛て、年齡、男女別、氏名、商賣、巡拜等入領の目的、宗旨等を記すものである。　見せ金とする路銀は、西遊雜記（巻三）によれば、銀三分程を要し、之は入

見せ金

領後病死し、或は疾病ある時國所の入費とならぬための用心と見えるといふ。

番所より送狀を渡す

次に、番所番人より渡す送狀には、旅人の年齢・原在所・氏名・所持品・路銀所持の事、入領の目的、領内經過の場所、番所通行の日時等を記し、且つ所用濟の後は最寄番所より出領せしめる事として、郷士年寄・役人に宛てるものである。津口番所に於ける旅人の檢査も、大體以上と同樣の取扱と思はれる。[注一七]

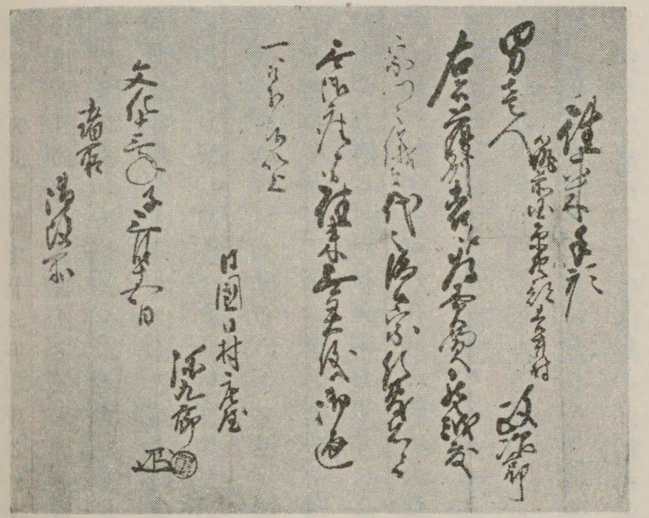

第二十三圖　往來手形（比志島虎雄氏所藏）

長送り

猶ほ、他領者の罪科死刑に當る時は、長送りと稱して番所へ送るの法があつた。通常、罪科の次第は告げず、高岡筋より去川に連れて來て、歸國を申渡すのであるが、其の際、高岡郷士の二才等が之を斬捨てるといふ。[注一八]

出領者に就いての例規

出領者は町奉行所手形等を要するが、特に勤方に付關外へ赴く者には切手を渡す例規で、寛政十二年二月、之を改め、各役席に印紙を渡し、役席に於いて之に用向・目的地・宛先番所を記入して行使せしめ、極月限り纏めて返納せしめ、但し、江戸始め他領へ赴く時は、從前通り切手を渡す事とした。[注一九]

道之島々民の島外渡航に關する規定

特別の例規があり、寛政三年五月三日の達によれば、薩島百姓の他領出は、郷士年寄往來證文を以て許し、同じく領内稼方は稼方證文を以て何方へも自由に赴かしめるとある。[注二〇]　道之島々民が道之島諸島相互間及び琉球へ渡航するには、代官通手形を附し、之に手札を添へて持參せしめる例規であつたが、享保六年十月、之を變更して次の如く定めた。即ち、渡航については與人へ申出て、與人は吟味して其の者の年齢・宗門を記し、行先の與人又は船改番所宛、與人印の通手形を作り、代官へ差出し、免印を受けて渡し、手札は持渡らしめず、之を與人へ受取り置く事とし、通手形は歸航後代官方へ取揚げるといふ。[注二一]

荷物の領外積出通手形

荷物の領外積出については一般に船手或は諸所手形所より、禁制品の有無を調べて通手形を出した。手形所は出水・大口・高岡・志布志・飯野・國分・高山・長島・隈之城・加世田・薩島等に置き、手形所に於いては、郷士年寄名前で、薩州船手某と

署名の通手形を出した様である。境目番所で他領出荷物を改める事は前に記したが、津口番所の改は大坂町奉行の荷改とも關係があり、寶暦五年十二月の達によれば、是より先き、大坂町奉行の申渡があり、夫に從つて津口番所印鑑は大坂町奉行所へ差出し置き、之によつて送狀切手と照合に應ずる事としてゐる。時に、之を取扱ふ津口番所は志布志・内之浦・脇本の三所とした様で、他領出には、領内外船共志布志・内之浦・脇本へ着け、大坂着の時差支なき様、凡べて大坂行と同じく手形を渡し、中途歸帆船は津口に於いて切手を取揚げ、大坂へ着く筈の荷物を中途賣とした時は、買主より證文を取り、大坂に於いて改の時之を差出す事として居り、次に、從來山奉行支配を以て通手形を渡した椎皮・楊梅皮・柱心・明樵等も、運上等は山奉行より申附け、船奉行へ問合せ、船奉行より通手形を渡す事、諸材木・樵・松・大束・櫓木・樫楫・油竿・杉丸太・櫓腕等大坂改なき品は、從前通り、山奉行幷に檢者より手形を改め、津口を通すと定めてゐる。[注二二]猶ほ、他領出貨物については、手形銀・運上銀・津口銀の課徴があつた。[注二三]

他領出禁制品については、時々に品目の令達があつた。寛永九年十一月十五日付、家老喜入忠政・川上久國の覺によれば、先づ他領搬出禁制品は、鐵炮・焰硝・

大坂送りの荷物を取扱ふ津口番所

手形銀・運上銀・津口銀

他領出禁制品

蠟・棕梠皮・櫨・綱・樟腦・漆で、同時に男女賣人を揚げてゐる。即ち、主として藩公用、殊に、軍用品である。次に、手形を以て搬出を許した品は、硫黄・やく拔(板か)・上布・下布材木・牛馬・馬尾・綿・白糸・鐵・竹・大豆・芭蕉布・松節・胡摩・莪朮・楊梅皮・紅花・菜種子・魚鹽・豚油・茸・木耳・海人草・牛皮・琉球莚・根紫・麻苧・かたし等で、搬入禁制品は惡錢である。[注二四]是より先き、琉球に對し他領出禁制品を達してゐるが、元和十年三月七日付、三司官宛、家老島津久元等の覺では、上布・下布・舟綱(但し、赤綱・黒綱、即ち、梭梠・黒つく製の綱)・梭梠皮・牛皮・菜種子油・久米綿黒木で、次いで、寛永元年八月廿日付同樣の覺では、前回覺の諸品中、下布・黒木が見えず、菜種子油・久米綿が菜種子・綿となつてゐる外、燒酒及び各種莚が加はつてゐる。[注二五]其の後、延寶五年閏十二月廿二日付、評定所の定では、他領出禁制品目は增加し、即ち、鐵炮・硫黄・焰硝・刀・數寄道具・掛物・蠟・棕梠竹・棕梠皮・琉球燒酎・櫨・綱・櫨・蘇鐵・蘭馬尾・樟腦・漆・芭蕉布・苧芭蕉布・霧島躑躅・すへろの木・唐桐木・琉球草木各種・上布・大豆・雜穀・藻玉・鍋地金・錫・明礬・鍋・下布・菅板・法螺貝・夜光貝殼・伊多良貝殼・粉糠・燒物壺・琉球黄楊木・檜底樽・半鍋、外に賣人となつてゐる。更らに、寶永五年三月の定では、右の内刀・霧島躑躅・すへろの木・大豆・雜穀・鍋及び賣人を省き、銅・狆・琉緤を加へ、米・雜穀は他領よりも入れざる品としたといふ。[注二六]併し、同月、

手形を以て搬出を許した品

惡錢の搬入を禁制

琉球に對して他領出を禁止した品

他領出禁制品目の增加

寺柱番所に下した他領出禁制品の規定

屋久島の他領出禁制品

寺柱番所へ渡した他國え不出品々なる定では、之と相違し、搬出禁制品目は、刀・焔硝・鐵炮・數寄道具各種・掛物類・眞綿・琉球細布（白地島）・同上布・同中布・島同三葉絹・同あやさび島同下布（白地島）・同紬・同島芭蕉布・同白色芭蕉布各種・同絞・同香合・同香類・同青貝沉金物類・同泡盛酒・同草木各種・唐人墨蹟・唐人繪・蘇鐵・柘榴木・棕梠竹・蘭・野紫・藻玉・硫黄・樟腦・漆・蠟・棕梠皮・黄楊木・楊梅皮・茸・木耳・鬱金・明礬・法螺貝・夜光貝殻・伊多良貝殻・黒櫚・綱繩類・馬尾・榑・葺板・薩摩白燒茶碗・燒物各種・錫地金・鍋鍋地金・唐金・大豆・雜穀・小椎・粉ぬり等である。〔注二七〕享保十三年十二月十五日の屋久島手形所規模帳には、次の諸品を他領出禁制品としてゐる。即ち、同島に產する物を擧げたと思はれ、黄楊木・檜・栢・杉・棕梠木・同皮・蘇鐵・松節（但し、船中用一かるひを許す）・槇肌（但し、船中用十把を許す）・楊梅皮・桑木・櫨實・三丹花・美人草・佛草花・蘭・茉莉花・植木用草木各種・躑躅・盆石・鹿皮・鹿角・馬皮等である。其の後、要用集抄によれば、他領出禁制品は、刀・鐵炮・樟腦・蘭・焔硝・琉球燒酎・蘇鐵・唐桐木・米・雜穀・黄楊・鍋地金・銅蠟・上布・下布・琉綟子・藻玉・鐵地金・黄楊木・琉表莚・芭蕉・苧・芭蕉・法螺貝・夜光貝殻・燒物・壺・榑・底樽・伊多良貝殻等で、事由により勝手方證文を以て通手形を附し、また鍋地金以下の十七品目は、寶暦四年九月、一往證文に及ばず通す事としたといふ。〔補説〕

〔注二七〕屋久島の他領出禁制品

勝手方證文を以て他領出を許した品目

〔補説〕また要用集抄に勝手方證文を以て他領出の品を擧げて居り、前記と重復もあるが、即ち、左の諸品である。

米　琉米　大麥　大豆　小豆　小麥　春麥　粟　胡麻　春粟　蕎麥　鹽
菜種子油　眞綿　氷砂糖　白砂糖　硫黄　鬢人參　馬尾　鯨糞　錫　黒櫚
毛氈　赤櫚　唐木綿　卷物　白糸　和蘭縞　奥縞　黒龍爪　五尺樽榑　四
尺樽榑　平木　酒樽　油糟　下本簀紙　豚　綟子　葺板　櫚繩　麻苧
掛物　棕梠皮　唐紙　人參　鐵　琉球草木各種　茶湯道具　鉛　天鷲絨
紙帳　狆　國産火繩　藏紗綾　あや鳩　赤髭　唐藷　棕梠竹　唐孟宗竹
菜種子　荏子　甘藷（はすいも）　かうりの實　胡麻油　魚油　藻玉　煙草　黒砂糖
芭蕉苧　海人草　鬱金　柴胡　莪朮　生薑　金銀花　白姜　蠶　鐵釘　麻黄
鍋地金　猪苓　銅　蒼朮　芍藥　茯苓　附子　和蜜　升麻　雄黄　白芷
連翹　白豆蔻　黄芩　甘草　貝母　枳實　大丸　牛膝　白朮　山歸來　大
黄　明礬　山檳子　山茱萸　地黄　白鮮皮　全蝎　白芍藥　青皮　砂參
遠志　防風　枳殻　木香　藿香　羌活　唐金　肉桂　馬皮　牛皮　もうる
八重山上布　宮古上布　紅殻糸　下布　芭蕉布　上紙　中本簀紙　下小本
簀紙　上小紙　小紙　丈長（たけなが）紙　法螺貝　夜光貝殻　小糠　伊多良貝殻　砥
石　石燈爐　琉綟子　錫瓶　小杉原　梔子　榑底樽　琉球黄楊

城下三町・諸鄉野町の各種商業に對する禮銀

商業は城下三町・諸鄉野町を中心として行はれた。業種に應じて夫々禮銀

此の內菜種子以下八十四品は、寶暦四年九月、證文に及ばざる事とした。

を徴し、文化四・五年當時、城下三町では、毎年一軒に付禮銀は、質屋九枚、燒酎屋四十九枚、酒屋三枚、紬屋一枚、鬢附屋一枚、糀屋十匁、味噌醋醤油屋十匁、二十一匁五分、四十三匁とし、外に細物屋・荒物屋・木屋・綿屋・八百屋・魚屋等は禮銀なしといふ。諸鄉野町に於いても、質屋・燒酎屋・酒屋を始め各種の商店があり、また燒酎屋四十九枚、酒屋一枚等禮銀の定があつた。同業商人の仲間については、例へば、三町の鬢附屋・味噌醋醤油屋に夫々支配人があり、同じく燒酎屋には三町に小頭を置く等一定の組織を存した様である。諸鄉に於いては、燒酎屋等鄉士年寄・横目の支配とし、取締のため領内全體の支配人を置いた事もある。(注二八)

定期市は城下及び諸鄉に立つた。其の場所及び市日は、天保九年の薩摩國御巡檢使書上によれば、左の如くである。

定期市の場所と市日

場所	市日	年中開市日數
薩摩鹿兒島　三町	毎月三・六・九の日	一〇八
水引　大小路村	十二月十三・廿三兩日	
頴娃郡　村	二月十五日　九月廿八日	
川邊平山村	十二月十九・廿五兩日	

加世田	川畑村	七月十二日	十二月十八・廿四兩日
伊集院	谷口村	二月七日　七月七日	
市來湊	村	十二月廿二日	
市來長里村			
出水武本村		二月朔日　十二月廿五・廿八兩日	
出水鯖淵村		二月三日　十二月三・廿兩日	
出水知識村		十二月廿四日	
阿久根	波留村	三月七日　十月七日　十二月廿七日	
隈之城	東手村	毎月四の日	
大隅湯之尾	川北村	二月三日　十月朔日　十二月十九日	
未吉	二之方村	毎月三の日	
東國分	上小川村	十一月朔日　十二月廿七日	
東國分	向花村	七月十二日　九月十二日　十二月十二日	
東國分	小　村	六月十三日　九月廿九日　十二月廿六日	
西國分	眞孝村	十月朔日	
垂水	田上村	九月廿・廿一・廿二日	
鹿屋	中之村	毎月四・八の日	
加治木	段土村	毎月五・九の日	
日向都城	宮丸村	毎月七の日	

都城	下長飯村	毎月四・十・十四・廿四日	六〇	
志布志	帖　村	四月八日　十一月廿五日	二	
大崎	假宿村	二月七日　七月七日　十二月十七・廿七日	三六	
高岡	内山村	毎月三の日	三六	
高岡	五町村	毎月八の日	四	
小林	細野村	毎月五の日	三六	

鹿兒島の稻荷市

串良柏原浦・重富脇元の六齋市

川内向田の三齋市

鹿屋高須浦の六齋市

此の外に、鹿兒島では、坂本村稻荷大明神祭禮の十一月三日より廿三日まで、稻荷の市が立ち、古道具・刀劍・衣類、其の他各種の商品を賣り、豐後府内濱の市及び肥後天草本戶の市と共に九州三大市の一とされ、就中、稻荷の市を最大としたといひ、極めて盛大であつた。[注二九]　諸鄉では、串良柏原浦・重富脇元等の六齋市もあり、柏原浦の市は、享保十八年八月、市立を免許され、脇元の市は柏原浦の先例により、延享四年九月、免許されたものである。　川内向田の三齋市（隈之城東手）は正德享保頃から始まり、四の日の市で現在も行はれてゐるといふ。　また市來湊の十二月廿二日の市は、浦中疲弊救濟のため、向田及び脇元の市の先例により、毎月廿二日の市立を許されたものといふ。　其の後、鹿屋高須浦も、救濟のため、文化八年十一月、浦町となると共に六齋市立を許された。[注三〇]　諸鄉の市の内で盛大を極めたのは、鹿屋中之村の六齋市で、場所は地頭假屋下で、市日には、高隈・串良・高山・大姶良・姶良・大根占・小根占・佐多・田代・花岡・新城・垂水及び海を隔てた山川・指宿等遠近諸鄉の者が集まり、船或は馬で鹽・大豆・雜穀・煙草・魚類・綿布等各種の商品を齎して交易し、從つて、鹿屋は商家連り、下大隅第一の富邑であつた。此の市の始まりは、伊集院忠棟所領の頃であるといふ。[注三一]

鹿屋を極めた中之村の六齋市

他領人の市立及び振賣禁止

其の他、自他領行商人の諸鄉を廻るものあり、但し、他領人は市立と共に振賣を禁ぜられてゐた。[注三二]　また鄉村に於ける行商に種々制限を設けた事は、既に記した如くである。　行商人の内には、富山賣藥商人もあつた。　富山賣藥商人は、配置賣藥なる特有の販賣法を以て全國に亙り行商に從つたが、天明以前、既に薩藩領内の行商を許され、其の薩摩組なる組織もあつた。　而して、天明元年、薩藩より停止されたが、同三年、越中八尾の町人として十三人脚まで免許された。一人脚とは、行商人一人が定期的に廻り得る懸場である。　然るに、同七年、再び禁止となり、組仲間一統運動の結果、二年後の寬政元年、領内合藥吟味役上野新右衞門より領内居附人として合藥行商を十六人脚を限り免許され、時に、薩摩組では示談定法を設けて神農堂へ毎年銀十枚を寄進する事、上野新右衞門へ

行商に就いての制限

富山賣藥商人薩摩組の活動

禮銀一人前錢十貫文を納める事、同人より毎年領内徘徊の免狀を受ける事、領内行商中生國を顯はさゞる事等を定めた。次いで同九年、薩摩表商人所有懸場五人脚を買入れ、張らざる事、顧客先に於いて越中富山の自稱を以て看板等

薩摩組の示談定法

同十一年、富山藩吟味所より同組は同藩内爾餘の二十組以外とし、二十組の定法に拘はらず薩摩組示談定法を特設するを許されたが、薩藩より又領内行商を差留められた。夫より再び仲間一統運動して、享和元年、從前通り居附として賣藥行商をなすを許され、毎年鉛百五十斤・熊皮十枚を冥加として納める事とした。更らに文化十二年、越中富山製藥を以て行商するを免許され、翌十三年には、加治木の商人日高平八より懸場四人廻り、九百五十貫文の帳面を引受け、都合二十六人脚とするを許され、時に、示談定法を改め、卽ち、懸持場所持二十六面、各一人脚二人足附とする事、各人懸場所は外城分けに定める事、薩藩へ冥加鉛百五十斤・熊皮十枚、毎年場所着の上、鹿兒島問屋取次を以て納める事、合藥吟味役上野方より年々合藥免許の證文を受け、禮錢一人脚十貫文、毎年七月十日・十二月廿五日の兩度に納める事、鹿兒島着の上は旅人方町年寄より六外城切廻在の付狀を受けて徘徊し、終つて返濟の事、淨土眞宗の事咄さゞる事、出口

不正の唐藥種始め法度の品買取らざる事、顧客先に於いて藥値段引下げ、或は押賣せざる事、宿々或は顧客先に於いて商賣何程・持參金何程等尋ねられても、聊かの商賣に申立て、過分の金錢取集める樣咄さゞる事、懸場所外城以外一村たりとも入込まざる事等と定め、各懸場持主を示してあるが、國分・敷根二外城能登屋兵右衞門等一人脚懸場二乃至八外城である。其の後文政十年、又行商を差留められ、解禁運動により間もなく許されたが、その時の運動費は一萬貫文（金千三百八十九兩）で、組仲間二十六人平等に負擔して、一人金五十三兩一步三朱となり、之は一年間の賣上高に相當したといふ。安政三年、薩藩に於いて製藥座を創設し、配置賣藥を藩營とした事があるが、之は失敗に歸したので、同五年以後、再び薩摩組に引渡した。[注三三]

薩藩製藥座を創設す

士の內職としての商業

商人以外では、士の內職として商業を營む事あり、享保五年七月廿二日の家老座の達では、城下士屋敷・座附屋敷・職人屋敷へ名子・下人等を置き、窓を明けて店の樣にし、又は藪を開いて賣物を出す等は前々より堅く禁ずるも、端々では輕き賣物がなくては小身者共は用事調はず、往來の者は不自由もあるべきにつき、夫々區域を限り、或は小路より見えざる樣內々家職を行ひ、輕き賣物をな

すを許し、或は勘定所へ願出て名子・下人等の店を出すを許す等、士屋敷の商賣を認めてゐる。[注三四]　更らに百姓に至つては、幕末頃と思はれるが、地考論三巻の地方或問なる一篇には、百姓中に小商人に類する稼業の者あるを論じ、百姓共農業を怠り、町人の風を習ひ、奢侈に長じ、其の餘裕を得るや、大福帳を小床へ掛け、小商人となり、終には困窮するもので、之を制するには、麓又は町方に嚴しく儉約を勵行するを要するといふ。また人配の際、多く下潟地方より農業に心薄き者共、博勞・小商人等が移されるので、結果不良である事を指摘してゐる。

百姓の小商人化

藩の賣價公定

諸商賣共、藩に於いて賣價を公定した場合が多かつた。また物價騰貴につき、値下げを達し、各種の對策を講じた事も屢〻見られる。例へば、享保八年五月廿二日、家老座より達し、鹿兒島中諸物價高騰につき、魚・野菜・材木・薪、其の他諸品、稼に持出す者は勿論、此の種の稼に從はざる者についても、浦々は船奉行、地方は郡奉行の引受を以て、所々役人共へも申附け隨分鹿兒島へ持出し商賣せしめる事、町方商賣物は町奉行引受を以て町役に時々吟味せしめる事、高値なるも諸人差當り入用の品にして買取る時は、値段高値と存せられるも、急用故買取つた旨、町奉行へ内々申出るべき事、諸細工人高賃を取る由につき、細工奉行引受を以て吟味し、高賃を取る者あらば沙汰する事等を定めた。

諸賃銀の高騰を禁止す

天明五年十二月には、諸物價賃銀高騰につき、之が低下を達し、就中、大工・右切・砂官・小板屋根葺・木挽・茅屋葺、其の他の手間代、衣類・桶類・金物道具類・菓子類・履物類等の價格を定めた。翌六年三月には、大工・木挽、其の他日用賃の者の增錢を取る者の取締を達し、同年八月には、各商品賣値に制限を設け、煙草・荒物・小間物・茶・紙・苧・起炭・綿・芋・燒物・藥種は元一割掛、呉服物の内、木綿物は五分掛、絹物は一割掛、八百屋物の内青物類は一割掛、干物類は二割掛、之を上位品、小賣店賣の定値とし、卸賣或は位劣品は之より下げる事とし、其の他、刀研・鞘師・金具細工・鞆巻表具師・錫細工等の手間代についても達する所があつた。次いで寛政二年十一月にも、高利取締令があり、從前米穀等不熟の節より諸品高騰し、其の後、引續き熟作により値段引下ぐべき處、凶年の勢に乘じ高値に賣出す者ある由につき、掛横目を附して糺させ、頭人支配頭よりも吟味せしめる事、諸職人も定賃銀外受取る者ある由につき、同じく掛役々・頭人・支配頭より糺し、取締申渡す事、近郷・近在より持出の諸品格別高値に賣渡し、且つ近年作職良好にして、現在衣食不足なき所より切稼等薄く、身樂の方に赴き、適〻持出す時は不相應の利得を企て

高利取締令

諸職人賃銀に對する取締

る趣であるが、豊年には稼方出精して凶年の用意もなすべく、支配役々より稼方督勵し、値段不相當なきやう取締るべき事、何人によらず、品物を求めた節、不相當の値段申掛ける商人については、其の名元を聞き、掛弁に最寄横目へ申出るべく、諸職人についても同様とし、糺方の上沙汰すべき事等と達してゐる。[注三五]

加治木錢鑄造流通の禁止

貨幣に關し、先づ記すべきは加治木錢で、之は形を洪武通寶にとり、裏に加或は治の文字を出し、天正以降、加治木に於いて鑄造したものである。後、加治木に錢屋町あり、卽ち、鑄錢場の趾である。[注三六]　然るに、寛永十三年六月朔日以降、幕府は錢座をして寛永通寶を鑄造せしめ、錢座以外の鑄錢を禁止したので、薩藩に於いても、之に從つて、加治木錢の鑄造を停止した。[注三七]　其の後、新錢の供給不充分のため、領内一般の不便を見るに至り、藩は領内に於いて新錢鑄造を許されん事を願つたが、寛永十四年三月廿日、老中阿部忠秋より家老伊勢貞昌に對し、鑄錢免許は先づ差置き、古錢の流通を許す旨の達があり、ために、諸品流通の圓滑を得た上藩庫貯藏錢の使用により、銀にして千貫に相當する損害を免れたといふ。[注三八]　かくして、加治木錢も流通したが、其の後、漸次に藩庫に回收したものゝ如く、明暦寛文中、琉球に對し鳩目錢の原料として下附してゐる。[注三九]

新鑄を幕府に願出て古錢の流通を許さる

鳩目錢

爾後も、錢の拂底した事が多く、時に錢の領外搬出を禁じたのも其のためと考へられる。享保廿年十一月十日の勝手方達には、錢の他領搬出を禁じ、船頭・水手・商人小遣用一人分五、六百文を許すとし、延享元年十一月、之を解禁したが、寶暦八年十一月、又錢の拂底につき、一往他領出を禁ずるとし、小遣用は船頭・水手・商人一人分五百文を許すとし、次いで、同様の達が屢發せられてゐる。

錢の他領搬出禁止

併し、基本として流通したのは銀で、享保三年十二月の家老座達では、諸商賣は銀目を以てし、錢高を禁ずるとある。卽ち、錢は少額の取引に補助的に使用されたものと思はれる。而して、銀・錢等の割合は公定により變更毎に之を通達してゐる。銀についても、品位を異にする古銀・文銀等の間には割合を公定した。元文六年二月廿日の達では、古銀・文銀は同様通用の筈で、拂物代・運上諸納方は文銀を以て定めるの處、領内文銀拂底につき古銀三割前（文銀十三匁、古銀十匁替）と するとし、同八月、之を五割前に改め、寶暦六年に至つて、同率とした。[注四〇]　しかも、諸郷・諸島では、米穀・砂糖が交換手段として、盛んに用ひられた事は、次に見る如く、此等が貸借の對象となつてゐる事からも察せられる。

古銀・文銀の割合を公定す

貸借の利息については、寶永四年二月廿八日、家老座より、借銀高利を停止し、

貸借の利息

且つ通融滯るべからざる旨達があり、其の他、高利停止の達は屢〻見られるが、寛延二年五月十三日には、銀・錢・米穀借附利息は二割以下と定め、次いで、寶暦二年十月十七日には、一往五分利以下とし、同四年二月廿八日には、同月より一割利以下、藩へ貸上は同じく七分とすると達してゐる。但し、質屋については、別に規定があつた。また貸借仲介の口錢については、享保十二年正月、家老座達では停止或は制限を設けた事があり、寛政二年二月には、借銀・高賣買の仲介口錢と共に之を禁じ、寛政二年二月には、借銀・高賣買の仲介口錢は共に銀高一貫に付十五匁に制限した。[注四二]

貸借仲介の口錢の禁止或は制限

大島に於いては、元和九年閏六月廿五日の大島置目之條々以降、島中貸借の利息は三割利に制限して居り、喜界島規帳にも、同じく三割利以下と定めてゐる。[注四三]

道之島に於ける貸借慣行

後年に至るまで、各島共三割を定法利率としたもので、之は一年分の利率であるが、七、八ケ月の短期に返濟し、或は十三、四ケ月の長期に及ぶも利率に變更なきを例とした。貸借の對象は米或は砂糖とするも、就中、砂糖の貸借に、特殊の慣習を存した。各島村法には、大島について、各戸の出産糖は皆之を鹿兒島に輸するを以て、甲の有餘を以て乙の不足を償ふ等、たゞ帳簿上貸借するものとし、貢租及び物品代未進の如きは、黍横目又は掟が之を證するも、他は凡べて島民の相對とし、或は牛馬家財を抵當とし、或は證書のみを以てし、但し、内地の質入の如きものはなしと記してゐる。同書の記事は、其の他の諸島ついても同様であるが、或は德之島について、貸借する米一石以下、砂糖二百斤未滿なれば、抵當を用ひざるものありとし、或は沖永良部島について、抵當を出し、請人を立てるは稀であるとも記してゐる。貸借の結果、身賣りが行はれ、債務者が家人となる慣習については、既に第一編第二章に記した如くである。

〔注　一〕舊記雜錄追錄卷一二八
〔注　二〕寶永年間他國人問答參考書
〔注　三〕鹿府御廻文拔書卷一
〔注　四〕禰寢丹波清雄勸農略記　租稅問答
〔注　五〕歷代制度無卷第三　薩藩例規雜集卷二二　舊記雜錄追錄卷六四
〔注　六〕舊記雜錄追錄卷六四
〔注　七〕歷代制度卷一二上・四一下・無卷第三　鹿府御廻文拔書卷一・三　租稅問答　薩隅日田賦雜徵　寫　元治元年萬留　狩夫銀御舊法記
〔注　八〕歷代制度無卷第六
〔注　九〕舊記雜錄追錄卷三五
〔注一〇〕歷代制度卷六下　薩藩例規雜集卷二〇・二二　三國名勝圖會各卷　寬文七年幕府諸國巡見使應答案
〔注一一〕舊記雜錄追錄卷六四　薩藩政要錄卷三　歷代制度卷六下・四五　薩藩例規雜集卷二〇・二一　米ノ津町勢要覽
〔注一二〕歷代制度卷六下　薩藩例規雜集卷二〇
〔注一三〕高野山蓮金院文書
〔注一四〕志布志八郎ヶ野口御番所御條書寫　市來政香氏所藏文書（大口）

〔注一五〕鹿府御廻文拔書卷一　鹿兒島御廻文留
〔注一六〕鹿府御廻文拔書卷二
〔注一七〕西遊雜記卷三　比志島虎雄氏所藏文書　旅人え番人より相添候書附案紙
〔注一八〕鹿兒島ふり　薩摩風土記　薩肥見聞雜記　薩摩國志卷二
〔注一九〕元治元年萬留　歷代制度卷六九（柚崎本）
〔注二〇〕要用辨覽
〔注二一〕歷代制度卷一四人
〔注二二〕歷代制度卷三二　舊記雜錄追錄卷六四
〔注二三〕要用集抄　歷代制度卷三二
〔注二四〕鹿府御廻文拔書卷一　鹿兒島御廻文留
〔注二五〕舊記雜錄後編卷七七
〔注二六〕鹿府御廻文拔書卷一　鹿兒島御廻文留
〔注二七〕鹿府御廻文拔書卷二
〔注二八〕歷代制度卷一二下
〔注二九〕三國名勝圖會卷三　薩肥見聞雜記　薩州風土記
〔注三〇〕歷代制度卷一二下　川內中學校編川內地方を中心とせる鄉土史と傳說
〔注三一〕三國名勝圖會卷四七
〔注三二〕鹿府御廻文拔書卷四
〔注三三〕高岡高等商業學校編富山賣藥業史料集　森下澄男氏稿藩政時代の富山賣藥業（歷史學研究第六卷第四・五號）
〔注三四〕歷代制度卷四七上
〔注三五〕歷代制度無卷第六
〔注三六〕義弘公御一代事蹟　三國名勝圖會卷三七
〔注三七〕舊記雜錄後編卷八九　德川禁令考秩六　島津國史卷二五
〔注三八〕舊記雜錄後編卷九一　鳥津國史卷二五
〔注三九〕球陽附卷一　御條書寫卷一　南聘紀考卷人
舊記雜錄追錄卷一〇　大和え御使者記
〔注四〇〕歷代制度無卷第一・第六
〔注四一〕歷代制度卷一二下・無卷第六　鹿府御廻文拔書卷一・四
〔注四二〕歷代制度卷一四人・無卷第六　兩院古雜徵卷二　和家文書

第四編　海外及び琉球との關係

第一章　鎖國前の海外交通

朝鮮役俘虜明將の送還

慶長五年正月、島津氏は家康より朝鮮役俘虜の明將茅國科等の送還を命せられた。仍て、忠恒（家久）は寺澤正成と連名で明國總理軍務部指揮茅國器（國科の兄）宛の書を附し、坊津の鳥原宗安を遣して、其の任に當らしめた。鳥原は福州を經て北京に到り、明廷の歡待を受け、また嘗つて薩摩の領娃に在留し、領主領娃久虎に仕へ、朝鮮の役には通事となつて從軍し、次いで歸國したといふ南京の人張昂（日本名孫次郎）の取次によつて、爾後毎歲福州より商船二隻を渡し、交易を開かんことを約した。

鳥原宗安を明に派す

鳥津氏と明國通商の約成る

鳥原は、天正十二年、天神丸船頭として、義弘より琉球渡海朱印狀を受けて居り、同十五年、豐臣秀吉下向の時は、川內に於ける義久の禮品として、銀子一貫、白糸五十五斤、沈香九十二斤を用立てゝ居り、卽ち、當時の有力な航海貿易業者であつたと思はれる。[注一]

伊丹屋助四郎の狼藉

明廷は鳥原との約に從ひ、慶長六年、福州船二隻を派した。早くも此の事を傳聞した伊丹屋助四郎なる者は、海賊を嘯聚し

て、五月、硫黄島近海に於いて來航した福州船二隻を襲ひ、乘員を殺害し、船を焚いて、貨物を掠奪し、密かに之を賣却したが、事露顯して、伊丹屋及び徒黨數人は逮捕せられ、沿海鄉村を引廻しの上、市來湊に於いて磔刑に處せられた。[注一]伊丹屋助四郎は、もと和泉堺の商人で、朝鮮役の際、泗川に開店し、島津氏の軍需を辨じ、役後、鹿兒島及び山川に屋敷を給せられて居た者である。[注二]

伊丹屋幷に徒黨の處刑

此の事件の結果、福州船は再び來航せず、鳥原宗安が明廷に於いて締約した所は、遂に實現しなかつたのである。卽ち、明廷は派遣船の消息を得ざるにより、慶長十一年（明の萬曆卅四年）琉球へ冊封使夏子陽等を遣した際、琉球をして薩摩に探問せしめんとしたものゝ如く、同年秋、琉球王尙寧は家久の襲封を賀して、崇元寺宜謨里主を薩摩に遣し、兼ねて右の次第を以て、鳥原を琉球に招致した。仍て、鳥原は琉球へ赴いたが、結局、明朝との前約は復活しなかつた。[注四]

鳥原と明廷との締約實現せず

島津氏及び幕府對明通交を企圖す

其の後、島津氏が琉球を通じて、對明通交を企てた事は、後に記す如くであるが、幕府に於いても、對明通交の再開を企圖しつゝあり、其の不調なる所より、派兵さへ計畫するに至つたものゝ樣で、琉球役の翌年なる慶長十五年閏二月十日、本多正純は家久に宛て、明へ少數の軍を派遣するため內々其の用意あるべき旨を達し、且つ西國諸大名に課した所の名古屋城普請助役を免じた。但し、本多正純は家久自身の出陣はあるまじき旨を附言してゐる。卽ち、此の派兵計畫は一應實行を期したものであつたとしても、決して大規模のものではなかつた。しかも、七月五日付、義弘宛の家久狀には、此の事に觸れて、「からへ人衆遣候儀も、當年之御普請を爲可被指置、世上への御あいしらいに被仰出候、遮而の儀にては無御座由、板倉殿雜談直に承候、然ば下々ばはんに可遣樣子と相聞申候」と述べ、同廿日にも家久は義弘に宛て、同樣の趣旨を申送つてゐる。八月八日、義久は家久に宛て、先きに明へ派遣した琉球使船の歸航を報じ、「明國曖之儀も又御人衆被指渡候ずる歟、御分別此時候」と云つて居る。次いで十一月廿三日に至り、本多正純は家久に宛て、派兵計畫の中止を傳へ、其の理由は日明間に和談が成立したにあるといふが、[注五]之は、當時、幕府に於いて、本多正純・長谷川廣智より福建總督に書を送り、勘合符を請うた如き、平和的交涉を進めつゝあつた事を指すのであらう。[注六]

島津氏の名古屋城普請助役を免ず

明國派兵計畫の中止

夫より後も、明は琉球を除いて、日本へ官船を渡航せしめなかつたのみならず、私船の渡航をも禁抑したのであるが、猶ほ私船たる唐船の渡航するものは

明は官私船の日本渡航を禁ず

明國私船の來航

僅少ではなかつた。此處に謂はゆる唐船或は唐人とは、通常支那船・支那人を指すのであるが、柬埔寨唐人・西洋唐人等の用語例もあり、時に支那船・支那人以外の外國船・外國人を含む事もある。

柬埔寨唐人
西洋唐人

唐船碇泊地

唐船の碇泊港は、川内・久志・秋目・片浦・阿久根・坊津・鹿兒島等で、更らに、甑島・種子島・屋久島・大島・德之島にも寄航乃至漂着の唐船があつた。

居附唐人

從つて、此等寄航地には唐人の居留する所もあり、居附唐人の語も見え、島津氏は之を歡迎し、貿易を行はんとした。[注七]

唐船奉行

卽ち、唐船奉行を置き、屢々令條を發して貿易の保護と取締とを計らしめた。

唐船の自由貿易と唐人保護

慶長八年六月七日付、唐船奉行本田親貞・五代友慶宛の唐船着津に付被仰出候條々に於いては、第一條に忠恒・義久・義弘の用物以外抑へ置くを禁じ、卽ち、自由に貿易せしめる事を規定し、其の他、押買及び喧嘩口論を禁ずる等により唐人の保護を圖つてゐる。[注八]此の頃、唐船奉行が唐人に對し發した所の須知と題する布告でも、右の條々と同樣、自由の貿易と唐人保護の趣旨を示してゐる。[注九]

唐船の來航を長崎奉行に通知す

慶長十一年三月廿七日、本多正純は家久に宛て、爾後領内に唐船着岸の際は、長崎奉行長谷川廣智に斷るべき旨を達した。次いで、唐船三隻の來航に就き、長崎奉行へ通知したのに對し、五月廿五日、長崎奉行は家久に宛て「御用物於御

座候」は、從つて是以「使者可申上候」と達した。六月廿四日付、義弘宛、家久の狀には「いづれの舟にても、唐船參候はゞ、急に御注進可被仰上候、あきなひは早々御させ候て、めづらしき物など參候はゞ、其段は被仰上候へとの仰事にて候」とある。[注一〇]卽ち、藩は唐船の來航を長崎奉行に通告すると共に、積載商品に幕府の入用品があれば、之を幕府の購入に委ねなければならなかつたのである。併し、未だ唐船の來航に就いて、些かも制限される事はなかつた。

幕府と唐船積載商品

當時の唐船積載商品に就いては、慶長十四年七月、薩摩に來航の十隻が夫々提出した目錄の內三通が異國日記上卷に收められてゐる。夫等を綜合して見ると、商品の種類は左の如くである。

唐船積載商品

緞（どんす）　綾（りん）　素綾（ずりん）　絹（きぬ）
紬絹（つむぎ）　朗絹（きぬ）　紬（つむぎ）　青紬（つむぎ）
絲紬（つむぎ）　藍紬（つむぎ）　天鵞絨（びろうど）　氈條（もうせん）
毛氈（もうせん）　雜色花綢（しちんらをどり）　絲綢　光素
胡絲（いと）　絲線（いと）　扣線（いと）　金線（よりきんのいと）
青布（さいみのぬの）　尺盤（ちやわんのはち）　花碗（ちやわんの物）　碗（ちわん）

碗碟瓶（ちやわんびん）　酒盞（さかづき）　魚皮（さめ）　鯊皮（さめ）
鹿皮（しかがわ）　書冊（物の本）　扇（あふぎ）　傘（さしかさ）
墨（すみ）　白糖（しろざたう）　黑糖（くろざたう）　藥材
川芎　甘草　甘松　藿香
烏藥　礬　皂礬　綠礬
麻黃　江子　水銀（みづがね）　蜜（みつ）
山莓蒔　人參　巴荳　土人仔

來航唐船を長崎へ廻航せしむ

次いで、來航唐船を長崎へ廻航せしめる事もあり、慶長十五年七月十二日付、家久宛、義弘の狀によれば、甑島に着岸の唐船二隻の內一隻は、長崎へ廻航すべしとの奉行の指令があつたといふ。翌十六年正月十日に至り、前年十月、唐船入津につき、加判酒井忠世等は、國許に於いて貿易せしめよと達し、卽ち、長崎へ廻航せしめざる事としてゐる。更らに同十七年には、長崎奉行長谷川藤廣の下知により、貿易に關はらず、或は自由に貿易するを得なかつたといふが、[注一二]同十九年五月十日の家久宛、長谷川藤廣の狀に、唐船着岸の時は唐人次第たるべしと言つてゐる。[注一三]

唐人次第の貿易

唐船積荷目錄（國寶　異國日記卷上）

京都市　金地院所藏

本の大さ　縱三八・四糎　橫二二・二糎

慶長十四年七月、薩摩に來航の唐船十隻を駿府に廻送した處、老中本多正純は金地院崇傳に和解を命じた。崇傳は圓光寺元佶及び浦井宗普と計つて和解を附し、內三通を書留めた。此處に掲げたのは其の內一通分である。

碗碟瓶（ちやわんびん）　酒盞（さかづき）　魚皮（さめ）　鯊皮（さめ）
鹿皮（しかがわ）　書冊（物の本）　扇（あふぎ）　傘（さしかさ）
墨（すみ）　白糖（しろざたう）　黑糖（くろざたう）　藥材
川芎　甘草　甘松　藿香
烏藥　礬　皂礬　綠礬
麻黃　江子　水銀（みづがね）　蜜（みつ）
山莓蒔　人參　巴荳　土人仔

來航唐船を長崎へ廻航せしむ

次いで、來航唐船を長崎へ廻航せしめる事もあり、慶長十五年七月十二日付、家久宛、義弘の狀によれば、甑島に着岸の唐船二隻の內一隻は、長崎へ廻航すべしとの奉行の指令があつたといふ。翌十六年正月十日に至り、前年十月、唐船入津につき、加判酒井忠世等は、國許に於いて貿易せしめよと達し、卽ち、長崎へ廻航せしめざる事としてゐる。更らに同十七年には、長崎奉行長谷川藤廣の下知により、貿易に關はらず、或は自由に貿易するを得なかつたといふが、〔注一一〕同十九年五月十日の家久宛、長谷川藤廣の狀に、唐船着岸の時は唐人次第たるべしと言つてゐる。〔注一二〕

唐人次第の貿易

唐船積荷目錄（國寶　異國日記卷上）
京都市　金地院所藏
本の大さ　縱三八・四糎　橫二二・二糎
慶長十四年七月、薩摩に來航の唐船十隻より夫々集荷目錄を提出し、島津氏は之を駿府に廻送した處、老中本多正純は金地院崇傳に利解を命じた。崇傳は圓光寺元佶及び浦井宗普と計つて利解を附し、內三通を書留めた。此處に掲げたのは其の內一通分である。

唐船の招致を計る

に努めた。慶長十一年六月五日付、義弘宛、家久の狀に、新しく任命した唐船奉行島津忠長に申渡した趣を報じ、「惣別當國之事は、唐船着岸之刻も、奉行緩候故、種々側よりせゝらるゝに、あきはて候よし承及候條、左樣に無レ之樣に、稠以二條書一可レ被二仰付一之由」と述べて居り、同月廿四日付、同じく義弘宛、家久の狀に、「あきなひは早々御させ候て」云々と述べてゐるのも、唐人に迷惑なからしめ、招致を計らんとの意圖であらう。[注一三] 福建泉州の商人許麗寰は薩摩領に來航して、甚だ優遇されたと見え、同十三年、彼は久志浦より歸航したが、時に、義久は書を贈り、其の內に、後年再渡の際若し他州に到る共、一小吏を派して貿易せしめんと約した。[注一四] 猶ほ、同十六年五月十日の家久の覺では、洋上航行の唐船に挽舟を出す事、卽ち、入津を强制するを禁じたもので、たゞ、港近く來る者には水先の挽舟を出したのである。[注一五]

唐人を優遇す

幕命により唐船を悉く長崎に廻す

然るに、元和二年六月、幕命により、藩は明商に對し布告を發し、唐船の領內繫泊を禁じ、悉く長崎に赴く樣命じ、其の內に、「今雖レ令二長崎爲一商客之所一止、後必泊二商船於我薩州一、以爲二貿易所一須之處、亦未レ可レ知也、商客姑待レ之」と言つて、一方に其の解

唐船寄航禁止を併く

禁を期するが如き口吻を示してゐる。同時に藩内に對しても、唐船着岸の際の處置に就き條書を發した。次いで八月八日に至り、幕府は切支丹禁制に關する老中奉書に於いて、唐船が領内に寄航し、船主次第貿易するを許し、たゞ黒船（葡萄牙船等）及び英吉利船は、切支丹宗體たるを以て、其の寄航を禁じ、之を長崎平戸に廻航せしめる事とした。[注一六]即ち、前回の唐船寄航禁止を解いたのである。

來航唐船の保護を計る

其の後、唐船は年々阿久根、其の他の諸港に來航し、藩も亦從前通り之が招致に努めた。即ち、寛永三年七月廿九日付、家久袖判の覺の一條にも、唐船迷惑なき樣命じ、先年來、領内來着の唐船に對し、荷物に封を附け、唐人自由にならず、種種窮屈なる樣に仕懸ける故、良き品を積む船は長崎に向ふ由沙汰あり、唐船は來着する程人の集まり多く、國中の潤ひになるのに、少利のためむづかしく仕懸けるは然るべからずと、唐船の便益を計り、以て其の來航を促さん事を述べてゐる。[注一七]また、同五年四月十二日の覺には「唐船可レ參時分に候間、連々如御法度、唐人不レ痛樣に、可レ被二仰付一由候之事」とあり、唐人の保護に萬全を期したのである。[注一八]

領内の唐船貿易と長崎

但し、領内の唐船貿易に就いては、長崎に於ける糸立値以前の貿易を禁じ、且つ此の長崎で立てられた値段に從ふべしとの制約を受けてゐた。即ち、同十年二月廿八日の幕府の長崎奉行曾我古祐、今村正長宛條書に、「薩摩・平戸、其外いづれ之浦に着候船も、長崎之糸之直段之如くたるべし、長崎にて直段立候はぬ以前商賣停止之事」とあり、[注一九]同樣の旨趣は、薩藩に對して長崎奉行より通達されてゐる。[注二〇]また同十一年五月、榊原職直・神尾元勝が長崎奉行に任ぜられた時、同廿八日付、兩人宛に發せられた老中の條々も亦同樣で、薩摩・平戸、其の他共に唐船貿易は認められてゐる。然るに、同年八月廿二日に至り、幕府は長崎奉行を以て、爾今唐船の大名領内着岸を禁止する旨を達した。次いで翌年、幕府は漂到唐船は凡べて、挽船を以て之を長崎へ廻航せしめる旨を達した。かくして、領内の唐船貿易は全く禁止されるに至つたのである。[注二一]

長崎以外に於ける唐船貿易の禁止

當時、安南に於いては、東京に黎氏の王室があり、黎惟新は都統使華郡公と號してゐたが、其の領域は東京に止まり、しかも重臣鄭松は都元帥總國政尚文平安王と號して、實權を握り、他方、順化・廣南には阮漢が統兵元帥（大都統）瑞國公と號し、廣南王と稱してゐた。島津氏は、双方夫々に交渉があつたのである。

島津氏と安南との關係

慶長七年には、瑞國公から島津氏に對し書信があつた樣で、翌八年正月、義久は復書して親好を約し、毎歳商賈を往來せしめん事を希望した。其の後同十

安南使者の來航

一年九月廿九日、家久より義弘に宛て、安南國使者の着岸を報じてゐるが詳細は不明である。[注二二]同十五年七月には、初めて東京の華郡公の使者が來航し、通商を希望した。進物として、沈香柱十二本（一本を運ぶに夫四人を要す、或は十本ともいふ）・沈香粉柱一本・糖水十壺・沈香十斤・象牙二枚・紋絹二疋・鸚鵡一羽・孔雀一羽・りんけい一羽を齎した。

安南よりの進物

卽ち、使者及び進物を駿府に送り、幕府に聘禮せしめた。家久は華郡公に復書したが、夫によれば、船主洪玉山・夥長郭慧田を以て、使船を艤せしめ、進物を輸して、歳々の交易を望んだのである。此の使船は唐船によつたと思はれる。同十七年八月付、家久の答南蠻船主書及び答南蠻四國老書等に、前年春、安南行の船が廣東に漂泊した事が記されてゐるのは、此の使船に符合する様である。[注二三]

安南渡海朱印狀

是より先き忠恒（家久）は、慶長十年七月一日付及び三日付兩通の安南渡海朱印狀を受けてゐる。[注二四]之に對し、大迫文書の、八月廿七日付、大迫新左衞門宛、義弘の狀に、「明年正月大唐川内え船を可二指渡一之旨、内府様え得二御意一申付儀候、客衆以下あひすゝめ可レ被レ渡用意肝要候也」とあり、「同狀に對し舊記雜錄（後編卷五八）では「慶長九年」と朱記してゐるが、之によつて果して同十年正月、川内（廣南）渡航が實行されたとすれば、此の渡航に對する朱印狀は「異國御朱印帳の記載中には存在しな

川内之屋形

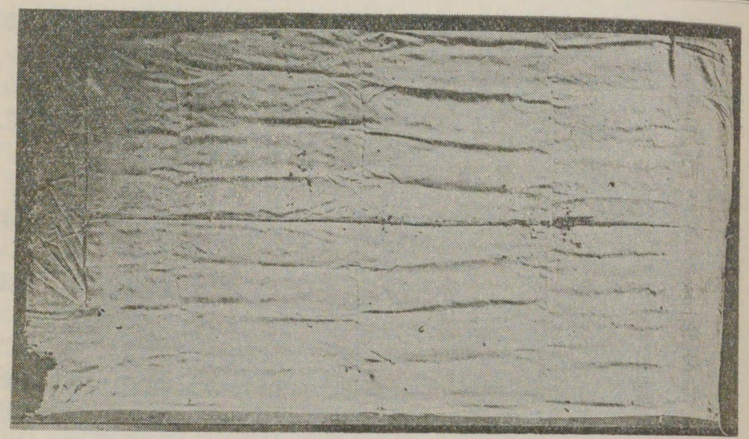

第二十四圖　川内屋形の旗（大迫みつ氏所藏）

い。併し、同十年正月の渡航船があつたか否かに就いては證跡はないし、此の「慶長九年」なる朱記も必らずしも確實ではない。或は此の狀は同十年のもので、義弘は其の七月に受けた朱印狀による渡航の事を指すとも考へられる。何れにしても、此の頃大迫氏の船が川内（廣南）に渡航したことは事實である。

現に、山川の大迫家に「將令」の文字を記した標幟が存し、其の添書によれば、「川内之屋形」（瑞國公）の旗で、此の旗を以て同國へ行けば、別儀なく馳走され、卽ち、日本の朱印狀の類であるといふ。また大迫文書の寛永十一年三月、口事聞衆宛、大迫吉之丞（新左衞門か、或は其の子か）の口上覺に「其の已前天竺川内・天川え渡唐之砌、南林寺へも鐘壹寄進仕置」と

筑後の彌次右衛門尉

東埔寨使船來航す

東埔寨渡海朱印狀

ある。其の他、鳥原宗安の覺によれば、鳥原宗安が、福州に於いて入手し、歸航に使用した十二萬斤の船で筑後の彌次右衛門尉は、安南へ兩度渡航したといふ。蓋し、之は原田彌次右衛門で、彼は慶長十年・十一年の兩度安南渡海朱印狀を受け、次に記す慶長八年東埔寨使者の幕府聘禮にも案內者となつて居り、同十年には、東埔寨渡海朱印狀を受けて居る。其の安南行には島津氏の船を貸したのである。

慶長八年、東埔寨使船が京泊に入津し、幕府に聘禮した。六月廿六日、樺山久高・鎌田政近は連署して、此の船の取扱に關し、特に掟を發し、貿易上の保護を加へた。即ち、商賣人の押賣・押買を禁じ、川內（薩摩）に在る唐人の此の船との貿易を禁じ、貿易は乘員（唐人衆）の存分次第たるべしとした。〔注二五〕

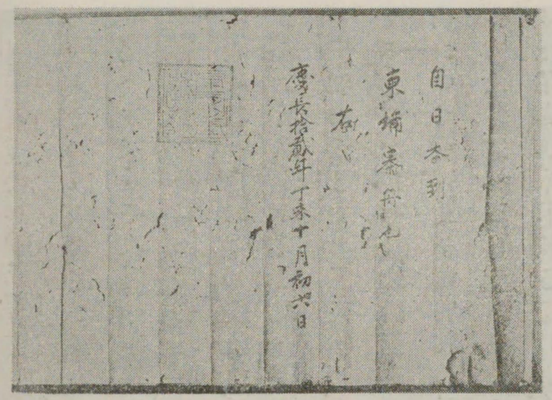

第二十五圖　異國渡海朱印狀（大迫みつ氏所藏）

忠恒（家久）は慶長九年八月廿六日付及び同閏八月十二日付の兩通の東埔寨渡海朱印狀を受けてゐる。〔注二六〕外に、大迫文書中に、同十二年十月六日付の東埔寨渡海朱印狀が存する。かく朱印狀が返納されずに殘つてゐるのは稀であるが、大迫文書中の其の添書に、右は義弘が家康へ申請して受け、大迫吉之丞へ渡したものと記してゐる。併し、異國御朱印帳では、島津氏が此の朱印狀を受けたとの記事はなく、代りに、同日付で有馬晴信が東埔寨渡海朱印狀を受けてゐる。或は此の朱印狀が有馬晴信から大迫吉之丞へ渡つたのか此等の關係は明らかでない。

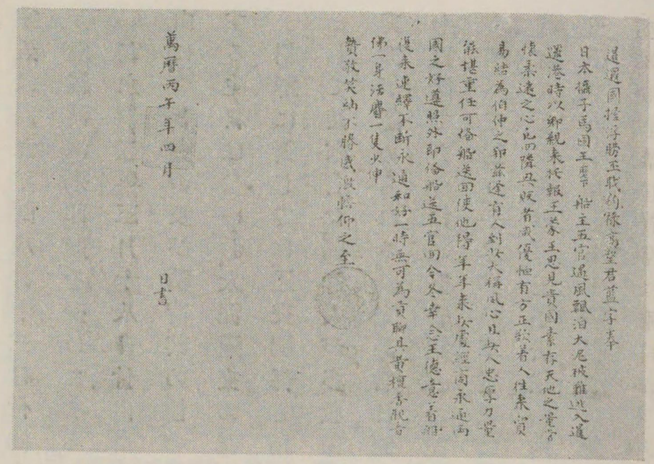

第二十六圖　暹羅國書（公爵　島津忠重氏所藏）

暹羅は慶長十一年（明の萬曆卅四年）四月付、島津氏（日本攝子馬國王）宛、國書を送つてゐる。之によれば、明商五官なる者が、難風のため太（パ）泥（タニ）に漂着し、又難に遇つて暹羅の港に逃れた時、同國政府より五官を以て島津

島津氏と暹羅との關係

氏に通信・贈物し、友好・貿易を求めたのである。[注二七] 其の後の交渉は不明であるが、家久は同九年閏八月十三日付・同十二年十八日付及び同十四年付で三度に亙り、還羅渡海朱印狀を受けてゐる。[注二八]

還羅渡海朱印狀

寛永十五年三月十八日付、山口直友の家久宛の狀に、太泥船一艘京泊着船の由につき、實否及び積荷、其の他の狀況を問合せてゐる。[注二九] 併し、外に此の事に關する史料はないし、太泥通交の記事は別に存在しない。

太泥船の來航

島津氏と朝鮮との關係

朝鮮に對しては、通交關係と稱すべきものはなかつた。併し朝鮮役の俘虜として渡來した朝鮮人が多數領内に居住し、其の返還問題等に就いて若干の交渉が認められる。光海君日記によれば、當時、薩摩に在つた俘虜の數は三萬七百餘であつた。盛香集（一卷）の記事には、伊集院幸侃が七、八歲の童兒を朝鮮より捕へて歸り、子忠眞の草履取に召仕ひ、後に帖佐天福寺に出家せしめたが、朝鮮官人より薩摩に王子居住の由を聞き、訴出たにより、探索の結果、右の童兒が王子であつたとあり、義弘より歸國を望む者は皆歸すべしと命じ、また俘虜の内に出家があり、其の許されて平松に庵を結んで勤行する者が三十人程もあり、義弘より其の寄特を賞して米を給したともある。此等の者及び右の王子等凡べて百餘人は歸國し、また朝鮮人前川爲善（僞仙）・安岡伊豆兩人は故國に於いて一門悉く戰死し、其の上義弘の意あるにより、遂に殘留して仕へたといふ。盛香集に朝鮮官人よりの訴出といふものは、次の事實であらう。慶長八年三月三日付、朝鮮人の島津氏に對し、其の援助を請ひ、且つ俘虜の返還を受けて軍衆一萬を得、朝鮮の先王（明宗李峘）の直孫李龜生を擁立せんとの書を呈した者があつた。時に、宣祖（李昭）が朝鮮王位に在つたが、廟堂に朋黨の軋轢が激しかつた。卽ち、現王に反對の者が此の呈書を爲したのであらう。次いで五月、再度呈書したが、[注三〇] 翌年には、宣祖は幕府に對し聘禮使を遣して俘虜の返還が行はれたとしても、島津氏が現

薩摩に在る朝鮮俘虜三萬七百餘人

薩摩に於ける俘虜朝鮮人の出家

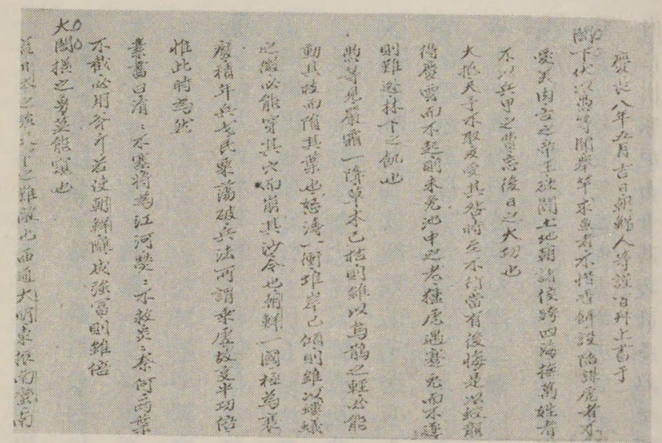

第二十七圖　朝鮮人上書（公爵　島津忠重氏所藏）

居り、日鮮關係恢復の際でもあり、俘虜

島津氏と呂宋との關係

王反對派を援助するが如き事は、全く問題とならなかつたのであらう。

呂宋渡航の日本船長キザエモン

パジエスの日本切支丹宗門史等によると、慶長六年（西紀一六〇一年）マニラに入港した數隻の日本商船の乘員の内に多數の基督教徒が居り、其の内フワン・三太夫（João Sandaya）及び船長レオン・キザエモン（Leão Kizaemon 或は Kichiyemon, Shichichi-yemon, Keisayemon など）等はマニラのサン・ドミンゴ派の天主堂に參詣し、修院長モラレス（Francisco de Morales）と會し、日本布教の有望なるを語り、キザエモンの船で教師を渡航せしめんとの申出をなした。併し、同地のサン・ドミンゴ派には、派遣すべき教師がなかつたので、差當り、比律賓管區長サント・トーマス（João de Santo Thomás）より、薩摩侯へ書を贈り、宣教師數名を送らん由を通じた。之に對し、薩摩は同じくキザエモンの船を以て、司令官チンチョンゲン（Tintionghen）より、同六年九月廿二日、返翰して教師の渡航を誘つた。[注三]

大迫吉之丞の呂宋渡航

かゝる記事に照應すべき薩摩側の史料といふものは、適確に之を指摘し得ない。たゞ、大迫文書中の寛永十一年三月付、大迫吉之丞の口事聞衆宛、口上覺及び唐物來由考所收の戌（慶長十五年か）六月廿三日付、遠田五郎右衞門宛、鳥原宗安の覺に呂宋渡航の記事が存する。大迫吉之丞の口上覺によれば、義弘は在伏見の頃、家康の朱印狀をも受け、新納旅庵を以て、呂宋へ渡航し、眞壺を齎來すべく大迫に命じた。また本田親正・伊勢貞成・川上忠兄の三人を使者として切支丹となり、彼地の首尾を達すべしとの命があつたので、川內京泊より唐船を徵し、正月下旬、阿久根を出帆し、呂宋へ渡つた。彼地に於いては、進物として金屛風一双・馬一疋・金仕立鞍道具等を「るすん屋形」へ贈り、禮物として眞壺九個を得て歸つたといふのである。併し、其の渡航の年月は明瞭でないから、日本切支丹宗門史の記事に比定されるか否かは斷定し難い。

るすん屋形への贈物と呂宋壺

山下志摩丞の呂宋渡航

次に、鳥原の覺によれば、筑後の彌次右衞門尉が安南に渡航した時と同じく、鳥原宗安が明より歸航の際使用した船で、泊之津假屋山下志摩丞が呂宋へ渡航したといふ。從つて、山下の呂宋渡航は慶長六年より後の事で、日本切支丹宗門史の前揭記事の年より稍〻後の事と思はれる。

ドミニコ會宣教師の渡來

さて、日本切支丹宗門史に見える、前の如き交涉の後、マニラからドミニコ會宣教師が薩摩に渡つた。卽ち、四教父・一修士の一行は慶長七年（西紀一六〇二年）の陽曆六月に出發し、甑島に上陸した。一行は鹿兒島城下にも召され、初めは優遇されたが、次第に冷淡な待遇を受け、遂に生活にも困窮するに至つたといふ。[注三一]當

時、家康の切支丹に對する憎惡は著しく、迫害は漸く激しくなつた時代であるから、關ヶ原役後、謹愼を旨とすべきであつた島津氏として、外國宣教師との交渉の如き、其の目的は貿易にあつたにせよ、最も遠慮を要したのであらう。翌年、一行はキザエモンに導かれて、再び甑島に來た。彼等の傳道事業に關しては、次編に記すが、要するに、彼等は此處を根據として、種々の制限を受けつゝも、薩摩本土或は他領に向つて傳道に努めたのである。また、殆んど年々、呂宋船の來航するものあり、宣教師の來着し、退去する者もあつた。此の呂宋との往來は、藩の最も期する所で、宣教師一行を在留せしめたのも、實に此の爲めであつたのである。

年々呂宋船の來航あり

甑島の教父

慶長九年五月十日の忠恒（家久）宛、義弘の狀にも、呂宋船の事が見えて居り、呂宋渡海に就き幕府へ運動すべき事も書かれてゐる。蓋し、渡海朱印狀申請の事であらう。同十一年六月五日の同じく忠恒宛、義弘の狀によると、前年出帆した「かびたん舟」は無事呂宋に到着し、此の年再び來航し、同船が積み殘した貨物を大迫三太夫の小舟に積載して同時に出帆したが、三太夫の船は先着したといひ、また同人の報ずる處では、甑島の教父（ばてれん）への「音信小黒船」一艘も來航する筈であるといふ。仍て、家久は山口直友によつて、幕府に之を届出てゐる。此等の來航船は、各種の商品を齎し、就中、生糸に就いては、京坂の商人も來て、貿易に參加したのである。貿易、其の他來航船の事は、唐船奉行が之を掌つた。[注三三]

義弘比律賓總督に書を贈り貿易を求む

慶長十一年正月付で、義弘は比律賓總督アクニャ（Don Pedro Acuña）に書を贈つてゐる。是より先き、呂宋船の領内の一島に破船したものがあり、新らたに船を給し、歸還せしめる際に附した書翰である。書中此の難船の事を報ずると共に、先年サント・ドミンゴ（Santo Domingo 明教院）の教父（巴禮）により、呂宋船の來航と貿易とを求めた事を說き、貿易・通交を要望し、翌年南風の季節に一船を送り、貿易せしめん事を請うた。また大司教バナヴイデス（Arzobispo Don Fray Miguel de Banavides）に宛て、其の書信を謝し、同じく難船の事を報じ、且つ總督に謀つて歳々商船を派遣せん事を請うてゐる。[注三四] 猶ほ、義弘に寄呂宋國船主書があるが、年月の記載はなく、文面によれば、其の船主は、是より先き領内の一島に破船し、島津氏より送られて無事に歸國したといふ。即ち、此の船主は慶長十一年難船の船主であらう。且つ冒頭に「一別之後已閱三霜」とあるを以て見れば、右の書翰は同十四年頃のものである。義弘は、また其の前年秋、一船が領内に到り、

一封書を齎したのを悦び、更らに、呂宋船の歳々來航せん事を望んでゐる。[注三五]

甑島在留のドミニコ會教父を優遇す

ドミニコ會教父等の甑島在留は、呂宋との此等の通交に對し、重要な役割を有したから、其の點では、藩に於いても、彼等を重視し、之に相當の禮遇を與へたのである、慶長十三年の加治木御用日記の正月十二日の條に、教父が年頭禮に伺候した事が見え、呂宋紙・呂宋蠟燭・樽・南蠻菓子等を進上してゐる。通詞はシモンと云つた。次いで同廿七日條には、義弘より書幷に米三石を給したとある。

呂宋紙

甑島教父の幕府聘禮

教父等は屢〻幕府にも聘禮した。[注三六]慶長八年（西紀一六〇三年）教父の一人メーナ（Alonso de Mena）が聘禮し、大いに優遇されたといふ。[注三七]翌九年の幕府に對する比律賓總督アクニヤの書翰は、其の年來着した教父ルエダ（Juão Rueda 一名 de los Angeles）が携へて參府したものゝやうである。[注三八]其の後同十三年（西紀一六〇八年）陽曆八月、教父の首長モラレス（Francisco de Moralez）は藩主を通じて上洛せよとの幕命を受け、自身駿府に到り、また甚だ歡待された。[注三九]當代記によれば、聘禮は十二月六日に行はれた。同晦日、山口直友は家久に宛て、之に就いて滿足の意を述べてゐる。[注四〇]併し、甑島在留の教父等が切支丹教徒等と共に退去せしめられたのは、次編に記す如く、此の年モラレスの不在中の事で、之によつて呂宋との通交關係は一段と後退した事は勿論である。

甑島教父に退去を命ず

呂宋渡海朱印狀

薩藩より屢〻呂宋へ渡航した船があつた事は、以上の記事によつても知られる。併し、異國御朱印帳及び異國渡海御朱印帳には、島津氏が呂宋渡海朱印狀を受けたとの記事はない。たゞ慶長十一年四月十六日付、家久宛、義久の狀に、「薩州久志より呂宋渡輯之儀望申來候、就〻其如〻毎年御朱印申請度候」と言つてゐる。[注四一]此の後に、朱印狀を受けたか否かは不明である。また元和元年九月九日付で、琉球に呂宋渡海朱印狀が交附されたが、[注四二]之は島津氏が受けたのも同樣で、時に、薩藩よりも積荷を送り、書翰及び刀劍を比律賓總督に贈つた。[注四三]此の外、他より領内を經て呂宋へ渡航した者もあつた。慶長七年二月二日、山口直友宛、義弘の狀によれば、山口は宗書なる京都の者が呂宋へ渡航の爲め下向するにつき、島津氏に依頼するところがあつた樣である。また小田原平右衞門尉の朱印船は、同九年秋目より呂宋に渡航し、同十一年、片浦へ歸航した。[注四四]

小田原平右衞門尉

呂宋船山川に來航す

呂宋船積載品

其の後元和九年閏八月八日、山川へ來航し、請うて入港した呂宋船は、司令デ・アヤラ（Don Fernando de Ayala）船長デ・アルセオ（Don Antonio de Arceo）といひ、錦襴・

白絲・白砂糖・黒砂糖等を積載してゐたが、西班牙皇帝の卽位を報じ、布教及び貿易の再開を目的として來航したもので、彼等自身は、風勢により此處に到つたものである。

幕府西班牙使節の參府を却く

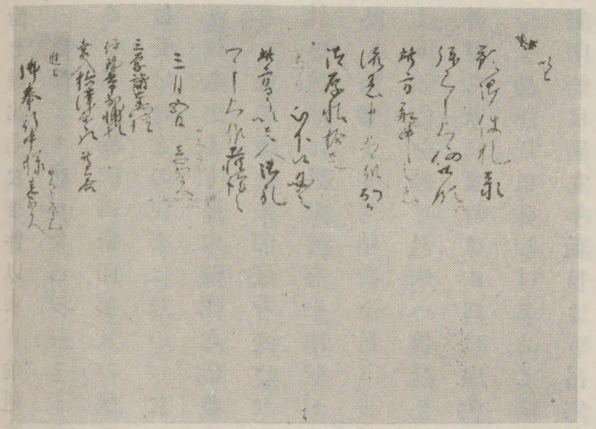

第二十八圖　西班牙使節デ・アヤラ等書狀
（公爵　島津忠重氏所藏）

葡萄牙船の來航

使節は、七月朔日、家康に謁し、次いで、江戸に赴いて將軍秀忠に謁した。是より先き同十四年十二月十二日（西紀一六〇九年、陽曆一月六日）に、有馬晴信が長崎に於いて葡萄牙船を爆沈した事件以來、日葡通交は杜絶したので、其の復舊を目的として、ゴア（Goa）或は媽港の葡萄牙船も屢〻領内に來航した樣である。就中、慶長十六年には、ゴアの使船が薩摩に着岸したので、案内者兩人を附して駿府に送つた。

家久媽港に書信す

西洋

西洋渡海朱印狀

幕府西洋渡海朱印狀下附を停止す

[注四五]

ゴア總督デ・タヴオラ（Ruy Lovrenço de Tavora）が派遣したのが此の使節と思はれる。

[注四六]

七年八月付なる家久の答南蠻船主書は、此の艦隊司令官デ・ソトマヨール（Don Nuño de Sotomayor）であつた。同十

[注四七]

等四元老に宛てたもので、共に、慶長十七年、長崎來航の葡萄牙船の齎した書信に對する返翰で、其の中に家久は、前年春安南行の船が廣東に漂泊し、媽港元老の救助により五島に歸還した事を謝してゐる。

當時、朱印船渡航地に西洋なる國名があり、種々の點から見て葡萄牙領媽港を指すと思はれる。異國御朱印帳によれば、忠恒（家久）は慶長十年七月三日付、西洋渡海朱印狀を受けて居る。其の後同十三年にも、西洋渡海朱印狀の下附を申請したが、同十二月晦日、山口直友は、西洋は法度につき、東埔寨へのでは如何と述べ、更らに翌十四年四月廿二日、朱印狀は何れもふさがつて居るにつき、暹羅へのを渡すべしと申送つてゐる。

[注四八]

卽ち、幕府は西洋渡海朱印狀の下附を停

止した爲め、渡航地を變更せしめたのである。猶ほ、異國渡海御朱印帳の西洋の條に「慶長十一年丙午九月十七日、山口駿河守薩州ヨリ被申入也、船頭ハ次山（スウサン）ト云歟」とあるが、之は山口が受けた朱印狀の事であらう。前掲大迫吉之丞の口上覺に「天竺川内・天川へ渡唐之砌」とあるは、何年の事か明らかでないが、安南渡航と同時に媽港へ渡航した樣で、慶長十一年の事とも考へられる。

英國商館船と琉球

英國商館船那覇に滯留

英國商館では、慶長十九年（西紀一六一四年）二百噸程の船（ジャンク）を購入し、その船をシー・アドヴェンチユア（Sea-Adventure）號と命名し、夫より元和三年發の往航まで、遲羅航路に充てた。其の第一回航海として、慶長十九年十一月（新舊陽曆十二月）同船は遲羅に向つて平戸島河内浦を發したが、間もなく甚だしい難航となり、船長アダムス（William Adams）は、日本人・支那人船員の要請により、針路を大琉球（Le Jueo Grande）に取り、發航六日目の夕刻、大島北端の港に碇泊し、奉行（ガヴアナー）等の好意ある出迎を受けたが、其の勸告もあり、船體修理のため、那覇（Offro）に赴き、一ヶ月程滯留した。彼等は船體の修理と共に、少額の貿易をも行つた。在番の奉行や王は、初め英人の必要品の供給をも遲らせたが、後には便宜を與へるに至つたといふ。貿易とは、商人頭ウイツカム（Richard Wikham）が商會のため印度綿布を賣却し、良質

印度綿布

龍涎香

英人等琉球貿易を有望視す

龍涎香少量及び小麥二千袋三百石を購入し、伊太利人航海士マリンス（Damian Marines）が八カッチ或は十カッチを買占め、アダムスが甘藷を買つた等である。二月、琉球側が翌月支那船の來航すべきを理由として出航を要求するもあり、船體修理成ると共に、英船は那覇を發し、更らに、遲羅へ向はんとしたが、交趾行を希望する船員等の抗命のため、五月（新舊陽曆六月）河内浦に引返した。

此の航海によつて、英人等は、琉球の市況に就き知る所があつた。ウイツカムの見た所では、同地は米・小麥及び諸種の牛皮等に富み、此等は日本で賣れる商品であるし、極めて良質の白色龍涎香若干があり、また年々印度綿布三千端、遲羅產蘇木若干は他の日本商品と共に需要があるといふ。彼は、別にバンタム（Bantam）駐在員に對しては、琉球でカンバイヤ（Cambaie）布の賣行があるべく、特にダッチス（duttis,dhotis）は年二千反が賣れるであらうと報じてゐる。同年七月（新舊陽曆九月）平戸に着いた英船ホザンダー（Hoziander）號の船長コピンドール（Ralph Coppindall）が商館長（キャプテン）コックス（Richard Cocks）の說として太泥（パタニ）駐在員に報告した所では、太泥出の縞木綿は、白色・褐色共に「薩摩王の國内」（琉球を指すか）に適した商品たるは確實で、また大琉球は最良種の龍涎香を多量に產し、而して、ダッチ

英國商館島津氏に琉球通商の許可を求む

ス、其の他の粗布一千乃至一萬五千（千五百の誤か）端の賣行があらうとの事である。

かくて、英國商館は琉球通商を開かんとし、先づ島津氏より通商の許可を得んと計畫したものゝ樣である。英國商館は前年にも家久に贈物を爲し、兩者間の交渉は存したが、元和元年五月八日（舊陽曆六月四日）上洛途上の家久が平戸を通過した時、コックスはウイツカムと共に、贈物を携へて、其の船に伺候した。卽ち、琉球通商に就いて請願する事が第一の目的であつたのであらう。家久は好意を以て引見し、英人の領内通過を許し、且つ厚遇を與へんと約し、またコックスはシー・アドヴエンチユア號に對する琉球人の妨碍の理由を問うたが、家久は夫に答へなかつたといふ。次いで、コックス等は、琉球商館設立の許可を得べく、九月（舊陽曆十月）より、駿府に於いて運動し、遂に幕府の許可を受け、且つ幕府より島津氏に宛てた書翰を授けられたといふ。コックスは、十月（新舊陽曆十二月）の太泥駐在員宛の書翰に、薩摩（琉球を指すか）貿易の許可があつた事を報じ、良きダッチスは一端銀十匁で販賣し得べく、泥太より送られるカンバイヤ布は最も賣行があらうし、綿木綿とカヂヤニ（Cajanie）も亦宜しいと報告してゐる。蓋し、送附さるべき琉球向商品に就いて希望を申送つたのである。

英國の琉球商館設立計畫

當時、和蘭商館も琉球通商を計畫して居り、同年八月十六日（舊陽曆九月廿八日）のコックス宛、ウイツカムの書翰に、那覇に商館を設立する事が有望、且つ有利であるとし、和蘭人の競爭を妨げん事を勸め、また和蘭商館長スペックス（Jacques Specx）は、伊太利人マリンスを同地で利用する意圖であると報じてゐる。

和蘭商館の琉球通商計畫

元和二年、家久は家康の病氣見舞の爲め、駿府に赴いた途中、二月廿二日（舊陽曆三月廿九日）コックス及び和蘭商館長スペックスは何れも贈物を携へて家久に伺候した。兩者は共に薩藩領内に於ける貿易許可に關し歎願すべく競爭的立場にあり、其の謁見の順序をも爭つた。コックスは琉球通商に關する家康の書翰を家久に渡した。家久は諾否の返答を與へず、後刻、使者を英國商館に遣し、前年及び今回のコックスの贈物に對し、棹金十個を贈り、歸途英國商館を訪ねて、其の時琉球通商に關して返答すべしと傳へた。同使者は、スペックスにも棹金十個を渡した。スペックスも亦家久に其の領内に貿易すべき歎願書を呈したが、家久の返答は同じく歸來後に保留されたといふ。コックスは、當時上方に在つたウイツカムに對し、右の報告を爲した上、酒と肴との贈物を携へて家久に伺候し、其の用を勤むべき事を申出たらば宜しからん、併し、兎に角金

英・蘭の薩藩領内通商幷に琉球商館設立の計畫と家久の態度

は貸す勿れ云々との忠言を與へてゐる。英國・和蘭兩商館の琉球通商計畫の結末は詳らかでないが、共に琉球商館の設置に至らなかつたのは事實である。猶ほ、島津氏と英國商館との交渉は更らに引續いて行はれた。此の年五月廿七日（舊陽曆六月卅日）薩摩の士が英國商館に來り、商館及び船を觀覽した。後刻、同人は使者を以て藥壺・水注・瓶・碗・鏡・飾繪本・更紗・ブランポート・飾帶の見本及び價格表を求めた。コックスは此等の諸品を贈物とし、薩摩の士は綠色の瓶及び碗各二十個を購はんとしたが、商談は成立しなかつた。之は藩侯の近親なる貴人兩名の一行であつたといふ。また六月三日（舊陽曆七月六日）松浦鎭信の親戚なる平戸藩士は薩摩より來て、英國商館を訪ひ、薩摩侯は協議の上、英人に琉球、其の他領内各地に於いて自由通商を許可するに決し、先きに來た二人の士は、侯の命を受けなかつたので、それを告げるを得なかつたが、夫は事實であると語つたとコックスに告げたといふ。また此の年、セーヤース(Edmond Sayars)を船長とする英船が薩摩に寄航して厚遇され、十一月（新・舊陽曆二月十）平戸に歸つたので、コックスは家久に書を送つて其の好意を謝し、且つ及ぶ限りの事を爲さんと述べた。コックスの記す所によれば、當時薩摩侯は、英人を尊敬し、琉球及び其の領内に於いて通商を許さんとして居たが、和蘭人に對しては之に反してゐたといふ。翌三年三月廿一日（舊陽曆四月十六日）家久は平戸を通過した。碇泊の意なきの報により、コックスは急遽贈物を整へて之を訪ひ、一時間程會談したが、家久は多くの質問を發し、英人の必要とし、且つ彼の領内で能ふ限りの便宜を與へんと約したといふ。次いで、元和四年正月（舊陽曆一月）イケ殿（壹岐か）なる薩摩の士はコックスを訪ひ、藩侯は英人に非常に好意を有すると告げ、同年五月（新・舊陽曆六月）薩摩の使者は英國商館に來て、琉球への通信、其の他の希望に應ずる旨申出たといふ。

其の間、に於いて英船の薩藩領に寄航した事も屢々であつた。アダムスが商會より買取つた船（ジャンク）ギフト・オヴ・ゴッド(Gift of God)號は、交趾へ往復の途中、卽ち、同三年二月（新・舊陽曆三月）及び翌年の兩度、薩摩に寄航し、同三年、暹羅より歸航のシー・アドヴェンチユア號、其の他の英船が同じく寄航してゐる。此の年末より翌四年正月にかけて、シー・アドヴェンチユア號乘組のイートン(William Eaton)等は鹿兒島に滯在し、藩主の援助を受けたが、同時に在泊中の東蒲寨行の葡萄牙人との間に紛爭を起し、葡萄牙人は英人が朱印狀を所持せず、掠奪を行つたと訴へたが、却つて英人は夫を所持し、葡萄牙人は所持せざる事が曝露し、藩吏は

薩摩來航の英船を厚遇す

薩摩に於ける英人の優遇

英・蘭の琉球商館設置實現せず

其の後の島津氏と英國商館

家久コックスと會談す

英船度々薩藩領内に寄航す

鹿兒島に於ける英人と葡人との紛爭

英國商館長薩摩を寄航地に認められんことを請ふ

和蘭船の寄航

葡萄牙人の船（ジヤンク）を着岸せしめて、之を取押へ、藩主は彼等の航海を續行せしむべきや否やに就き、幕府の指令を仰いだといふ。イートン等は、其の後、琉球に至り、厚遇を受けて船體を修理し、年末、暹羅に達した。シー・アドヴエンチユア號の此の航海は非常の難航で、同船は之を終航として廢船となつたのである。元和四年三月、セイヤー等の乘船は、風波の爲め大島或は其の屬島に投錨した。彼等は破損した主舵を作る材木を求めんとしたが、奉行の許可を得ず、引返して、翌閏三月（陽曆五月）長崎に着いた。此の如く、英船は屢〻薩摩に寄航したが、商館長コックスは幕府に對し、五島と共に薩摩を寄航地として認められん事を申請してゐる。卽ち、同三年九月（新・舊曆十月）伏見に在つたコックスは、初め平戸と共に長崎居留の許可を申請したが、其の容れられざるに至り、改めて右の申請に及んだのである。其の理由は平戸侯松浦氏が英人を冷遇した事と英人が和蘭人と共に居留するを欲しなかつた事に在つた。此の申請の結果は詳らかでないが、兎に角、英船の薩摩寄航は、幕府も許してゐたやうである。[注四九]

元和二年には、和蘭人の船（ジヤンク）が暹羅より歸航に、薩摩の片浦に漂泊し、更らに平戸に向ふ途中、難船して人員のみ救助されたといふ。此の遭難船とは別個

と思はれるが、此の頃、二隻の和蘭人の船は其の捕獲した支那人の船一隻と共に薩摩に着岸し、且つ兩者間の繫爭に就いて、薩摩侯は支那人が幕府に告訴する事を許し、支那人もかくしたと云ふ。

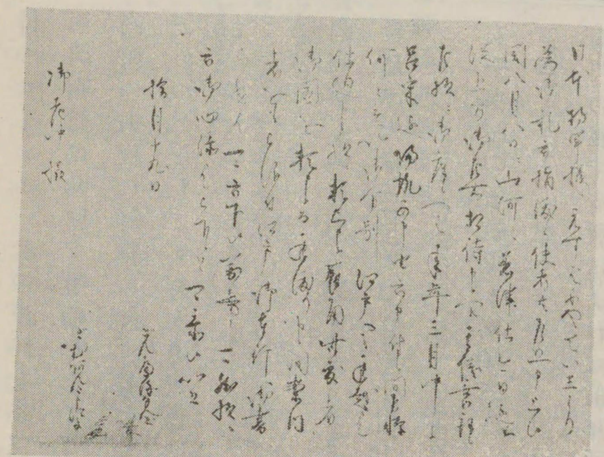

第二十九圖　和蘭商館長ペスツクス書狀
（公爵島津忠重氏所藏）

其の繫爭は全く和蘭人に不利となつた様である。またコックス日記西紀一六一八年舊陽曆二月廿五日條（新陽曆三月七日、天和四年二月十一日）の記事に其の二ケ月前暹羅に向け出帆した和蘭の船（ジヤンク）は琉球に歸航し、和蘭船ガリヤス（Gallias）は檣を失つて薩摩に入つたとの報に接したとある。

既に記した如く、元和元年頃、和蘭商館は、英國商館と競爭して、琉球通商を計畫し、翌二年二月、家久が平戸を通過した時、和蘭商館長が英國商館長と先きを爭つて伺候した等、薩藩と和蘭商館

和蘭商館と薩摩

薩摩藩と和蘭との通商取引

との交渉は存したが、猶ほコックスの記す所等では、薩藩は寧ろ英人に好意を持つたといふ。其の後、同七年三月（西紀一六二一年陽暦五月）一家久が平戸を通過した際には、兩國商館は共同で贈物をしてゐる。當時の和蘭商館と薩藩との交渉は英國商館の夫程に詳細に知り得ないが、若し薩藩の態度がコックスの記した如くであつたとしても、英人退去後は、薩藩と和蘭商館との交渉は以前に比し頻繁となつたのであらう。[注五〇]

寛永三年七月八日の覺に、猩々皮於平戸可買調、談合に候事」とあるは、[注五一]或は和蘭商館との取引に關するものと認められる。降つて、同十一年閏七月十六日付、島津大椽（Chimas Dayusiou）・川上久國（Cawa Camy Chovgin）は商館長クーケバッケル（Nicolaes Couckebacker）に書信してゐる。用件は琉球の進貢船のため海上安全保證の通航證（パス）と旗幟三旒とを請求するにあつた。[注五二]和蘭商館日誌（Japan Daghregister）の翌々年（西紀一六三六年）陽暦九月七日（陰暦八月八日）條には、商館の使傭人市右衞門の報ずる所によれば、前年通航證と旗幟を貰つた船（ジヤンク）が支那から一千擔（ピコル）の生絲を積んで無事琉球へ歸航したので、藩の執政達は殊に滿悅して居り、彼等は市右衞門に向ひ、更らに使者を平戸に派して、他の通航證と旗幟を請求せん

和蘭商館宛書翰蘭譯

上圖は、寛永十一年閏七月十六日付、商館長クーケバッケル宛、島津大椽・川上久國書翰（平戸和蘭商館受信 Ontfangen Brieven 所載）。

下圖は、同十三年七月廿六日付、上席商務員カロン宛、川上久國・新納忠清・島津大椽書翰（和蘭商館日誌 Japan Daghregister 所載）。

和蘭國海牙市　國立文書館所藏

（帝國學士院所藏ロートグラフによる）

和蘭商館と薩摩

薩摩藩と和蘭との通商取引

との交渉は存したが、猶ほコックスの記す所等では、薩藩は寧ろ英人に好意を持つたといふ。其の後、同七年三月（西紀一六二一年陽暦五月）一家久が平戸を通過した際には、兩國商館は共同で贈物をしてゐる。當時の和蘭商館と薩藩との交渉は英國商館の夫程に詳細に知り得ないが、若し薩藩の態度がコックスの記した如くであつたとしても、英人退去後は、薩藩と和蘭商館との交渉は以前に比し頻繁となつたのであらう。〔注五〇〕

寛永三年七月八日の覺に、「猩々皮於平戸可買調、談合に候事」とあるは、〔注五一〕或は和蘭商館との取引に關するものと認められる。降つて、同十一年閏七月十六日付、島津大椽（Chimas Dayusiou）・川上久國（Cawa Camy Chovgin）は商館長クーケバッケル（Nicolaes Couckebacker）に書信してゐる。用件は琉球の進貢船のため海上安全保證の通航證（パス）と旗幟三旒とを請求するにあつた。〔注五二〕和蘭商館日誌（Japan Daghregister）の翌々年（西紀一六三六年）陽暦九月七日（陰暦八月八日）條には、商館の使傭人市右衞門の報ずる所によれば、前年通航證と旗幟を貰つた船（ジヤンク）が支那から一千擔（ピコル）の生絲を積んで無事琉球へ歸航したので、藩の執政達は殊に滿悅して居り、彼等は市右衞門に向ひ、更らに使者を平戸に派して、他の通航證と旗幟を請求せん

和蘭商館宛書翰蘭譯

上圖は、寛永十一年閏七月十六日付、商館長クーケバッケル宛、島津大椽・川上久國書翰（平戸和蘭商館受信 Ontfangen Brieven 所載）。

下圖は、同十三年七月廿六日付、上席商務員カロン宛、川上久國・新納忠洁・島津大椽書翰（和蘭商館日誌 Japan Daghregister 所載）。

和蘭國海牙市　國立文書館所藏

（帝國學士院所藏ロートグラフによる）

Missive van twee principale regenten
van ryck van Satsuma.

Wy syn noch niet met U.E. in kommisse gecomen doch schryven
desen brieff onder segyen datmen binnen van ouden Heer Comingh Van
Satsuma tonecken ist den staam vanden Coninck van Liquion naer Borneo
in China sullen vernemen worden ende tot vaerdernisse der Zee vernieuwen sy
dry vlaggen met passen daermeeren dat U.E. ons die gelieve te verleenen. /-

Soo U.E. Wedder Acts moedich sijn laet het ons weten, wy sullen niet nalaetich.
syn de voorsz ommandementen Heeren desen onsen Heere mitsgaders
Christi Sendago mit den monde breedt te segyen. /-

U.E. Servandt maen 16en Dach
Jan Cauwa Camy Comingh
Chimas Dayusion.
Acnden Hollantschen Capiteyn Nicolaes Couckebacker.

Merckt

Wy verceren U.E. desen overmidts Heeren te weten.
2: potten liquoirse wyn ende
20: stucken Zyde ofte rouwe Kamitse eyswaden werckmaar contyschen
deses brieffs is. /-

Noch Bleyer Stondt
11en Jaar twintich 5: maan, 16en Dach
Jan Cosacky Ansno Camy, cancelier van Matsudayro
Dusumyno Camy Lommick van Satsuma.

dit 12e septemb 1631 Ontfangen.

Acnden Hollantschen Capiteyn Nicolaes Couckebacker.

Conincky voortrocken/-

Mer den Japanschen Vicnack noch cleen stuck Leden hebben mit dit jaer om Camphor
in Matsima te procureren negen de comp. gesonden is geworden/ Bogna
De nae volgende aen noorden of de afgesonderde Ministers vanden Opper-
coopman Caron vande 3: Hoyen aen boven staen.

Wanneer Brieff neevens de voorsz dienaers Leden naer Heeren Hebben mogen ontfan-
gen, ende aenmerckt naer noch niemandt eenige Bedanckers ons is Loot dat
noch 3 voorsz Leden jaer mogen hebben om Camphor met Heeren
Volcoen, soo is ons mede Loot dat noch nae soncke Bydesen niet ver-
toont aen ons want

Het branden van Camphor is door onsen Coninck verboden dock soo
haest dit gebodt om slagen, ende noch een Camphor te branden toegestaen
noch sullen mit eerste schepen van ons een Bodde met eenen Brieff
Laten, D'omstandicheden Heeren mogen Vienack met den mondt te seg-
gen Belast/

Maen 26en Dach

Endenstondt

Chimacs Dayusio
Xinzo Canganocamy
Cauwacamy Chiongm

との交渉は存したが、猶ほコックスの記す所等では薩書は寧ろ英人に好意を持つたといふ。其の後同七年三月（西紀一六二一年、家久が平戸を通過した際には、兩國商館は共同で贈物をしてゐる。當時の和蘭商館と薩藩との交渉は英國商館の夫程に詳細に知り得ないが若し薩藩の態度がコックスの記した如くであつたとしても英人退去後は、薩藩と和蘭商館（その交渉は以前に比し頻繁

Dayusio（Chimas）のであらう。

平戸オ、同十三年十月廿六日附、平戸商業員ヨロズ宛、寛永三年七月八日の覺に猛々皮於平戸可買調候合に候事とあるは或は和

寛永藩と和蘭との通商關係（Uchiyama）

平戸オ、寛永十年十月廿六日附、商館長ヤコブス・ピーテルスゾーン・コイエット（Jacobus Pietersz. Coyett）宛、寛永大藩・川上久國書簡（和蘭商館日誌）

川上久國、淳庵忠善・忠兼大藩書簡（和蘭商館日誌）

平戸オ、寛永十年十月廿六日附、商館長ヤコブス・ピーテルスゾーン・コイエット宛、寛永大藩・川上久國書簡（和蘭國立文書館藏）

和蘭商館長ニコラス・クーケバッケル（Nicolaes Couckebacker）

川上久國（Cawakami Hisakuni）

和蘭商館日誌（Dagregister）

和蘭人

和蘭商館の使館

和蘭人市右衛門

和蘭人

和蘭人

と話したとある。當時、琉球の進貢毎に和蘭商館の通航證及び旗幟を求め、即ち、進貢船が和蘭領臺灣の近海を通航する際に使用したのであらう。是より先き、彼の濱田彌兵衞と臺灣(タイオワン)總督ノイッ(Pieter Nuyts)とに係る日蘭紛爭のため、同五年以來、幕府は平戸に於ける對和蘭貿易を停止したが、同九年、ノイッが責任者として平戸に送られて來て、停止解除となり、ノイッは更らに同十三年六月まで拘置されてゐた。かゝる緊張した關係から、臺灣近海の航行に和蘭商館の發する通航證及び旗幟を必要としたのであらう。

和蘭商館日誌等によれば、商館は寛永十二・十三年の兩度、日本人使傭人を薩摩に派して、樟腦の買入を交涉せしめてゐる。時に、商館の上席商務員カロン(Oppercoopman François Caron)の書信に對し、藩の執政なる前記の川上・島津及び新納忠清(Nijro Canganocamy)は、寛永十三年七月廿六日付で答書し、昨年の注文を充たす能はず、今回も其の希望に應ずる能はざるを遺憾とし、夫は藩主の命によつて、樟腦の燒製を禁ぜられた爲めであるが、此の禁令が解除され次第、出來るだけ早く使者を以て通知せんと述べてゐる。其の後、樟腦の製造が解禁されたので、翌年正月廿七日(陽暦二月廿一日)商館長クーケバッケルは、播磨屋九郎左衞門

和蘭商館播磨屋九郎左衞門を薩摩に派し樟腦と硫黄の買付を申込む

(Farimaya Croseymon) を急派して執政三名に書信し、樟腦の獨占を希望し、且つ硫黄をも所望する旨申送つた。執政三名は、三月廿一日付返書を以て、之を了承し、現在樟腦の準備はないが、部下に下命して、注文に應せんと答へてゐる。[注五二]

樟腦は重要輸出品

而して、バタビヤ城日誌の西紀一六三七年二月十日（寛永十四年一月十六日）條によると、前年、會社が商務員補フェルステーヘン (Willem Versteeghen) をして買入れしめた薩摩樟腦二百六袋入一萬五百十九斤を載せた船は、平戸を出る際、ハイシマ崎 (Faissima Sacquij) 附近に於いて坐礁し、其の内三十三袋入千六百二十六斤を救ひ得たのみで、八千八百九十三斤を失ひ、仍て、諸出費と合せて代價六百二十二グルデン餘の損失となつたといひ、また商館長は相當額の樟腦を得んため再び人を薩摩に派遣する事に決し、同地に於いては、相當額を廉價に得られる由知らせて來たといふ。[注五四] 爾來、樟腦は年々多量和蘭商館に賣渡され、藩政時代を通じての重要な輸出品であつた事は、既に第三編第六章に記した如くである。

〔注　一〕唐物來由考　南聘紀考卷地　島津國史卷二

〔注　二〕舊記雜錄後編卷五四　島津國史卷二二

〔注　三〕島津國史卷二二

〔注　四〕唐物來由考

〔注　五〕舊記雜錄後編卷六五　島津國史卷二三

〔注　六〕羅山文集　異國日記卷上

〔注　七〕舊記雜錄後編卷五七・七二・八六・八七　唐物來由考　慶元イギリス書翰

〔注　八〕舊記雜錄後編卷五七

〔注　九〕唐物來由考　異國日記卷下

〔注一〇〕舊記雜錄後編卷六〇　島津國史卷二三

〔注一一〕舊記雜錄後編卷六五・六六

〔注一二〕舊記雜錄後編卷七〇

〔注一三〕舊記雜錄後編卷六〇

〔注一四〕舊記雜錄後編卷六二　南浦文集卷中　異國日記卷下　島津國史卷二三

〔注一五〕舊記雜錄後編卷六六　異國日記卷下

〔注一六〕舊記雜錄後編卷七二　南浦文集卷中　唐物來由考　異國日記卷下　島津國史卷二四

〔注一七〕舊記雜錄後編卷七八

〔注一八〕舊記雜錄後編卷七九

〔注一九〕唐物來由考　德川禁令考秩六　憲教類典　寬永日記　長崎古今集覽

〔注二〇〕舊記雜錄後編卷八六

〔注二一〕通航一覽卷二〇〇

〔注二二〕舊記雜錄後編卷五七・六〇

〔注二三〕舊記雜錄後編卷六五　島津國史卷二三　當代記卷五　南浦文集卷中　異國日記卷下

〔注二四〕異國御朱印帳

〔注二五〕舊記雜錄後編卷五七

〔注二六〕異國御朱印帳

〔注二七〕袖ヶ崎島津公爵家所藏文書

〔注二八〕異國御朱印帳

〔注二九〕舊記雜錄後編卷九四

〔注三〇〕袖ヶ崎島津公爵家所藏文書　舊記雜錄後編卷五七　島津國史卷二三

〔注三一〕パジェス著切支丹宗門史 (Léon Pagès: Histoire de la Religion Chrétienne au Japon depuis 1598 jusqu'à 1651　吉田小五郎氏邦譯) 卷上　姉崎正治氏著切支丹傳道の興廢

〔注三二〕日本切支丹宗門史卷上

〔注三三〕舊記雜錄後編卷五八・六〇

〔注三四〕舊記雜錄後編卷六〇　南浦文集卷中　異國

日記卷下　島津國史卷二三

〔注三五〕南浦文集卷中　異國日記卷上　外蕃通書卷二四

〔注三六〕舊記雜錄後編卷六二

〔注三七〕日本切支丹宗門史卷上

〔注三八〕外蕃通書卷二一

〔注三九〕日本切支丹宗門史卷上

〔注四〇〕舊記雜錄後編卷六三

〔注四一〕舊記雜錄後編卷六〇

〔注四二〕異國渡海御朱印帳

〔注四三〕御條書寫卷一　江雪隨筆

〔注四四〕舊記雜錄後編卷五六・六〇

〔注四五〕袖ヶ崎島津公爵家所藏文書　島津國史卷二四　マドリツド國立史料館文書　セヴイヤ印度古文書館文書　平戸和蘭商館發信(Verzendene Brieven, 1623—25)　パステル著比律賓史(Pablo Pastells: Historia General de Filipinas)　異國日記卷上　日本切支丹宗門史卷中　クラッセ著日本西教史(Jean Crasset: Histoire de l'eglise du Japon 太政官邦譯)

〔注四六〕舊記雜錄後編卷六五　島津國史卷二三

〔注四七〕南浦文集卷中　異國日記卷上　外蕃通書卷二四

〔注四八〕舊記雜錄後編卷六三

〔注四九〕慶元イギリス書翰　東方に在る使傭人より東印度商會への書翰(Letters received by the East India Company from its Servants in the East)　東洋通信(Oriental Correspondents)　コックス日記(Diary of Richard Cocks)　アダムス航海日誌(The Log-book of William Adams)　セイヤー琉球諸島航海日誌(Edmond Sayers' Voyage to the Riu Kiu Islands, 1618)

〔注五〇〕コックス日記　平戸商館決議錄(Japan Resolutien, 1620—1623)

〔注五一〕舊記雜錄後編卷七八

〔注五二〕平戸和蘭商館受信(Ontfangen Brieven)

〔注五三〕平戸和蘭商館發信(Verzendene Brieven)

〔注五四〕バタビヤ城日誌卷上(Dagh-Register gehouden int Casteel Batavia vant passerende ter plaetse als over geheel Nederlandts-India　村上直次郎氏譯註)

第二章　琉球役の顚末

豐臣秀吉と島津氏と琉球との關係

初め朝鮮役の起るや、豐臣秀吉は島津氏に命じ、琉球に兵一萬五千を賦課せんとしたが、島津氏は請うて、糧七千口、十ヶ月分の賦課に變更する事とした。然るに、琉球は其の半を納めたが、餘は島津氏に負債して納め、其の後之が返濟を果さず、且つ對明關係を虞れて、漸く島津氏と疎隔するに至つた。[注一]

德川幕府と島津氏と琉球

慶長七年冬、琉球船一隻が陸奥仙臺領に漂着し、幕府は之を薩摩に送り、翌春、薩藩は幕命により、小船を艤して船員を本國に送り、琉球王尙寧に對し、家康に謝禮せん事を求めた。

琉球使僧鹿兒島に來る

次いで、報恩寺忍文長老が鹿兒島に來た際に、島津氏は再び家康へ謝禮等の事を命じた。同九年二月付、中山王尙寧宛、義久の狀に「去年報恩寺歸舟之刻、直爲解群疑、重出御朱印示之、有演說否爾來音問不通、怠慢彌多者乎」とあるによると、報恩寺の上國は同八年の事と思はれ、また之が尙寧の使者であつた事は、喜安日記によつて明らかである。

平戸并に甑島漂着の琉球船

報恩寺來使の後、肥前平戸及び領內甑島に琉球船の漂着するものがあつた。しかも、平戸漂着船の船主は伴つて去るの非禮を敢へてした。甑島漂着船の

琉球安國寺僧を派す

琉使中村親雲上義弘に謁す

琉球船平戸に漂着す

棹子等は之を送還したが、其の際に附して齎さしめたのが、上に一部を引用した慶長九年二月付、中山王宛、義久の狀である。義久は其の内に、尚寧の從前幾重の非禮怠慢を譴責してゐる。[注二]次に、九月付、琉球國王宛書翰あり、舊記雜錄後編卷五に「義久公御案文、年間不レ知、慶長八年比カ」とあるが、文面によれば、尚寧が安國寺住僧を派して忠恒家久の家督を賀したのに對する返翰で、琉球の度々の落度を責め、且つ家康への謝禮を促したもので、文中に「報恩寺歸帆之節」とあり、慶長九年二月より後のものと考へられる。卽ち、之は義久狀の案ではあらうが、年間は舊記雜錄の注する如くではなく、或は同九年九月とすべきであらう。然りとすれば、安國寺住僧は次に記す中村親雲上政茂蔡氏と同行した事となる。中村親雲上は、同九年九月、尚寧の使者として義弘に伺候すべく帖佐に赴いた。初め、義弘は老年隱居の故を以て之を受けなかつたが、琉使の懇請により、遂に容納した。仍て廿七日、尚寧に宛て書を作り、琉使に託した。[注三]卽ち、南浦文集中卷の答琉球國王書が之であらう。

慶長十年七月、福州より歸航の琉球船が又平戸に漂着した。平戸藩主松浦鎭信は之を駿府及び江戸に報じたので、同廿八日、本多正純は松浦鎭信及び長崎奉行小笠原一庵信嶋に對し、歸航の扶持方に就いては、長崎代官村山東安に申附けて之を渡し、先年陸奥に漂着した船に就いての謝恩を申附けん事を命じ、積載貨中に藥種が多い故、長崎奉行を經て、此等を駿府或は江戸に送らしめた。松浦鎭信からは、八月十五日、比志島國貞・島津忠長に報知があつた。[注四]

島津氏の琉球出兵內議

出兵計畫を琉球に暗示す

島津氏本田親貞をして出兵の許可を家康に請ふ

慶長十一年秋出兵の決意

此の間、島津氏に於ては、愈〻琉球出兵の議を進めつゝあつた。安國寺住僧來使の際の返翰たる前引（慶長九年か）九月付、琉球國王宛狀の內に、既に「重疊之違變頗蔑當方故歟、此欝憤難止、忠恒任若年雖有短慮之企、愚老親往古之約盟種々加助言敢押留之」と、暗に出兵の計畫を示してゐる。[注五]慶長十年七月には、本田親貞が駿府に使し、出兵許可を願出たといふ。次いで、同年と思はれる八月十九日付、義弘宛、山口直友は、和久甚兵衞の報告によれば、琉球人は、七月上國の筈であるが、其の實如何を問ひ、また渡海なくば人數を渡すべき旨は島津氏よりも屢〻琉球へ傳へた由で、幕府に於いても尤もとする所であるが、猶ほ油斷なく使者を渡し究めるべし等の意を述べてゐる。[注六]翌十一年四月頃からは、鹿兒島に於いて、義久・義弘以下重臣間に出兵に就いての談合があつた。同六月六日付、島津忠長・樺山久高宛、忠恒の狀には、當秋必らず出兵大島入を決行すべく強調してゐ

家久伏見に於いて琉球出兵の許可を得

琉使崇元寺長老來る

明船により琉球に於いて日明交易の議

琉球島津氏の勸告に從はず

る。[注七] 六月、忠恒は伏見城に於いて家康の偏諱を許され、家久と改名したが、次いで、山口直友を以て請うて、出兵の許可を得た。[注八]

然るに同年秋に至り、琉球國中山王尙寧は崇元寺宜莫里主長老を使者として派遣し來つた。此の年の春、尙寧の請願により、明の冊封使夏子陽等は琉球に渡航した。明廷は此の機會を以て、先きに鳥原宗安との締約により薩摩に派遣した福州船二隻の消息探問を琉球に命じ、宜莫里主が、家久襲封を賀すると共に、之に關する任務を帶びてゐた事は前に記した如くである。時に、家久は伏見に在つて、既に出兵の許可を受けてゐたのであるが、之に答へて、鳥原宗安等を遣し、文之の草に成る呈大明天使書及び進物を携へしめ、義久も呈琉球國王書を送つた。即ち家久は明使に對し、年々商船を薩摩に遣さん事を求め、義久は尙寧に對し、幕府への聘禮を促し、明舶をして琉球に於ける日明交易を開かしめん事を求めたのである。[注九]

併し、琉球は更らに勸告に從はず、將軍に聘禮を怠つた。幕府は、其の爲め、駿府築城に就いて、島津氏の助役をも免除し、琉球問題に當らしめたのである。慶長十二・十三年に至り、山口直友は琉球への謝恩、督促に就いて再三指令する

琉球出兵の準備と遣使交渉

龍雲と雪岑琉球國王に說く

琉球との交渉決裂す

所があつた。[注一〇] 同十三年八月十九日、山口は家久に宛て、先づ出兵を準備し、更らに遣使の上も決着せざるに於いては、出兵すべしと述べ、九月五日、出兵準備の上交渉すべしと、重ねて達してゐる。[注一一] かくて、使者として志布志大慈寺龍雲・廣濟寺雪岑等を遣すに至つた。龍雲等はまた幕府への謝禮を促したが、喜安日記によれば、往年龜井茲矩が秀吉の朱印を得て琉球征討を催した際、義久が之を留め、琉球の安穩なるは、薩州の恩であると、徭役を勤めるか、或は大島を割讓するかとの要求を爲したが、尙寧及び三司官等、殊に三司官の一人謝那親方利山鄭迥は固く拒み、琉球は往古より支那に屬し、日本と各別であると主張し、却つて詈言するに至つたといふ。遂に、交渉は決裂し、龍雲等は引揚げ、途中七島より首尾を急報したので、其の結果、出兵の事は決定したのである。[注一二]

此の年、之に先立つて琉球より使僧自德・使者宜保親雲上が上國したと見られる節があるが、詳細は不明である。[注一三] また鳥原宗安が慶長十一年に渡航し、夫に龍雲が同行した事は南聘紀考卷地等に見えてゐる。然るに、同人の覺書には、慶長十一年より同十三年まで、引續き三度渡航したとある。即ち、前記二回の外にも一回渡航してゐる譯であるが、之についても詳細不明である。[注一四]

出兵決行

主將樺山久高
副將平田增宗
琉球渡海軍衆
法度

かくて、慶長十四年春、愈〻琉球出兵は決行された。樺山久高・平田增宗を夫々主將・副將に任じ、總勢三千餘、船艦百餘隻（或は千三百人、七十五隻ともいふ）〔注一五〕を以て出征軍を編成し、二月廿六日には、義久・義弘家久連名を以て左の軍律を發した。」

琉球渡海之軍衆法度之條々

一　物主相定候間、彼衆以二談合一可二申出一儀、不レ可二違背一事

一　喧嘩口論之儀、不レ新雖レ爲二法度一、今度者、別而各可二相嗜一事、可レ爲二肝要一候、縱不二圖喧嘩出來候共、兼而如二法度一、私にて不二相果一、重而可レ遂二披露一、若此旨を相背、於レ事破者、いかやうの理雖レ有レ之、不レ及二理非之沙汰一、一組可レ處二罪科一事

一　鐵炮もちたる衆、或しゝ鳥をねらひ、或はたて物を射、いたづらに玉藥をつくすまじき事

一　船之出入、おもひ〳〵に無之樣に、惣別同前に可レ有之事

一　其組を離、他の手に付まじき事

一　手に入たる島々の於二百姓等一者、少も狼藉いたすまじき事

付從二大島一此方泊〳〵、右可レ爲二同前一事

一　堂宮寺等、あらすまじき事

一　可二相働一時、海陸共に惣人數を不二持合一（持カ）、無二人衆にて先懸いたすまじき事

一　經其外書籍等、むざととりちらす間敷事

一　無二罪者殺害一、一切可レ爲二停止一事

一　順風よく不二見定一、不レ可レ致二出船一事

一　取人一切可レ爲二停止一事

一　下知衆可レ申旨を不レ可二相背一事

右條々堅相守、不レ可二違背一者也、仍法度如件

慶長十四年二月廿六日

家久判
惟新（義弘）判
龍伯（義久）判

また、家久袖判の覺を以て、軍略等の心得を授ける事左の如くである。

覺

一　琉球よりあつかいを入候はゞ、無二異儀一其筋に可レ有二談合一事

一　いづれのみちにも、利運に相濟候はゞ、少も無二逗留一早々軍衆六七月之比

者可ニ引取一事

一　琉球歷々の人質其外嶋々の頭々の者迄、質人を取候て、當國へ引こし、琉球向後の諸役儀、於ニ此方一可ニ相定一事

一　自然琉球國主居城に取籠、ながく籠城のかくごと相見候はゞ、悉燒はらひ、から城計に成、人數少もためらはず引取、あたりの島々の者人質を取、手に付候て、可レ爲ニ歸陣一事

一　兵粮米おさめさせべき事、此中琉球人の申付たるより、いかにもかろくおさめさせべき事

右條々不レ可レ有ニ違變一候也

慶長十四年三月

椛山權左衞門尉殿

二月廿八日、家久義弘も軍の出發を送るため山川に至り、諸軍の參集を待ち、順風を得て、三月四日寅刻、全船艦は山川を發航し、七島勢を案内として、口永良部島を經て大島に向つた。[注一六]「難風のため諸船は分散したが、七日頃、前後して大島諸所に着岸し、次いで、德之島、沖永良部島に進んだ。各地に於いて、島吏たる大親或は掟等が島民を率ゐて抗戰したが、薩軍の鐵炮には敵せず、悉く平定された。[注一七]」薩軍は更らに進航して、廿五日、沖繩島運天港の對岸なる古宇利島に達し、次いで、主將樺山麾下の六士及び七島勢二百四十人は、沖繩島に上陸して那覇に向ひ、また副將平田增宗及び伊集院久元等の一隊は、廿七日、海路今歸仁城に向つたが、城兵は風を望んで退去したので、其の屋舍を燒燼したといふ。[注一八]

三月四日山川發航

薩軍大島に至る

薩軍沖繩島に上陸す

今歸仁城陷る

是より先き、大島敗戰の報が琉球王城に達するや、尙寧は俄かに天龍寺以使長老を紫衣に叙し、北谷親雲上を同行せしめて、大島に派したといふが、其の顚末は明らかでない。薩軍が古宇利島に達するに及び、尙寧・攝政王弟具志頭王子朝盛尙宏及び、三司官浦添按司親方朝師向理・名護按司親方良豐馬良・謝那親方利山等は和睦使派遣を決し、先きに文祿二年紋船使となつた西來院菊隱長老を始め、名護按司良豐江洲親雲上榮眞等を使者とし、隨行者と共に三十餘名をして、廿六日、首里を發足せしめた。

琉球和睦使を派遣す

一行が久良波に達した時、既に陸路は薩軍に塞がれて通行困難との報あり、海路より恩納を經て、廿七日、今歸仁に於いて薩軍に赴き、嘗つて慶長十一年使者として渡航した大慈寺龍雲・市來家政・村尾重侯に會し、和睦を請うた。主將樺山は、媾和は那覇に於いて議すべく、西來院・江洲

琉使今歸仁に於いて和を請ふ

親雲上は歸つて那覇に於いて待ち、名護按司は留まつて市來家政の船によつて到るべしと命じた。廿九日、一行は薩軍諸艦船と共に運天港を發し、大灣渡具知に到着した。西來院及び江洲親雲上は別れて、直ちに出船し、夜亥刻頃、眞比湊（牧港か）に上陸し、浦添番所を經て首里に向つた。時既に、砂邊の邊を始め、諸所に放火せられるの情況であつた。一行は首里王城に復命し、拂曉、那覇に赴いた。主將樺山等は大灣より陸路をとり、浦添城及び龍福寺を燒拂つた。薩軍太平橋に迫ると聞き、琉軍は越來親方以下百餘士發向して、如案橋に戰つたが、忽ち破られて退いた。四月朔日、薩軍は水陸より首里・那覇に入つた。

かくて、薩軍より大慈寺龍雲市來家政・村尾重侯、琉球側より具志上王子朝盛・西來院名護親方良豐・池城親方安賴（毛鳳儀）・豐美城親方盛續（毛繼祖）・江洲親方榮眞等が出て、親見世に於いて媾和を議した。時に、薩軍の放火と覺しく、首里に火災が起つたが、市來・村尾以下の軍兵馳つけて、鎭靜したといふ。二日、具志上王子朝盛名護親方良豐浦添親方朝師・謝那親方利山、翌二日、更らに佐舖王子朝昌（尙豐）が質として那覇に赴き、四日（五日ともいふ）、尙寧も下城したので、五日、薩軍は首里城を接收した。[注一九]戰鬪はかくして終了したが、此の役に薩軍の戰死者は雜兵三百人に過ぎなかつたといふ。[注二〇]下城した尙寧は、十六日、崇元寺に行き、樺山・平田兩將に對面し、次いで、市來・村尾兩人を以て、薩摩へ渡り、謝禮すべしと達せられた。具志頭王子朝盛以下の質人等百餘人の隨行者が定まり、浦添親方・謝那親方は供の外として、一船に搭乘する事となつた。同時に、樺山等は、本田親政・蒲地休右衞門を薩軍引揚後の奉行とし、一部の兵と共に滯留せしめ、琉吏中よりは、名護親方良豐・豐見城親方盛續・麻文仁親方安恒（金氏）に國中の政務を命じた。[注二一]

夫より、薩軍は尙寧以下を伴ひ、五月十七日、今歸仁を發し、廿四日、前後して山川に到着した。六月廿三日（十七日ともいふ）、尙寧等は鹿兒島に入り、次いで、家久及び義久・義弘への謁禮・謝儀を爲した。[注二二]琉球平定の報が駿府及び江戸に達するや、將軍秀忠は、七月五日、家久及び義久・義弘に褒書を遣し、家康も、七日、家久に對し同じく戰功を賞し、且つ琉球領知の黒印狀を下附した。[注二三]

「島津氏は尙寧等を遇するに俘虜の取扱を以てせず、賓客として之を待ち、屢〻饗宴を給する等の厚遇を與へた。其の意圖は、琉球中山王位を存して、日明間の仲介たらしめるにあつた。」（か）等を以て、尙寧に對し、日明通交を斡旋すべき旨を達し、其の爲めに、具志頭王

尙寧と樺山・平田等と對面し和議成る
親見世に於ける和議
薩軍首里に入る
薩軍首里城を接收す
薩軍戰死者三百人
薩軍一部琉球に滯留す
薩軍尙寧以下を伴つて歸國す
島津氏尙寧を厚遇す
島津氏琉球を仲介たらしめんとす
島津氏琉球領有の黒印狀

子朝盛及び池城親方安賴が急遽歸國し、翌年、具志頭王子は用務を了へて薩摩に戻つたが、池城親方は王舅として渡明した。」中山世譜巻七等によれば、彼は單に兵警あり、貢期を緩ふするを報じたのみで、此の事は福建巡撫陳子貞より神宗に聞したといふが、日明通交の斡旋に至つては殆んど爲す所なかつたと思はれる。[注二四]

琉球日明通交を斡旋せず

家久尚寧を具して參府す

尚寧家康井に秀忠に謁す

第三十圖　具志頭王子朝盛墓
（靜岡縣興津町清見寺）

家久は尚寧を具して參府する事となり、慶長十五年五月、兩者相前後して鹿兒島を發した。幕府は朝鮮聘禮使の例に倣つて尚寧一行を待遇し、伏見・江戸間では宿舍・人馬を給した。八月六日、家久は駿府に到着し、翌々日、家康に謁したが、十日、尚寧も到着したので、同十六日（十四日ともいふ）同道して家康に謁した。互に進獻及び饗宴等あり、諸儀了つて、廿日、駿府を發し、廿五日、江戸に着いた。廿八日、家久は先づ登城し、次いで九月十二日、尚寧を具して將軍秀忠に謁した。また進獻・饗宴等あり、尚寧及び家久は、夫々同十五日及び廿日、江戸を發し、往路と同様の待遇を受けて、共に十二月、鹿兒島に着いた。[注二五]

幕府井に島津氏重ねて尚寧に對明交涉を嚴命す

翌十六年夏、池城親方安賴は、明に於ける首尾の報告のため、上國して駿府にも赴いた。[注二六]　山口直友は、池城親方の報告に接するより先き五月廿六日、家久に宛て、池城親方遣使の結果によつては、重ねて交涉せしむべき旨を達してゐる。然るに、池城親方の復命した所は、幕府及び藩を何等滿足せしめるものでなく、從つて、幕府よりも指令する所あり、藩よりも尚寧に對し、更らに交涉すべき旨を嚴達したと考へられる。[注二七]　卽ち、後に記す九月十九日の掟の重要な一條として示されてゐる。

沖繩の檢地

是より先き、戰役直後、上井里兼等は琉球先竿といひ、恐らくは主として沖繩島の檢地を行ひ、檢地帳七冊を作つて、慶長十五年三月、鹿兒島に歸つた。次いで其の九月、先島諸島檢地のため伊地知重康・鹿島國重等十四人を竿奉行に任じ、竿奉行一行は、十二月、部下百六十八人と共に那覇に到着して越年し、本田親政・蒲地休右衞門の指揮を受けて、四月までに、宮古（太平山）・八重山の離島まで檢地

先島諸島檢地竿奉行伊地知重康・鹿島國重道之島を藏入とす

し、八月、鹿兒島に歸り、檢地帳を差出した。「仍て、舊琉球領の內道之島、卽ち、大島・德之島・喜界島・沖永良部島・與論島の五島を直轄の藏入として除き、琉球國司（國王）領高八萬九千八十六石と決定した。」此の檢地は、慶長內檢の制と同じく方六尺五寸一步、三十步一畝の京制により、籾一石五升を高一石とした。琉球國司領高に道之島高を合せて十二萬三千七百石は、寬永十一年に至り、初めて幕府に披露され、判物高に加へられた。[注二八]また琉球に在つた奉行本田親政等は、麻文仁親方安恒を催して、紋船を艤して鹿兒島に聘貢せしめた。卽ち、慶長十六年六月、麻文仁親方は山川に着き、更らに十二月、駿府に聘禮した。[注二九]

其の後の貢納に就いては、同年九月十日、樺山久高等連署の申渡があり、檢地の結果に基く上木上草の納物で、沖繩・計良間・與部屋・伊是名・伊惠・渡名喜・粟久米・八重山・宮古各島よりとして、芭蕉布三千端・上布六千端・下布一萬端・唐苧千三百斤・綿三貫・棕梠綱百方（房又は束、長六十尋づゝ）・黑綱百方（同上）・莚三千八百枚（內三百枚は長莚）・牛皮二百枚を賦課したのである。[注三〇]同十九日、町田久幸等連署を以て、尙寧に高八萬九千八十六石の知行目錄を附し、內五萬石を王位藏入とし、爾餘を諸士に配分し、猶ほ餘る所は王の雜費に供する事と定めた。[注三一]同日、また樺山久高等の左の掟あり、[注三二]

琉球に對する掟

一　薩摩御下知之外、唐へ誂物可レ被二停止一之事
一　從二往古一由緒有レ之人たりといふ共、當時不レ立二御用一人に知行被レ遣間敷之事
一　女房衆へ知行被レ遣間敷之事
一　私之主不レ可レ賴之事
一　諸寺家多被二立置一間敷之事
一　從二薩州一御判形無レ之商人不レ可レ有二許容一事
一　琉球人買取日本へ渡間敷事
一　年貢其外之公物、此中日本之奉行如二置目一可レ被レ致二取納一之事
一　閣三司官就別人可レ爲二停止一之事
一　押賣押買可レ爲二停止一之事
一　喧嘩口論可レ令二停止一之事
一　町人百姓等に被二定置一諸役之外、無理非道之儀申懸る人あらば、到二薩州一鹿島一可レ被レ致二披露一事
一　從二琉球一他國へ商船一切被レ遣間敷之事

一　日本之京判升之外不レ可レ用之事

一　博奕僻事有間敷之事

右條々於違犯之輩有之者、速可レ處二嚴科一之者也、仍下知如件

慶長十六年辛亥九月十九日

〔伊勢貞昌〕兵部少輔判
〔比志島國貞〕紀伊守判
〔町田久幸〕勝兵衞尉判
〔樺山久高〕權左衞門尉判

尙寧島津氏に起請す

謝那親方利山を誅す

卽ち、渡唐船・知行・農政・商業等萬般に亙り、大綱を示したのである。同日、尙寧は、之を遵守して、島津氏に忠實なるべきを誓ひ、起請文を差出し、次いで、雲心・池城親方安賴・豊見城親方盛續・江洲親方榮清・江曾親雲上・勝連親雲上良繼〔馬氏〕等も起請文を提出した。[注三三]たゞ謝那親方利山〔鄭迥〕は、此の時、誅せられた。鄭氏は明が琉球に附した閩人三十六姓の一で、謝那親方は都通事鄭祿の次子に生れ、永祿八年〔明の嘉靖四十四年〕入明留學し、慶長十年〔明の萬曆廿三年〕三司官城間親方盛久〔翁寄松〕を讒して百姓に貶し、閩人として初めて三司官に陞つた。最も薩藩に反抗的立場を取り、役

謝那親方利山滯薩中明に密書を贈る

尙寧の歸國

中抗戰に力闘したといはれる。[注三四]尙寧の參府には、他の三司官等と共に從つたのであるが、俞氏家譜によれば、彼は滯薩中、長崎を經て密書を明に通じ、之が當時明に遣された池城親方等に發見せられ、起請文署名に至り、彼獨り屈せず、遂に九月十九日、川上泰助が討手として之を誅した。[注三四]

かく萬般の首尾を了つて、廿四日〔廿六日ともも〕、尙寧一行は山川を開帆した。尙寧は歸國するや、謝那親方の跡に讀谷山親方盛詔〔毛鳳朝〕を三司官に任じ、また前年、駿府で卒した具志頭王子朝盛の跡に西來院菊隱を國師加判役〔攝政〕に任じた。[注三五]

〔注　一〕南聘紀考卷地　島津國史卷二三
〔注　二〕舊記雜錄後編卷五七・五八　島津國史二二・二三　南聘紀考卷地
〔注　三〕南聘紀考卷人　異國日記卷下
〔注　四〕舊記雜錄後編卷五九　島津國史卷二三
〔注　五〕舊記雜錄後編卷五七
〔注　六〕舊記雜錄後編卷五九　唐物來由考　南聘紀考卷地
〔注　七〕舊記雜錄後編卷六〇
〔注　八〕島津家覺書　島津國史卷二三
〔注　九〕南浦文集卷中　舊記雜錄後編卷六三　異國日記卷下　唐物來由考
〔注一〇〕舊記雜錄後編卷六〇
〔注一一〕舊記雜錄後編卷六二・六三　譜牒餘錄卷一〇　唐物來由考
〔注一二〕唐物來由考　南聘紀考卷地　南浦文集卷下　薩州舊傳記　喜安日記
〔注一三〕舊記雜錄後編卷六二・六五

〔注一四〕唐物來由考
〔注一五〕南聘紀考卷人　島津國史卷二三　喜安日記
考卷人
〔注一六〕舊記雜錄後編卷六三
〔注一七〕舊記雜錄後編卷六三　奄美史談
〔注一八〕舊記雜錄後編卷六三・六四
〔注一九〕喜安日記　舊記雜錄後編卷六三
〔注二〇〕御家秘書（舊典類聚卷一八下）
〔注二一〕喜安日記　南聘紀考卷人
〔注二二〕喜安日記　舊記雜錄後編卷六三・六四　唐物來由考　南聘紀考卷人
〔注二三〕舊記雜錄後編卷六四　歷代制度卷三四　唐物來由考　南聘紀考卷人　島津國史卷二三
〔注二四〕喜安日記　中山世譜卷七・附卷一　南聘紀考卷人
〔注二五〕舊記雜錄後編卷六五　喜安日記　唐物來由考　島津家覺書　本光國師日記卷二　當代記卷五　南聘紀考卷人　島津國史卷二三
〔注二六〕中山世譜附卷一　大和え御使者記
〔注二七〕舊記雜錄後編卷六六　唐物來由考　南聘紀考卷人
〔注二八〕舊記雜錄後編卷六六　南聘紀考卷人　西藩田租考卷下　沖繩志卷四　中山世鑑　島津國史卷二三　琉球一件帳　琉球雜記
〔注二九〕舊記雜錄後編卷六六　南聘紀考卷人　大和え御使者記　中山世譜附卷一　島津國史卷二三
〔注三〇〕舊記雜錄後編卷六六　島津國史卷二三　琉球一件帳　琉球雜記
〔注三一〕舊琉球藩評定所書類
〔注三二〕舊記雜錄後編卷六六　舊琉球藩評定所書類
〔注三三〕柚ヶ崎島津公爵家文書　喜安日記　舊記雜錄後編卷六六　島津國史卷二三
〔注三四〕舊記雜錄後編卷六四　南聘紀考卷人　琉球國志略卷一三　中山世譜卷七
〔注三五〕喜安日記　中山世譜卷七　南聘紀考卷人　球陽卷四

幕府の海外通交制限

異國船來航制限の强化

奉書船

切支丹教父の入國と邦人の渡航とを禁ず

第三章　鎖國制度

切支丹禁制の勵行に伴つて、幕府は次第に海外交通に制限を加へた。先づ海外渡航邦船に對する制限を見るに、寬永八年六月、異國渡海には、朱印狀の外に老中奉書を附する事とし、ために奉書船の稱が起つた。同十年二月、長崎奉行今村正長・曾我古祐が新らたに任せられた時、幕府は條目十七條を附與し、其の內に、奉書船以外の異國渡海を堅く禁じ、違反者は死罪に處すとし、また海外居住者の歸來る者も、是非なき事情により逗留して五年以內に歸り、爾後日本に留まる者を除き、之を死罪に行ふ事とした。[注一]　異國船の來航に對する制限も漸次强化し、幕府は、元和二年八月、唐船以外の異國船の貿易地を平戶と長崎とに限つた。同九年、英人は平戶の商館を閉鎖して引揚げたが、其の翌年、幕府は西班牙人の貿易を全く禁止した。

寬永十一年五月廿九日、幕府は老中酒井忠世・酒井忠勝を以て、島津家久等諸侯に對し、前日發布の長崎制札の旨と同じく、切支丹教父の入國、邦人の異國渡海、在外邦人の歸國、外人へ武器給附等の禁止を命じ、同時に、輸入生絲に就いて、

長崎買價決定後領内來航唐船と貿易すべしと達した。[注二]是より先き同十年六月七日付、長崎奉行今村正長・曾我古祐は薩藩の家老喜入忠政・川上久國に宛て、今程は唐船入津の時分故、若し切支丹教父幷に邦人が乘來らば、牢舍申附けて報告する樣にと命じてゐる。[注三]此の如く、各領内に於ける唐船貿易は猶ほ許されて居り、たゞ切支丹教父及び邦人の入國を警戒すべく命せられてゐた。

唐船の領内寄航禁止

唐船入航取締の覺

破判人

併し、唐船の領内寄航も、右の寛永十一年五月の令達後間もなく、停止された。翌十二年三月十七日付、家老島津久慶等は甑島地頭本田親政に對し、甑島に於ける唐船入航取締の覺を發して尾元勝が上使となつて唐船に關し申渡あり、家久は爾今唐船を領内に寄航せしめざる旨承命したにより、唐船は許容せず、曖衆及び其の所の五人與へ慥かに申附けるべし、他浦にも唐船・破判人（海賊）又は渡唐邦人に就き聞つけ披露すれば、一廉の褒美を下すべし、唐船に挽船を出すべからず、假令海上に逢ふ共、一切之に構はず、また楫を卸し、船を損じた由を申來る共、卽刻追出すべし、漁船に人或は荷物を移乘せしめた者は嚴科に處すべし、其の所中人の往來なき野山・島磯・就中、宇治島に別けて念を入れ、右の改を申附けるべしといふのである。[注四]

寛永十一年夏、唐船寄航停止の幕命があつた譯で、甑島は外國船航路に近く、其の目標でもあつたから、特別に注意して、令達したのであらうが、他の方面でも同樣警戒を加へた事と思はれる。從つて、同十一年以降、領内漂着の唐船及び唐人を凡べて長崎へ廻送する事となつて、此の年七月、薩藩から十四人の唐人を長崎へ送つてゐる。其の内譯は、六月朔日長崎着の福州船から五月廿六日阿久根で下船した二人、外に前年長崎奉行が預けた唐人五人及び其の同類であつた。同十一年八月、領内に着岸したカバヤン（Cagayan）出唐船二隻に上乘、卽ち、乘込の藩吏を附けて長崎へ送つて居り、同月、更らに四隻着岸し、皆長崎へ向はしめたが、内三隻は長崎へ到らなかつたといふ。[注五]

漂着の唐船幷に唐人を長崎に廻送す

唐船の漂着絕えず

異國渡海の嚴禁

爾後、唐船の漂着するものは年々絕えず、後年に至つても、例へば、寶永七年の巡見使への答書等に、年中に唐船五隻、十隻或は其の餘も漂着するとある。[注六]其の處置に就いては、後に改めて記す如く、其の後次第に規定する所があつた。

寛永十三年五月、幕府は邦船の異國渡海を全然禁制し、密航者を死罪に處し、また異國居住邦人の歸來る者をも死罪に處すと令した。卽ち、之が第一段の鎖國令で、次いで、島原一揆を經て愈〻鎖國制度の完成を見たのである。一揆後

の寛永十五年三月、太田資宗は長崎に赴き、松平信綱に會し、戰後處分の幕命を傳へ、同十三年以降長崎出島に限り居留せしめた葡萄牙人を退去せしめ、且つ來航を全く禁止した。翌年七月五日、幕府は松平信綱以下の老中奉書を以て、葡萄牙船來航禁止を中心とする最後の鎖國令を發した。仍て、太田資宗は再び長崎に到り、八月六日、唐人・和蘭人に、翌日、長崎衆及び九州諸藩の家老に之を達した。薩藩では家老川上久國使役鎌田政有が使して之を承け、八月廿三日、領内に榜示した。卽ち、諸侯へ達せられたのは、切支丹嚴禁なるも、猶ほ教父の潜入あるにつき、爾今一切葡萄牙船（がれうたせん）の着岸を停止し、領内浦々に慥かなる者を附置き、不審なる船は入念に改め、若し異國船着岸の時は、先年より定の如く、船中の人數を改め、上陸を許さずして、早速長崎へ送るべし等の條項であつた。[注七]

幕府の鎖國令發布

がれうた船着岸停止

甑島の警戒を嚴にす

かくて、異國船の來航に對しては、種々用意して警戒し、また不審の船が着岸した時は、其の附近を探索し、例へば、同十八年、出水に漂着した、國所不明の無人船は支那の釣船の如く、附着の貝は臺灣邊の產の如しと云はれたが、之を長崎へ送り、附近山々及び領内の島々浦々まで探索し、肥後領に於いても通告を受けて探索してゐる。[注八]　同十九年七月には、若し甑島に葡萄牙船が現はれた時は、鹿兒島へ飛脚を以て報ずる外、直ちに長崎及び島原藩主高力忠房方へ注進する事としてゐる。時に、佐賀藩主鍋島勝茂の家老より同藩の通報船（左右聞船）を甑島へ置く事を申來り、相應に馳走して之を置かしめる事とした。[注九]

佐賀藩の左右聞船

「琉球では、寛永十一年以後に於いても、寄航唐船の取扱は稍〻緩やかであつた。同十五年九月、宮古の長濱に四十四人乘組の南京船が福州へ向ふ途中、逆風に遭つて漂着したのに對し、藩は、前々より切支丹に就き檢し、別條なき船は出船させる事故、之も出船させ、また積荷中藩の用物たるべき物は買入れる樣に命じてゐる。[注一〇]　併し、他の異國船に對しては之と異り、例へば、同五年九月十日付、三司官宛、喜入忠政の覺に、南蠻船・英吉利船・和蘭船は一切許容すべからずとある如く、[注一一]共に寄航停止を勵行したのである。　此の禁令は、同十五年以後、一層嚴重になつたと考へられる。　卽ち、島原一揆落着と共に、薩藩は琉球に對しても一揆殘黨の遁入する者を捕縛し、捕縛困難の場合は討果すべく命ずると共に、南蠻人に對しては一層嚴戒し、其の上陸する者は一刻も差置かず追出し、破船して出航し難き者にも、飯米・薪水等少しも給せず、嚴重監視して注進する樣達したのである。[注一二]　また恐らく之と同時に三月より、八重山・宮古へ琉球より番衆を

琉球に於ける唐船密航と異國船

琉球より八重山宮古に番衆を派す

派し、右の達の如く、警戒に當らしめる事とした。寬永廿一年十月晦日付、島津久通等の覺によると、當時八重山の番衆は屬島石垣島に駐在してゐたが、之を西表島の祖納村へ移駐せしめる事とし、琉球より兩奉行及び附衆の假屋を建てる樣、また石火矢を同所へ備附ける樣命じてゐる。[注一三]　正保四年には、藩より伊地知重治・遠矢良珍等を八重山の戍衞に赴かしめた。之は淸軍侵寇を憂慮したゝめでもあらう。[注一四]　併し、翌慶安元年、幕府の承認を得て、同二年、之を撤した。

薩藩淸軍侵寇を慮つて八重山に派使す

漂着異國船を長崎に送る

其の間、異國船漂着事件も屢〻あり、寬永十六年四月、八重山の波照間島へ國所不明乘組二人の小船一艘が來航した。仍て、八重山に番所を置き、附近を穿鑿したが、特に不審なく、一件を長崎奉行へ屆出たのに、呂宋の船ならんとの事で、二人を長崎へ送つた。同年正月、宮古下地間切に長さ六尋廣さ九尺の破船が流着いたので、切支丹の疑につき穿鑿せしめた。[注一五]　同年、また八重山の石垣港に異國船が破船し、唐人十四人・南蠻人六十八人が上陸し、通詞の言によれば、呂宋より臺灣へ到る船といふ。仍て、堅く柵を構へて之を置くに、食料缺乏して大多數は餓死し、唐人二人・南蠻人三人が年を越えて生存したので、同十八年三月、生存者を長崎に送屆けた。幕府は餓死者の過多なるを以て、南蠻人等の隱匿を疑ひ、更らに穿鑿せしめたが、生存者護送の後、島人に船の積載貨を賞賜した。[注一六]　猶ほ、中山世譜附卷一に、唐人十二人・南蠻人六十五人乘組の船が八重山糸數村に難船し、唐人二人・南蠻人三人が救助され、餘は溺死し、同十七年夏、賀數親雲上朝充向氏が上國して報告したとあり、記事の趣は稍〻異るが、同一事件の樣である。

南蠻船人の狼藉

同十七年五月、又八重山島に南蠻船が來泊し、稻米を掠取し、島民一人を打殺し、一婦女を刼める等の狼藉あり、七月に出航した。報により、藩は、其の冬、物頭澁谷四郎左衞門等を派し、翌春、同人等は八重山に渡つて穿鑿し、夏歸國した。[注一七]

薩藩に於ける異國方と異國座異國方島津久慶

薩藩では、異國船・唐船等の事を管するため、家老中に異國方の掛があり、其の役所を異國座と云つたが、夫は家老島津久慶が宗門方と共に異國方に與つたのを始めとする。既に寬永十二年十一月朔日以降執行の切支丹改には、久慶が主として與つて居り、久慶は、其の後同十八年十一月、家老を免せられた後も、慶安二年六月まで、兩掛に任じてゐた。正保二年二月、光久より久慶に送つた狀に、切支丹取締を命じた箇條があり、切支丹異國船の事は、久慶が頭取として家老中に相談し、異國船來らば、十人衆へ久慶より差圖する事とある。[注一八]　久慶の後は家老北鄕久加が之に任じ、[注一九]　爾後、家老中一人が之に當る制であつた。異國

遠見番所と火立番所

方の管轄の下に、遠見番所・火立番所を置き、また急事には、軍役手當の作法あり、人數を出動せしめる用意があつた。

甲州古流
甲州新流

異國船幷に唐船の處置

法で、甲州古流に據り、元文三年正月、甲州新流に改め[注二〇]、更らに弘化四年に至つて、軍制改革あり、軍役方創設に及び、異國方の組織を廢したのである。猶ほ、異國方・宗門方の稱は、安永八年四月、夫々異國方係・宗門改係と改めた[注二一]。

來航或は漂着の異國船・唐船の處置に就いて、各年代夫々詳細な規定があつた。琉球在番奉行宛と思はれるが、寛永廿年二月廿八日付、家老島津久元・頴娃久政・山田有榮等の條々には異國船來着の折は、計策を以て上陸せしめ、出來る限りは、之を搦捕るべく、困難の時は討果すも差支なく、其の船の雜物も散逸せしめず、之を差上すべしとある[注二二]。正保三年二月九日付、北鄕久加及び頴娃・山田の覺も全く同じである[注二三]。併し、之は葡萄牙等の南蠻船に對する處置で、長崎來航を許されてゐた和蘭船・唐船は之と區別して取扱つたのである。

唐・和蘭・南蠻船辨別のため繪圖を頒つ

寛永廿一年九月朔日付、阿多忠榮及び攝政金武王子朝貞（尙盛）・三司官宛の家老川上久國・頴娃久政の覺では、唐船和蘭船・南蠻船を辨別せしめるため、夫々の繪圖を琉球に渡し、琉球よりは其の寫を八重山、其の他の島々へ渡さしめ、番衆を

切支丹の檢査を嚴重にす

して夫々處置せしめる樣命じてゐる。即ち、和蘭船に對しては、薪水等を供給して馳走すべしとし、和蘭船は年々九月廿日長崎を發し歸航する事をも記して注意を與へてゐる。若し南蠻船ならば、粗忽に本船に打掛るまじく、端舟等陸へ着けた時、忍寄り捕へるべし、また切支丹道具は細かに注進すべしといひ、唐船に對しても切支丹の檢査を嚴重に行ふべしとしてゐる[注二四]。

葡萄牙使船の來航と我が國の態度

其の後更らに、夫々に關する詳細な規定が現はれてゐるが、夫等の說明に先立つて、正保四年の葡萄牙使船長崎來航前後に於ける幕府及び薩藩の態度を見て置く必要がある。此の間に、葡萄牙船の取扱方針に多少變更があつたと類推されるのである。此の使船は、先きに寬永十七年（西紀一六四四年）本國を發航した使船二隻は、途中難に遭つて使命を果さなかつた。より獨立し、ブラガンザ（Bragança）家のジョアン四世（João IV）が王位に卽いたので、之を報じて、通交を求めるためであつた。此の目的のために、既に正保元年（西紀一六四〇年）葡萄牙が西班牙此の初度の使船に關する報を受けた結果と思はれるが、同二年二月十二日付、老中松平信綱・阿部忠秋・阿部重次より、異國船來航の際の處置に就き奉書があり、異國船が若し訴訟申出る場合は、船中の者氣遣ひなき樣挨拶し、長崎に到り

葡萄牙の獨立

異國船提訴の場合の處置

琉球在番奉行

琉球着岸の異國船處置の令達

奉行を以て訴訟を遂ぐべき旨を含め、案内者を附して同地へ送るべし、若し其の所に於いて訴訟すると申出る時は、番の者を附け、大坂定番・同町奉行・長崎奉行及び島原藩主高力忠房まで早々注進すべし、また長崎へも赴かず、湊へ船を入れず、沖に碇泊して端舟を以て申出る時は、然るべき者を差越さゞれば、江戸へ注進するを得ず、長崎へ赴かざるに於いては、直ちに歸帆する様申含め、之に構ふまじくと達した。また此の奉書に基いて藩より領内及び琉球へ達する所があつた。三月九日付、琉球在番奉行諏訪兼清宛の覺に、媽港の使船が何方へ着岸する共、早々目代松平定行・高力忠房・福岡藩主黒田忠之及び長崎奉行へ注進し、此の方の使者を附して早々長崎へ送届け、媽港船の者が水取に上陸する時は、異議なく水を取らせるが、夜間上陸は停止し、水取を了れば、早々乘船せしめる様、更らに着岸の時、其の所騒がざる様、兼ねて申附け置き着岸の浦濱に番手を嚴重にし、女・童等の粗忽に見物せざる様に命じ、媽港使船以外は、前々の如く、法度申附ける事とある。次いで、三月十二日付、攝政金武王子朝貞（向盛）三司官及び諏訪兼清宛、島津久慶等の達に、藩内薩隅日へ通達の條々を示して居り、夫には、浦々へ異國船着岸して、日本に對し訴訟申出る場合は、船中の者氣遣ひなき様挨拶し、卽刻次飛脚二通申附けて、注進あるべし、此方よりは、長崎へ到り訴訟を遂ぐべき旨申含め、案内者を添へて同地へ送り、若し其の地に逗留し、訴訟し度しと申出る時は、番を附置き、大坂定番・同町奉行・長崎奉行及び島原藩主高力忠房へ早々注進する筈であるが、若し長崎へ向はず、又は湊へ船を入れざれば、通事なく、長崎への報告も成らずと、歸帆申渡し、之に構ふべからずと命じてゐる。更らに、使船は日本へ商船渡海し度しとの訴訟の由なれば、彼輩萬事氣遣ひ恐れざる様に心得、異國船に鐵炮打かける等は無用たる事、若し水取のため上陸する時は、異議なく取らせ、たゞ夜間の上陸を停止し、水取了らば、卽刻歸船する様申附ける事、商賣類似の事あり、又は一品にても異國人の道具を取らば、曲事申附ける事、是非當方を頼み訴訟せんといひ、逗留する時は、追々飛脚を以て申越す事とし、船着岸の時猥りに見物し、所中騒ぐ事なき様命じてゐる。[注二五]また同日付、島津久慶等が都城曖・殿役奉行に宛てた覺があり、其の他の諸外城にも同じく達したと思はれるが、異國船來着の時の注進に就き指令してゐる。卽ち、異國船來着の時は、時刻を移さず注進する事、夫に就いて、所次に侍の次渡とし、極く壯健なる早道馳の者を選び、十人も十五人も申附け置く事、次飛脚の

一品にても異國人の道具を取るを曲事とす

異國船來着の注進方

狀來る時は、慥かに時付の下に其の所より判を押して次渡し、少時たり共遲々する時は、所の曖の越度たる事、また鹿兒島よりの檢使も晝夜兼行する故、傳馬遲くして檢使中途滯在する如き場合は、其の所の役人・町別當・庄屋に深重の曲事申附ける事等達してゐる。[注二六]　其の後、幕府も警戒を續け、翌三年十月廿六日、老中阿部重次より諸家留守居を召して、達する所があつた。此の日、島津久通・新納久詮より山田有榮・北鄕久加・川上久國に宛て、次の如く通達してゐる。即ち、異國船來着の時は、長崎奉行・高力忠房及び府内藩主日根野吉明に注進すべし、支那に於いて明朝滅亡につき、殊に異國船心遣ひであると申渡され、また其の場合には松平定行及び大坂の奉行及び江戸へも報告する事等である。[注二七]

幕府明朝滅亡につきて更に異國船に注意す

葡萄牙使船長崎へ入港

かくて、正保四年六月（西紀一六四七年陽曆七月）愈〻葡萄牙使船二隻が長崎に入港したので、幕府は長崎近傍諸藩の家老・物頭を長崎に召寄せ、夫々指令して、警備に當らしめた。薩藩は江戸より家老北鄕久加・用人相良賴員を長崎に派し、次いで、島津久賴以下總員九十名・未滿の人數を派遣した。[注二八]　大村家覺書（卷六）によれば、此の人數は長崎灣外四郎ヶ島邊に滯泊し、船中に在つて待機したものゝ樣である。薩藩の長崎派遣人數は、他藩に比し極めて僅少であるが、藩は長崎奉行の指令等もあり、領内浦々島々の警備に力を注ぎ、出水より志布志に至る沿海諸所、殊に甑島を嚴戒し、城下・諸鄕の士を動員し、一所物頭五、三人、鐵炮百、二百挺の配備をしたといふ。葡萄牙使船が幕府の歸帆通告以前に歸帆するが如き場合には、之を取押へるべく、また通告ありと雖も、密航者の乘降等は嚴重警戒すべしと命せられてゐた。此の葡萄牙使船は新王卽位を報告する者なるの理由を以て、幕府は之を罰せず、爾來斷じて來航すべからずとして放還した。使船は八月六日（陽曆九月五日）長崎を出帆し、別に何等の事故を生じなかつた。

薩藩に於ける葡萄牙使船に對する警戒

葡萄牙使船歸帆

其の後も、此の種使船の來航を警戒し、慶安元年七月三日付、琉球宛、島津久慶等の覺には、黒船着岸の時、粗忽に此方の船を近寄せるべからず、人質をも取られては日本の恥辱になるにより、船を近寄せず、長崎へ早々赴く樣申斷つて、之を構ふまじく、是非此方を賴み、訴訟せんといふ共、此方より一切取次がざるにつき、長崎へ參る樣申渡す事とあり、更らに、黒船來航の時は、前々申渡の如く、所中少しも騷がず、手を見せざる樣分別あるべき事、黒船碇泊中、陸へ番衆を附け、南蠻人が上陸する時は、手槍等で端舟へ乘せ歸船せしめる事、或は搦捕り、或は打擲する等一切あるべからず、違犯の者は罪科に處すべき事等を達してゐる。[注二九]

琉球をして黒船の警戒を嚴重にせしむ

琉球に令して南蠻船來着の場合の處置を嚴にす

異國船に對する規定の緩和

琉球へ南蠻船來着の場合の掟

更らに翌慶安二年に至り、四月三日付、鎌田政有・山田有隆・島津久賴宛、島津久通・伊勢貞昭・北郷久加・新納久詮の狀に、琉球の諸島に南蠻使者船等着岸し、楫柱を損じ、材木を申請け、船造作し度し等申出で、上陸した時は、其の船を留置き、鹿兒島まで注進し、其の上勝手の振舞あらば、如何樣に扱ふも苦しからずと申渡すべしとある。同年四月廿六日付、北郷久加宛、光久袖判の覺の內に、異國船來着の時は相談を以て申附け、樣子も不明なるに騷ぎ立てる事然るべからずといひ、また自領・他領によらず、異國船來航の時、諸所濱村等に、火を焚かせる事は無用なるべく、諸所浦濱へ番衆として浦傳に人を附けるを要せず、但し、浦濱海上の指圖に長崎奉行より申附あらば格別、其の他は餘り念を入れ種々大業に申附けるを禁ずる等記してゐる。[注三〇] 此等は主として媽港使船を目標としての事と見られるが、一般に異國船は凡べて搦捕る事といふ如き强硬な規定に比すれば、漸く緩和されてゐる。

猶ほ、明曆三年九月十一日付、家老島津久通等の三司官へ達した掟では、依然第一に、南蠻船來着に於いては、計策を以て船・道具幷に兵具等を取置き、南蠻人も殘らず鹿兒島へ差渡す事とあり、其の他、南蠻船が着岸して島へ取懸らば、極力防戰して討果し、生捕の者は諸道具同樣に差上す事、南蠻人に限らず、異國人來着せば、早々鹿兒島へ差上す事、異國船破損せば、荷物散らざる樣入念申附け、乘員と共に鹿兒島へ差登す事とある。[注三一] 併し、其の後は、必らずしも計策を以て搦捕るべしとはして居らず、實際にも、葡萄牙人等を搦捕つた樣な事はなかつたと思はれる。寶永元年九月十八日付、攝政北谷按司朝愛（向弘方）・三司官宛、家老島津久輝等の覺には、南蠻船漂着の時、船中の者陸へ揚げず、人民を船へ近寄せざる樣に、番船數多を附し、陸地へ人數・武具を寄置く覺悟すべし、但し、南蠻船が出船する共構ふべからず、破船の時は、人家外れに木屋を調へ、人及び荷物を入れ、食物は望通り給し、外廻は二重、三重とし、番所を餘多調へ、晝夜番人を附し、鹿兒島在番人・琉吏等木屋近邊を警固し、之を鹿兒島へ送るには、在番附役の內兩人及び琉吏警固し、死亡者は鹽詰として送り、若し不意の働あらば搦捕り、打果して死體續かざる者も首を第一に集め、鹽詰とし、共に送り、長崎へは幾度も注進あるべき事故、鹿兒島へは度々注進すべし、南蠻船に非ずとも、切支丹の疑ある船は之と同じく扱ふべしとある。[注三二]

媽港船伊勢の漂民を送還す

貞享二年六月、媽港船が長崎に來航し、伊勢渡會郡神社村の漂民十二人を送還したが、其の歸航の際、八月四日付、家老島

津久胤等は攝政大里按司朝亮（向弘毅）及び三司官に宛て、若し同船が來泊する時は、和蘭船・唐船と異り、水汲等にも上陸せしめず、一切構ふ事なしに出航せしめ、滯泊中は警固船を附し、夜は篝火を焚いて警戒し、漁船を出すを禁じ、出航或は通航の時は、小舟三、四艘で十里程も見送り、方向等を見屆けるべし、難船ならば、人家遠く木屋掛し、垣を結び、之に收容し、番所を附し、飯米・野菜等を給し、下知を俟つて、牢舍の如く造つた船で長崎へ送るべしと命じた。[注三三]

和蘭船に對する規定

次に、和蘭船に對する規定を見るに、寛文四年三月朔日付の異國方條書には、和蘭船が見えた場合、陸地に番を附するは南蠻船同樣であるが、繪圖により南蠻船と辨別し、唐船同樣に用を達すべしとある。[注三四]　寶永元年九月十八日付、攝政北谷按司朝愛・三司官宛、家老島津久輝等の覺に、和蘭船漂着の時、船中の者を陸へ揚げず、人民を和蘭人に近寄せず、堅固に番を附け、用物を達して出帆せしめ、委細鹿兒島へ報じ、破船の時は、人家外れに木屋を調へ、人及び荷物を入れ、賄等は和蘭人望の通り達し、外廻は二重とし、近邊へ奉行在番人・琉吏が警固し、和蘭人の出入、人民の接近を禁じ、成るべく船を修理して出帆する樣申附け、夫が不可能ならば船籠申附け、荷物と共に、在番附役兩人・琉吏を附し、鹿兒島へ送り、死

和蘭船は唐船同樣取扱の事

亡者あれば鹽詰にして送る事とある。[注三五]　是より先き、萬治三年九月廿一日付、三司官宛、家老島津久通等の覺によれば、其の七月、八重山近邊の島で、和蘭船が破損し、端舟を臺灣へ遣し、代船を呼寄せ、其の船で長崎へ入津した。右和蘭船の報告に、右の島で格別馳走を受け、また出航を急ぎ、石火矢四挺・大織木綿六百反・紅殼糸・奥縞等を捨置いたが、和蘭船が三里程乘出した時、木屋に火事が起るのが見え、荷物等を燒いた樣であると、更らに、破損場へ來た者へ卷物の類や煙草を與へたが、何れも受取らず、如何にも律儀であつたといふ。[注三六]　其の後、延寶三年六月卅日（西紀一六七五年陽曆八月廿日）の和蘭商館長の風說書に前和蘭商館次席館員ホーヘンフツク（Ernst van Hogenhoeck 我が文書においてこのとあり）が丁抹に雇傭され、小船に乘つてバンタム（Bantam）に來たが、來年は福州を經て日本に至らんと報じた。[注三七]　之に就いて通達を受けた藩では、延寶四年三月九日付、更らに琉球三司官に對し、其の漂着の際の處置に就き指令し、彼等は和蘭人同前の由なれば、若し風波により其の地へ漂着した時は、唐船來着の時の仕置を守り、人質を取るべきも、日本の仕置を知らず、納得せざる事もあらば、强ひて取るに及ばずとしてゐる。[注三八]

和蘭船八重山近島に難破す

寶永七年の幕府巡見使への答書、享保九年四月及び寬延四年三月朔日の異

和蘭人琉球人の律儀を感ず

異國方條書

中期以後の南蠻船和蘭船の處置方

國方條書等によれば、漂着の南蠻船の處置方は以下の如くで、大體中期以後の例規と見られる。南蠻船・和蘭船等の異國船に對しては、遠見番所は勿論、出漁或は野方稼の者まで、之を見掛けた時は、早速注進・役人へ急報し、注進・役人は卽刻其の場へ出張し、所々に番所を建てゝ觀望し、時々狀況及び行先を委細鹿兒島へ報告する。鹿兒島よりは江戸・長崎へ急報すると共に、現場へ取扱の藩吏を派す。兼ねて、南蠻船・和蘭船の船圖・旗印圖は志布志・内之浦・佐多大泊に置き、常には封印し、事に臨んで開封して見合せ、船を辨別する。凡べて繪圖を開封した時は異國座へ之を差出す。異國船が投錨すれば、小舟を出して見屆け、また番所・番船を以て上陸を防ぎ、人民の近接せざる樣申附けて、此方より手を出さず、騷動に及ばざる樣警戒する。夜は篝火を焚き、幾度も夜廻し、注進・役人頭以下衆中、在鄉町濱の者多人數集め手當申附け、但し、警固は異國船の陸に通融するを防止するためで、其の出航を阻止するためではないといふ。異國船よりは水取の外は上陸せしめず、水入用の由を申出た時は、此方より取つて遣すべく、若し水取人を卸した時は、人數に見當て、一人乃至兩三人程づゝ慥かなる者を附け、水の用事は達せしめ、早く乘船する樣手樣等で通ずる。萬一狼藉に及ぶ場合も、是非船に歸る樣に努める。また南蠻船・和蘭船破損の場合は、早速船を出して救助し、人家外れに木屋を調へるか、人家を明けて、外廻を堅固に圍み、番所を數多附して多人數警固し、荷物も圍内に入れ、食物は勝手次第に與へ、死者があれば、鹽詰として其の都度鹿兒島へ報ずるとある。[注三九]

唐船に對する處置

次に、唐船の處置に就いて見るに、寛文四年三月朔日の異國方條書には、唐船來航の際の處置方を次の如く規定してゐる。長崎往還の唐船が陸地より二、三里沖に漂泊する時は、卽刻陸地へ番を附け、行方を慥かに見屆け、若し碇を卸し、或は呼ばゝり、招き等するに於いては其の所の役人一兩人早々船を出し、用段を達し、長崎へ送り遣すべしと申斷り、船中に頭立つた者二、三人を質に取る。荷物等も從前は細々改める事としたが、近年は荷物には構はず人數ばかり改め、中乘船頭より、積荷何々、人數幾人、其の名歳付、出航の國所、年月日、漂着の理由等を認めた書物を出させる。右の如く質人を取つた船には番船を附け、陸地へは烽火を焚き、唐船へ人の乘降なき樣に堅固に守り、勿論見物に近寄る事は一切停止する。唐船不慮に破損の節は、所の役人・横目が早速出張して荷物を散らさゞる樣下知し、木屋を調へて乘組人數を入れ、濡荷物干場には柵を結び、

堅固に番を申附ける、船材等廢品は唐人へ相談して燒捨て、其の事は唐人より書物を取る。唐人死亡の時は、死因等書物を取り、檢屍して唐人望次第葬り、唐船破損し、所の船を借りて長崎へ行く時、船床・水手賃等の入目は長崎差圖次第唐人より受取る。來朝唐船柁樓を破損し、買受申入れる時は賣渡すべく、代銀は右同斷とす。歸唐船が漂着し、柁樓・米・酒・肴・野菜・薪等を望むに於いては相當代銀引替に賣渡し、證文を取り、鹿兒島へ申越すべしとある。[注四〇] 唐船に用物を達した場合に就いては、是より先き、明曆三年三月十八日付、琉球在番奉行川上久將赴任の際、家老島津久通等より渡し、琉球へ達した覺或は同年九月十一日付、三司官宛、島津久通等の掟の內に、唐人に達した用物に就き、用物等人民より達したものは代銀差替とし、若し銀子なく別色を以て拂つた時は、其の趣の書物を添へて受取り、また諸事非法の扱に遭はずとの書物を取り、此の旨鹿兒島へ屆出るべし、米代銀は來朝船（長崎往復船）に對しては琉球立值たるべく、歸帆船に對しては立值三部上りとし、往還の唐船が破損した場合は、荷物等を隱さゞる樣入念に改め、唐人より出入なき旨の書物を取り置き、荷物同前鹿兒島へ差上すべし、少々破損して修補する時は、材木用具を人民より給し、相應に代物を取り、

來朝唐船と歸唐船

清朝の遷海令撤廢と來航唐船の激增

清朝は、貞享元年（康熙廿三年）遷海令を解き、其の商船の出航を許したので、翌二年以降、長崎來航唐船の數は激增した。[注四一] 之に對し、幕府は金銀流出を防止するため、貿易抑制の方針を取り、先きに明曆元年以來停止した糸割符商法を再興し、唐船の輸入貿易總額を銀六千貫に制限し、和蘭船に對しても同じく金五萬兩に制限した。爾後、年々多數の唐船が積戻を命じ、拔荷の取締を勵行した。次いで元祿元年、長崎入津唐船の數を一ヶ年七十隻に限る等の制限を加へた。此の結果、元祿以降、唐船の長崎に於いて公許された以外諸所に於いて拔荷を企てるものを生じた。[注四二] 幕府は、勿論、之が防遏に努めたのであるが、唐船の長崎往復航路外に到り、海上に漂泊するもの多く、拔荷は年々增長し、時には上陸して狼藉に及んだといふ。正德三年末頃より、筑前・豐前・長門の海上では唐船十數隻が漂泊すると報ぜられるに至り、翌四年二月、幕府は西國・中國・北國の幕領・私領浦々に添高札を立て、拔荷犯人に船を貸した船頭・水主は犯人を逮捕或は告知する事等の拔荷訴人に關する令達を布告した。更らに八月、拔荷金元の訴人等を令達した。唐船についても、五月、長崎奉行及び近傍諸侯に對し、番船

糸割符商法の再興

長崎に於ける唐船貿易銀額銀六千貫和蘭貿易五萬兩

長崎入津唐船一ヶ年七十隻

拔荷の增加

多數唐船の漂泊と拔荷の取締

楫櫓の類も賣渡すべし、唐船着岸の時切支丹道具入念改むべしとある。[注四一]

等による警戒を命じ、また狼藉に及ぶ唐船は之を乘取り、乘員を斬捨てるべく、此方の船の唐船に近寄るものは拂め取り注進すべし、但し、難風に遭つて漂着した唐船は先例の如く長崎へ護送すべしと達したのである。薩藩に於いても、之を領内に布達し、地頭・領主の差圖を受けて處置すべしとした。卽ち、漂到唐船の取扱は俄かに嚴重を加へたと思はれる。

長崎入津唐船を年三十隻に改む

長崎入津唐船を四十隻となす

更らに正德五年、幕府は長崎入津唐船を三十隻に制限し、信牌なる長崎通航許可證を發行する事とした。翌六年八月、將軍吉宗が襲職して、多く先代の法を改めて古制に復した時にも、此の唐船貿易制限のみは改めなかつた。仍て積戻を命ぜられる唐船は多く、拔荷は愈〻盛んで、取締は困難を加へたので享保二年に至り、幕府は入津唐船の數

第三十一圖　唐船大島漂着の圖　（南島雜話所載）

を十隻增加し、引續き拔荷禁壓を計り、同年五月十日には、各領内漂到の唐船は威嚇して追拂ひ、先方より發砲した際には、之を砲撃すべく、且つ領民の接近を禁ずる様達した。翌三年正月、幕府は目附渡邊永倫に長崎出張を命じ、渡邊は、三月、長崎に着き、次いで筑前に於いて唐船を追拂ひ、再び長崎へ歸つたが、此の時も漂到唐船の追拂を達した様である。かくて、薩藩も一層漂到唐船及び拔荷の取締を勵行したが、同時に、琉球輸入唐物の取締を嚴重にした。[注四三]

拔荷禁壓と漂到唐船の追拂

薩藩に於ける漂到唐船及び拔荷の取締勵行

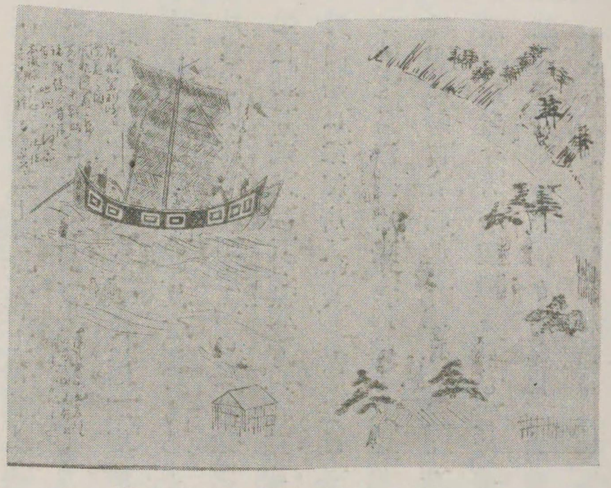

第三十二圖　唐船大島漂着の圖

享保十一年九月に至り、幕府より、近年唐船漂流の沙汰はなきも、打拂の事は前の如しと令達があり、卽ち、唐船漂流して、拔賣の筋に見えた場合は、之を打拂ふべく、漂泊して出航しない場合は、二三日も様子を見彌〻船具等を損じ、出航困

異國方浦廻檢使の制

難ならば、長崎へ送るべし、出航すれば、長々追掛けるべからずといふ。[注四四]　是より先き毎年四、五月頃、異國方浦廻檢使が諸浦を巡廻する例であつたが、享保十二年九月、之を廢した。[注四五]　併し、爾後も漂到唐船の處置は、從前の法に從ひ、幕府も屢〻抜荷取締を令達し、之を勵行せしめたのである。

琉球に於ける漂到唐船處置方の變更

其の間、琉球に於いては、漂到唐船の處置方を多少變更した。貞享元年（清の康熙廿三年）の清朝禮部の咨文の旨もあり、元祿六年、攝政・三司官より願出て、同九年六月、幕府は琉球漂到唐船の長崎送致を廢するを許し、唐船及び出所不明の異國船は共に琉球の貢使便を以て福州へ送り、但し、南蠻船及び切支丹の疑がある異國船は、乘組唐人荷物共に長崎へ送り、貿易は一切許さゞる事とした。[注四六]　從つて、道之島漂到唐船も同樣とし、破損せざる場合は順風次第出帆せしめ、破船の場合は、乘員・荷物共に琉球へ送り、琉球より福州へ送らせる事になつた。[注四七]　漂難船を送還するを護難といひ、貢使便による以外護難船を發する事あり、之には都通事・司養贍大使を附した。護難船も亦貢船と同樣貿易を行つたいふ。[注四八]

琉球漂到の唐船を長崎送致を廢す

また元祿六年、漂到唐船を長崎へ送る際に上乘・揖取・水先案内を附するを廢し、日本人は一切唐船に乘せず、警護船・挽船を附する事とする旨、長崎奉行より達があつた。琉球に於いても唐船が破損し、其の希望により、長崎へ送る場合は右と同じ取扱とし、琉球人たりとも唐船には乘込ましめず、船中人數改・唐人書物等を申附けるため、乘船を要する時は、奉行附衆兩人・大和横目兩人を乘船せしめる事とした。同時に、和蘭船に對しては、人數改・質人取なく、また和蘭船に乘込み、和蘭人を上陸せしめる事は共に制禁とし、米・薪水を要する時は、飢餓に及ばざる樣手當し、警護船・挽船は唐船同樣之を附せしめる事とした。[注四九]　寶永元年九月十八日付、攝政北谷按司朝愛・三司官宛、家老島津久輝等の覺に、琉球へ唐船漂着して破船の時は、唐人・異國人居所を區別して堅固に圍ひ、番人を附して、人民と交通を絶ち、賄方は飯米・鹽・野菜・薪等相應に申附け、馳走がましくなく、代物は受取らず、尤も福州へ送り届けて入費決濟するは格別とし、破船の人數・荷物多き場合は、進貢船以外に船を仕立て送り、破船せざる場合には、唐船及び出所不明異國船共に薪水等相應の事は之を達し、交易は許さず、猥りに陸へ揚げず、人民を唐船・異船に乘せず、朝鮮船の取扱も唐船同樣とすとある。[注五〇]

護難船の貿易

長崎廻送の漂到唐船に邦人の乘船を停む

朝鮮船に對する取扱

唐船に對する規定の大樣

次に、寶永七年の幕府巡見使への答書、享保九年四月及び寬延四年三月朔日の異國方條書等によれば、次の如くで、正德・享保以後、多少の變更或は新規定は

漂到唐船滯泊中の交易を嚴禁す

あるが、大體此の規定が行はれたのである。先づ、唐船が沖に現はれた時は、其の所に於いて、遠見番より警戒し、浦々にも油斷なき樣申附ける。愈〻碇を卸した際には、早速小船を出し、諭單（通達の書面）を以て漂着の次第を尋問し、之を湊へ挽入れ、或は破損せざる樣處置して番船を附ける。唐通事は異國方用人へ屆出て呼寄せ、唐通事より國所・出航地・同月日・行先・乘組員數・積荷等を尋ね、切支丹書信・毒藥を積載するや、信牌を有するや等をも糺し、此等を書物として提出せしめ、此の書物を鹿兒島の異國方用人へ宿次を以て送る。次いで、異國方より警固宰領人を派し、且つ江戸・長崎へ飛報する。次いで、唐船を改め、宗旨の書物を出させ、質唐人二、三人を頭立つた者から取り、之に宰領を附添へ、警固人と夫々別船に乘せ、唐船は浦々から挽船を出し、警固人到着後日和次第長崎へ送り、提出せしめた書物と共に長崎奉行へ渡し、其の首尾は江戸へも報告するのである。此の挽船水手賃銀は長崎唐人方に支拂はしめ、警固船一隻・唐人乘船一隻及び警固宰領足輕は藩藏方の負擔である。唐船滯泊中は上陸せしめず、また諸船の近接を制し、唐人を見物し、或は交際・挨拶がましくする事を禁ずる。勿論、交易は禁制であるが、質物の買取・留置をも禁じ、唐人へ物品を渡す事、殊に刀

交隣須知
隣語大方

伊集院町　沈壽官氏所藏

本の大さ共に　縱二六・三糎　橫二〇・二糎

漂着朝鮮船のため朝鮮語の通事を置き、伊集院の苗代川の者より之に任じた。本圖の兩書は其の教科書で、上圖が交隣須知（全四卷）、下圖が隣語大方（天保五年寫）である。此の類のものは、外に韓語訓蒙・漂民對話等の書がある。

漂到唐船滯泊中の交易を嚴禁す

あるが、大體此の規定が行はれたのである。先づ、唐船が沖に現はれた時は、其の所に於いて、遠見番より警戒し、浦々にも油斷なき樣申附ける。愈〻碇を卸した際には、早速小船を出し、諭單（通達の書面）を以て漂着の次第を尋問し、之を湊へ挽入れ、或は破損せざる樣處置して番船を附ける。唐通事は異國方用人へ届出て呼寄せ、唐通事より國所出航地同月日・行先・乘組員數・積荷等を尋ね、切支丹書信・毒藥を積載するや等をも糺し、此等を書物として提出せしめ、此の書物を鹿兒島の異國方用人へ宿次を以て送る。次いで、異國方より警固宰領人を派し、且つ江戸・長崎へ飛報する。次いで、唐船を改め、宗旨の書物を出させ、質唐人二、三人を頭立つた者から取り、之に宰領を附添へ、警固人と夫々別船に乘せ、唐船は浦々から挽船を出し、警固人到着後日和次第長崎へ送り、提出せしめた書物と共に長崎奉行へ渡し、其の首尾は江戸へも報告するのである。此の挽船水手賃銀は長崎唐人方に支拂はしめ、警固船一隻・唐人乘船一隻及び警固宰領足輕は藩藏方の負擔である。唐船滯泊中は上陸せしめず、また諸船の近接を制し、唐人を見物し、或は交際・挨拶がましくする事を禁ずる。勿論、交易は禁制であるが、質物の買取・留置をも禁じ、唐人へ物品を渡す事、殊に刀

交隣須知
隣語大方

漂着朝鮮船のため朝鮮語の通事を置き、伊集院の苗代川の者より之に任じた。本圖の兩書は其の教科書で、上圖が友隣須知（全四卷）、下圖が隣語大方（天保五年寫）である。此の類のものは、外に韓語訓蒙・漂民對話等の書がある。

伊集院町　沈壽官氏所藏

本の大さ共に　縱二六・三糎　橫二〇・二糎

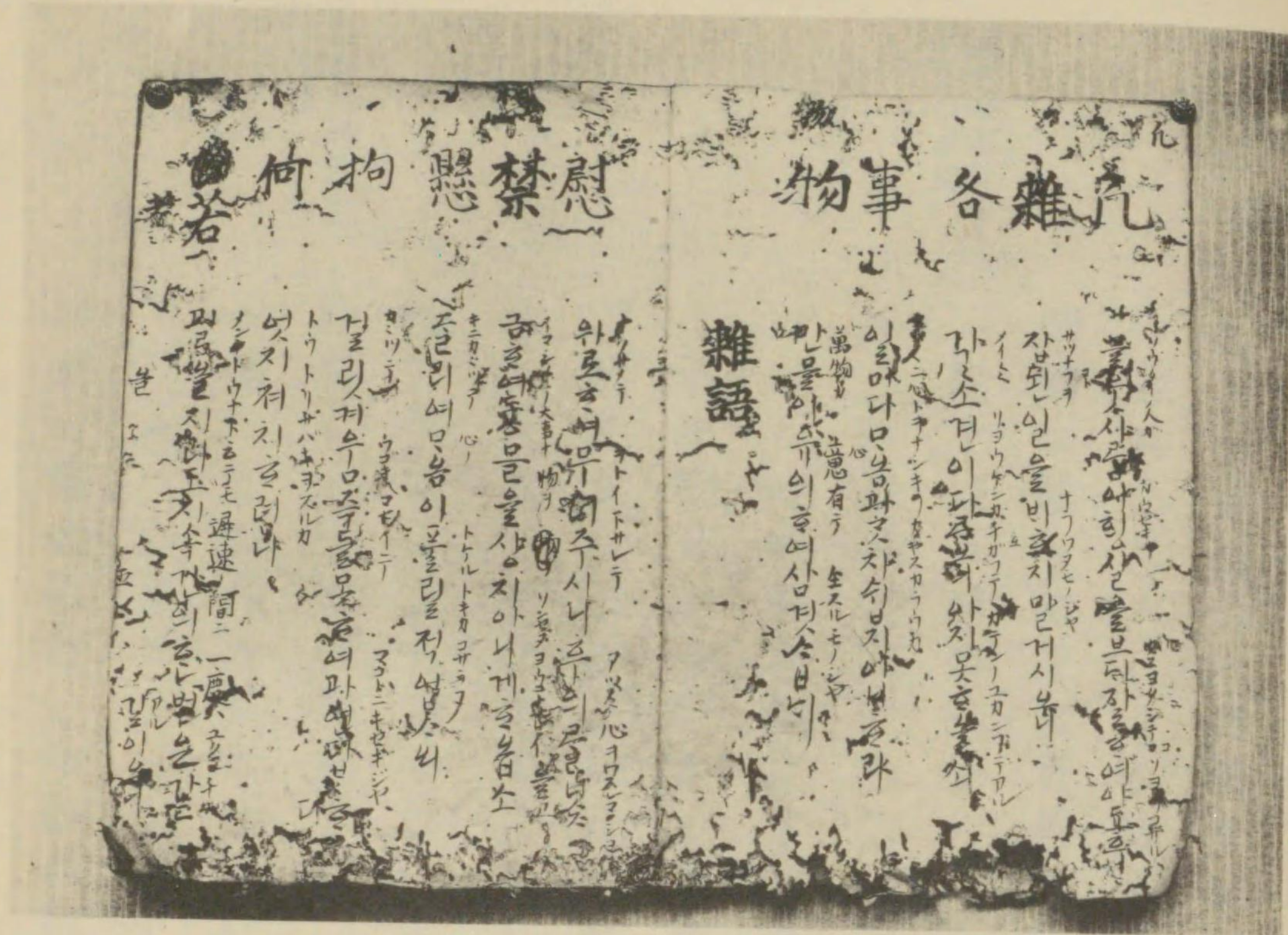

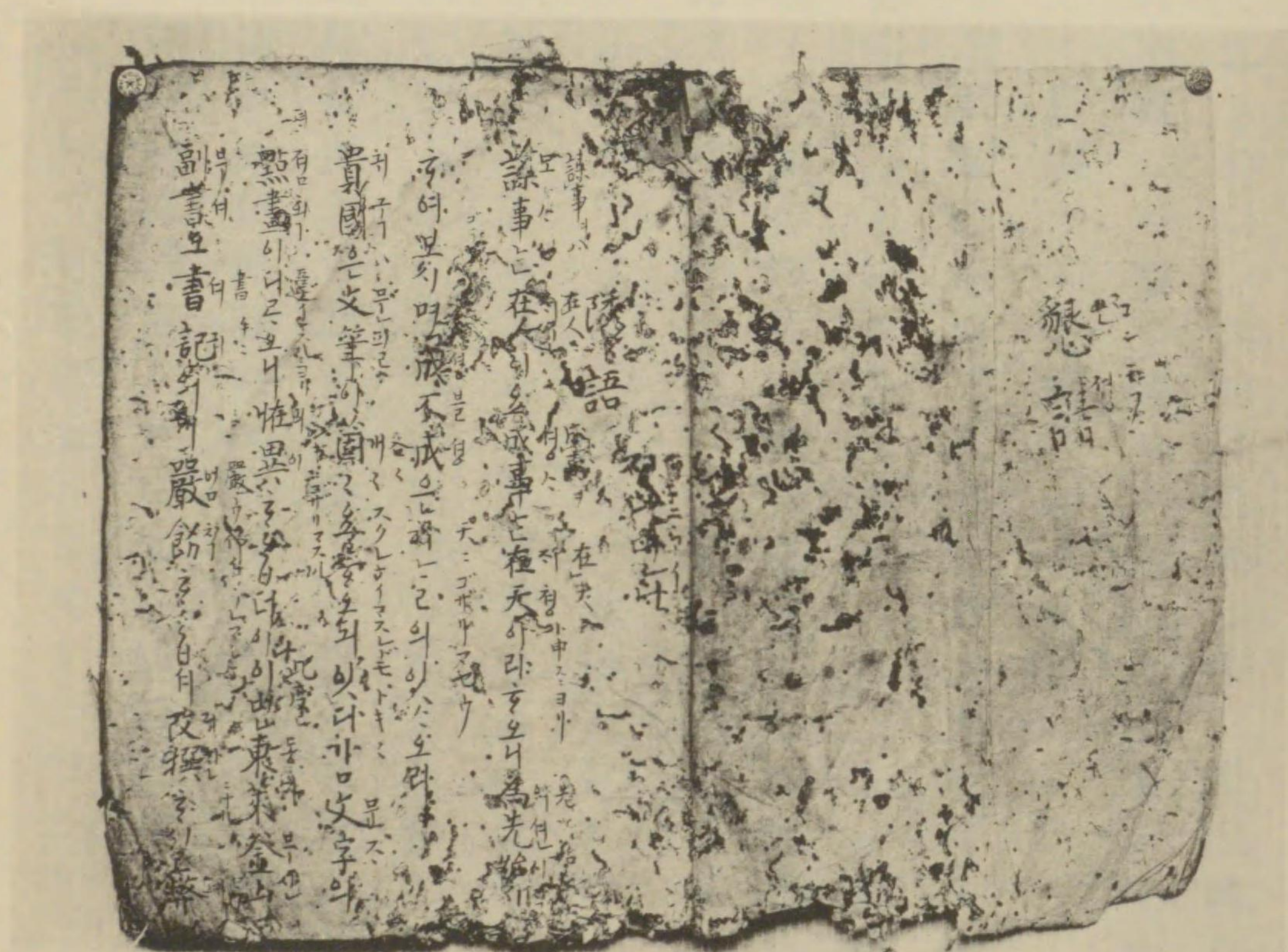

あるが大體此の規定が行はれたのである。先づ唐船が沖に現はれた時は其の所に於いて遠見番より警戒し、浦々にも油斷なき樣申附ける。愈碇を卸した際には、早速小船を出し諭單（通達の書面）を以て漂着の次第を尋問し之を湊へ挽入れ、或は破損せざる樣處置して番船を附ける。唐通事は異國方用人へ屆出で呼寄せ、唐通事より國所出航地同日日行先乘組員數積荷等を尋ね、切支丹書[illegible]て提出せしめ此の書物を鹿兒島の異國方用人へ[illegible]異國方より警固宰領人を派し、且つ江戶長崎へ飛報する。次いで、唐船を改め宗旨の書物を出させ、買唐人二三人を頭立つた者から取り之に宰領を附添へ警固人と夫々別船に乘せ、唐船は浦々から挽船を出し、警固人到着後日和次第長崎へ送り、提出せしめた書物と共に長崎奉行へ渡し、其の首尾は江戶へも報告するのである。此の挽船水手賃銀は長崎唐人方に支拂はしめ、警固船一艘唐人乘船一艘及び警固宰領足輕は藩藏方の負擔である。唐船滯泊中は上陸せしめず、また[illegible]

劍・刃物類を渡す事なき樣嚴戒し、たゞ飯米・薪等或は肴野菜の少量は曖・役人・横目が其の缺乏の實情を檢して、之を給附し、代銀は長崎に於いて決濟すべき旨の書付を取る。それ以外、殊に酒類は一切給附せず、物品貸附も制禁であるが、綱・碇に限り、缺乏の實情を檢して、貸附ける規定であつた。

歸唐船漂着の場合の處置

以上は長崎來航船の場合で、復航船の場合は、長崎何番船、人數何人、何月何日何處へ漂着の旨、書物二通を提出せしめ、改の上相違なければ、之を異國方用人へ送り、飯米・薪・水・帆柱等の用材も、入用の時には無代給附して修補せしめ、順風次第出航せしめ、唐人より願出た時は、長崎へ送る。併し、復航船は過半銀子を所持せざる故、雜用銀は藩藏方より支出する。唐船が難破した時には、之を救助し、荷物を取揚げ、船材等も散亂せざる樣取揚げ、異國方用人に急報し、取扱の藩吏到着まで、人家外れに木屋を作り、又は人家を明けて唐人・荷物を入れ、堅固に圍をして、晝夜警戒する。朝鮮船漂着の際も、唐船と同樣の取扱で、先づ諭單を以て出航地、人數、姓名、歲付、宗旨付及び漂着の次第の書物を提出せしめ、異國方用人へ急報する。而して、朝鮮は聘禮國なるを以て、食糧等は有合せの物を相應に無代給附し、破船の場合は凡べて唐船の通りとするのである。〔注五一〕

漂着の朝鮮船の處置

〔注　一〕唐物來由考　德川禁令考秩六
〔注　二〕島津國史卷二五　大村家覺書
〔注　三〕舊記雜錄後編卷八六
〔注　四〕舊記雜錄後編卷八八　唐物來由考　島津國史卷二五
〔注　五〕舊記雜錄後編卷八六・八七　島津國史卷二六　德川禁令考秩六
〔注　六〕寶永七年上使御答書
〔注　七〕舊記雜錄後編卷九五　島津國史卷二六
〔注　八〕舊記雜錄後編卷九八
〔注　九〕舊記雜錄後編卷九九
〔注一〇〕舊記雜錄後編卷九六
〔注一一〕舊記雜錄後編卷九七
〔注一二〕舊記雜錄後編卷九四
〔注一三〕舊記雜錄後編卷一〇二
〔注一四〕舊記雜錄追錄卷三　歷代制度卷三四　南聘紀考卷人
〔注一五〕舊記雜錄後編卷九六・九七　島津國史卷二六
〔注一六〕舊記雜錄後編卷九七　島津世錄記卷八　大和え御使者記　島津國史卷二六
〔注一七〕舊記雜錄後編卷九七　大和え御使者記　中山世譜附卷一
〔注一八〕官職秘考卷上
〔注一九〕舊記雜錄追錄卷三
〔注二〇〕歷代制度無卷第三　薩藩例規雜集卷一六　通昭錄卷三
〔注二一〕歷代制度卷五一元　歷代制度卷六七（袖崎本）
〔注二二〕舊記雜錄後編卷一〇〇
〔注二三〕舊記雜錄追錄卷一
〔注二四〕舊記雜錄後編卷一〇二　御條書寫卷一
〔注二五〕御條書寫卷一
〔注二六〕舊記雜錄追錄卷一　歷代制度卷六二（袖崎本）　薩藩例規雜集卷二〇
〔注二七〕舊記雜錄追錄卷一
〔注二八〕舊記雜錄追錄卷二　兩院古雜徵卷二　通昭錄卷五
〔注二九〕御條書寫卷一
〔注三〇〕舊記雜錄追錄卷三
〔注三一〕舊記雜錄追錄卷七
〔注三二〕御條書寫卷五
〔注三三〕舊記雜錄追錄卷一六
〔注三四〕舊記雜錄追錄卷一〇
〔注三五〕御條書寫卷五
〔注三六〕御條書寫卷一
〔注三七〕板澤武雄氏著和蘭陀風說書の研究（日本古文化研究所報告三）
〔注三八〕舊記雜錄追錄卷一四　御條書寫卷二
〔注三九〕歷代制度無卷第三　薩藩例規雜集卷一六　異國船方條書（坊津）
〔注四〇〕舊記雜錄追錄卷一〇
〔注四一〕御條書寫卷一　舊記雜錄追錄卷七
〔注四二〕唐物來由考
〔注四三〕舊記雜錄追錄卷四九・五五　歷代制度卷一〇下　薩藩例類雜集卷二五　唐物來由考　島津國史卷二九　德川禁令考秩六
〔注四四〕歷代制度卷一〇下　薩藩例規雜集卷二五　御觸書寬保集成卷三五
〔注四五〕歷代制度無卷第三　薩藩例規雜集卷一六
〔注四六〕舊記雜錄追錄卷二〇・二一　島津國史卷二八　歷代制度無卷第三　薩藩例規雜集卷一六　御條書寫卷五
〔注四七〕大島要文集　御條書寫卷五
〔注四八〕中山世譜卷九以下　周益湘稿道光以後中琉貿易統計（中國近代經濟史研究一ノ一）
〔注四九〕舊記雜錄追錄卷二〇
〔注五〇〕御條書寫卷五
〔注五一〕歷代制度無卷第三　薩藩例規雜集卷一六　異國船方條書

第四章　琉球の附庸關係

薩藩の琉球に對する地位

尚寧の卒去と尚豐の卽位

琉球王位繼承と支那の封册

幕府と琉球との交涉

薩藩の琉球に對する政治的支配關係は、最も總括的には、琉球王を臣從せしめ、且つ王位繼承者を決定する權能を握つた點に見られる。元和二年二月、家久・義弘は尚寧に對し、其の子孫なき場合の繼承者として、佐敷王子朝昌（尚豐）を指名し、同人を西來院菊隱に代る攝政とした。元和六年九月、尚寧が五十七歲、在位三十七年を以て卒するや、翌年、尚豐は王位に卽いたのである。[注一]寬永十七年五月、尚豐が卒した後、幕府は島津氏の分別次第なるべきを達して居り、[注二]尚豐を嗣いだ尚賢が、正保四年九月、卒した後にも、幕府は同じく島津氏の意志に任せた。[注三]卽ち、島津氏より王位繼目を申附けた後、幕府へ屆出れば足りるので、之は將軍德川秀忠の定めた例規であるといふ。[注四]更らに、支那朝廷は、之を關知せずとは云へ、かくして王位繼承者が決定した後、夫に封册を授けるのである。封册に就いては別に記すが、此の册封を經て、琉球王襲封の儀は完了する。

從つて、琉球が直接幕府と交涉を持つ事はなかつた。たゞ將軍襲職等の際、また琉球王襲封の際は通常册封後、夫々慶賀使・恩謝使を參府せしめ、幕府に聘禮する例であつた。恩謝使・賀慶使の參府は琉人立といひ、特に事故なき限り、藩主が同時に參府し、江戶に於いて琉使聘禮の際は、藩主が之を先導する例であつた。其の始めは寬永十一年で、爾後左の如く、都合十八回に及んだ。

恩謝使・賀慶使

琉球使節の氏名

聘禮の日	使命	正使	副使
寬永十一年閏七月九日	恩謝（尚豐襲封）	佐敷王子朝益（尚文）	金武王子朝貞（尚盛）
正保元年六月廿五日	賀慶（家綱誕生）	金武王子朝貞（尚盛）	國頭王子正則（馬氏）
慶安二年九月一日	恩謝（尚賢襲封）	國頭王子正則（馬氏）	具志川王子朝盈（尚亨）
承應二年二月八日	賀慶（家綱襲職）	具志川王子朝盈（尚亨）	國頭王子正則（馬氏）
寬文十一年七月廿八日	恩謝（尚貞襲封）	金武王子朝興（尚淵）	名護王子朝允（尚氏）
天和二年四月十一日	賀慶（綱吉襲職）	名護王子朝允（尚氏）	美里王子朝禎（尚氏）
寶永七年十一月十八日	賀慶（家宣襲職）	美里王子朝禎（尚氏）	豐美城王子朝匡（尚祐氏）
正德四年十二月二日	恩謝（尚益襲封）	豐美城王子朝匡（尚祐氏）	與那城王子朝直（尚氏）
	賀慶（家繼襲職）	與那城王子朝直（尚氏）	金武王子朝祐（尚氏）
	恩謝（尚敬襲封）	越來親方朝誠（尚美材）	恩納親方安治（毛氏）
		恩納親方安治（毛氏）	富盛親方盛富（翁氏）
		富盛親方盛富（翁氏）	與座親方安好（毛氏）
		與座親方安好（毛氏）	知念親方朝上（向氏）
		知念親方朝上（向氏）	勝連親方盛祐（毛氏）

享保三年十一月十三日	賀慶 吉宗襲職	越來王子朝慶 尚氏	西平親方朝叙 向氏
寛延元年十二月十五日	賀慶 家重襲職	具志川王子朝利 尚氏	與那原親方良暢 馬元烈
寶暦二年十二月十五日	恩謝 尚穆襲封	今歸仁王子朝忠 尚氏	小波津親方安藏 毛氏
明和元年十一月廿一日	賀慶 家治襲職	讀谷山王子朝恒 尚和	湧川親方朝喬 向邦鼎
寛政二年十二月二日	賀慶 家齊襲職	宜野灣王子朝祥 尚容	幸地親方良篤 馬克義
寛政八年十二月六日	恩謝 尚溫襲封	大宜見王子朝規 尚氏	安村親方良頭 馬氏
文化三年十一月廿三日	恩謝 尚灝襲封	讀谷山王子朝英 尚大烈	小祿親方良和 馬應昌
天保三年閏十一月四日	恩謝 尚育襲封	豐美城王子朝春 向楷	澤岐親方安慶 毛氏
天保十三年十一月十九日	賀慶 家慶襲職	浦添王子朝熹 尚元魯	座喜味親方盛普 毛恒德
嘉永三年十一月十七日	恩謝 尚泰襲封	玉川王子朝達 尚氏	野村親方朝宜 向氏

（豐美城王子は鹿兒島に移し、代使者讃議官向氏普天間親雲上朝典を豐見城王子と改めて届出た）

但し、寛永十一年の恩謝使に限り、二條城に於いて聘禮した。次の正保元年の賀慶使・恩謝使より、江戸聘禮の後、日光社參を恒例とし、寶永七年の賀慶使・恩謝使以後、之を寛永寺參詣に改めた。途中人馬の給附及び進獻・賜物饗宴等、凡べて尚寧參府の例に準じたのである。其の行裝等は特に異朝風とし、外國聘禮の如く裝はしめた。卽ち、幕府の威勢海外に及ぶを諸人に示す手段でもあつた。薩藩も亦之によつて琉球服屬の事實を誇示したのである。[注五]

琉使の日光社參を寛永寺參詣に改む

琉使の行裝

攝政三司官の任免

王位に次いで、攝政・三司官（法司）の任免も亦藩の指揮によつたのである。西來院菊隱の國師加判役（攝政）任職に就いては前に記したが、時に慶長十七年六月九日付、三司官宛、家久の狀に、西來院は日本の樣子を能く知る故、沙門ではあるが、三司官に加へると記して居る。[注六]

西來院菊隱

三司官の所職

佐敷王子朝昌の攝政任職の事情は前記の如くであるし、何れも藩の指定によつた事は明らかである。

三司官は、夫々給地方用意方・所帶方等を分掌しつゝ、諸事協議して攝政に申稟し、國務を行ふ高官で、攝政に次ぐ。其の選任は王子・按司以下久米村諸大夫に至る琉球諸官の投票によるが、其の決定は藩の承認を俟つたのである。王が之を免ずるにも藩の承認を要し、藩の意により之が阻止された場合もある。寛永五年七月十九日付、家久は尚豐に達し、是より先き唐船來着の時分、鹿兒島家老の養物等を買取つた科により、今歸仁親方宗能（孟歸・仁國頭親方朝致（向鶴齡）が三司官職を免せられたに就き、聊かの事で斯樣の沙汰然るべからずと、兩人の免職を中止せしめた。兩人は復職すると共に、知行・屋敷の沒收を免れた。[注七] 反

三司官の任免に對する薩藩の態度